

令和8年度 第2回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和8年7月30日

資料No. 1	滋賀県最低賃金の改正決定に係る意見書	…… P 1
資料No. 1 -2	その他意見書	…… P 11
資料No. 2	中央最低賃金審議会 令和8年度地域別最低賃金額改定の 目安について(答申)	…… P 15
資料No. 3	日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について	…… P 89
資料No. 4	滋賀県景況調査結果報告書 令和8年度第1四半期	…… P 101
資料No. 5	消費者物価指数(大津市) (2026年(令和8年)6月分)	…… P 145
資料No. 6	滋賀県鉱工業指数(令和8年(2026年)5月速報)	…… P 157
資料No. 7	賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較	…… P 165
資料No. 8	生活保護費と最低賃金額の比較(令和8年度)	…… P 167
資料No. 9	滋賀県最低賃金改正状況一覧(年度別推移)	…… P 169

別冊資料 1 令和8年度 中央最低賃金審議会配付資料

別冊資料 2 令和8年 最低賃金に関する基礎調査結果 滋賀労働局

2026年7月24日

滋賀県最低賃金審議会 御中

滋賀自治体労働組合総連合
執行委員長 杉 本 高

最低賃金額の改正決定に係る意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

令和8年7月9日付け滋賀労働局一般公示第12号により最低賃金の改正決定に係る関係労働者の意見聴取が公示されたので、滋賀県の区域内で使用される労働者の団体として下記のとおり意見を述べます。

記

私たち滋賀自治労連は、県内の地方自治体のみならず地方独立行政法人、いわゆる外郭団体、指定管理者や業務受託事業者で働く労働者を組織する労働組合の連合体です。

地方自治体では、小泉内閣の三位一体改革に端を発する地方財政の締め付けのあおりを受け、正規職員が削減される一方で、国が多発する緊急対策の対応もあり、会計年度任用職員をはじめとする非正規職員の増加は著しく、県内の市町では約4割、多い自治体では半数以上が非正規職員で占められており、この人たちの存在なくして地方自治体の業務は回らないといっても過言ではない状況です。特に保育や学童保育といったエッセンシャルワークの多くが非正規職員によって担われています。

特に訪問介護の報酬の引き下げに伴い、民間訪問介護事業所の廃業や縮小が相次いでおり、公的役割を担う市町村社会福祉協議会にケースが回ってくるなど、公的団体の負担が年々重くなっています。

総務省は2022年12月23日付けで「会計年度任用職員の給与水準の決定については（略）地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること」とし、初めて最低賃金を下回る給与水準を是正するよう通知しました。また、2025年人事院勧告で、「人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置」するとして2026年4月に第二種初任給調整手当が新設されました。近年の若年層職員の給与改善により、初任給と最低賃金の逆転現象は解消されていますが、再び逆転が生じかねない情勢にあります。

一方で、地方自治体の業務委託や指定管理、地方独立行政法人、外郭団体などの職場では、最低賃金制度が適用される多くの労働者が従事しています。2025 年 10 月に滋賀県が実施した「滋賀県が締結する契約に関する事業者調査」の賃金実態調査結果によれば、回答のあった 44 人の清掃業務労働者のうち 21 人が時給 1,050 円未満となっており、半数近くの労働者が最低賃金近傍で働いており、ダンピング受注とも相まって、労働者は、劣悪な賃金・労働条件に追いやられています。

政府が、令和 8 年 6 月 21 日に決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（いわゆる骨太の方針）の中で「2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 202543）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する『供給力強化』そのものであり、成長戦略の起点である。」としており、全国各地で実施している最低生計費試算調査結果を見ても、健康で文化的な最低限の生活を送るためには時給 1,700 円以上が喫緊に必要です。

賃金引き上げが困難な中小企業が存在することは承知しています。国や地方自治体がこれらの中小企業に手を差し伸べ、そこに働く労働者の下支え、底上げを行うことが、巡り巡って国や地方自治体の財政負担軽減につながると私たちは確信し、国や県、県内の市町にも要請や懇談を続けています。最低賃金の大幅引き上げによる地域の賃金底上げが、地域内経済循環に最も有効であることは論を待ちません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが公務・公共サービスの提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以 上

連絡先 〒520-0051 大津市梅林 1-3-30 フレンズビル 1 階 滋賀自治体労働組合総連合

TEL 077-527-5511

表4 滋賀県内の市町別人口

	令和7年国勢 調査速報値(人)			増減数(人)			増減率(%)			令和2年国勢 調査確定値(人)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
県計	1,392,439	686,048	706,391	△ 21,171	△ 11,381	△ 9,790	△ 1.50	△ 1.63	△ 1.37	1,413,610	697,429	716,181
大津市	343,051	164,824	178,227	△ 2,019	△ 1,849	△ 170	△ 0.59	△ 1.11	△ 0.10	345,070	166,673	178,397
彦根市	111,647	55,489	56,158	△ 2,000	△ 1,003	△ 997	△ 1.76	△ 1.78	△ 1.74	113,647	56,492	57,155
長浜市	108,085	52,652	55,433	△ 5,551	△ 2,754	△ 2,797	△ 4.88	△ 4.97	△ 4.80	113,636	55,406	58,230
近江八幡市	79,393	38,801	40,592	△ 1,729	△ 875	△ 854	△ 2.13	△ 2.21	△ 2.06	81,122	39,676	41,446
草津市	148,731	74,787	73,944	4,818	2,141	2,677	3.35	2.95	3.76	143,913	72,646	71,267
守山市	84,539	41,390	43,149	1,303	518	785	1.57	1.27	1.85	83,236	40,872	42,364
栗東市	69,129	34,209	34,920	309	99	210	0.45	0.29	0.61	68,820	34,110	34,710
甲賀市	84,982	42,483	42,499	△ 3,376	△ 1,531	△ 1,845	△ 3.82	△ 3.48	△ 4.16	88,358	44,014	44,344
野洲市	50,013	24,865	25,148	△ 500	△ 256	△ 244	△ 0.99	△ 1.02	△ 0.96	50,513	25,121	25,392
湖南市	53,614	27,849	25,765	△ 846	△ 319	△ 527	△ 1.55	△ 1.13	△ 2.00	54,460	28,168	26,292
高島市	43,130	21,071	22,059	△ 3,247	△ 1,691	△ 1,556	△ 7.00	△ 7.43	△ 6.59	46,377	22,762	23,615
東近江市	109,923	54,908	55,015	△ 2,896	△ 1,388	△ 1,508	△ 2.57	△ 2.47	△ 2.67	112,819	56,296	56,523
米原市	35,339	17,251	18,088	△ 1,886	△ 800	△ 1,086	△ 5.07	△ 4.43	△ 5.66	37,225	18,051	19,174
日野町	20,010	10,146	9,864	△ 954	△ 409	△ 545	△ 4.55	△ 3.87	△ 5.24	20,964	10,555	10,409
竜王町	10,935	5,678	5,257	△ 854	△ 514	△ 340	△ 7.24	△ 8.30	△ 6.07	11,789	6,192	5,597
愛荘町	20,415	10,202	10,213	△ 478	△ 171	△ 307	△ 2.29	△ 1.65	△ 2.92	20,893	10,373	10,520
豊郷町	6,800	3,303	3,497	△ 332	△ 155	△ 177	△ 4.66	△ 4.48	△ 4.82	7,132	3,458	3,674
甲良町	5,715	2,766	2,949	△ 647	△ 294	△ 353	△ 10.17	△ 9.61	△ 10.69	6,362	3,060	3,302
多賀町	6,988	3,374	3,614	△ 286	△ 130	△ 156	△ 3.93	△ 3.71	△ 4.14	7,274	3,504	3,770

2026 年 7 月 24 日

滋賀地方最低賃金審議会委員 各位

コープしが労働組合
執行委員長 山田 博也

最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最賃制度の実現を求める意見書

コープしが労組の概要について

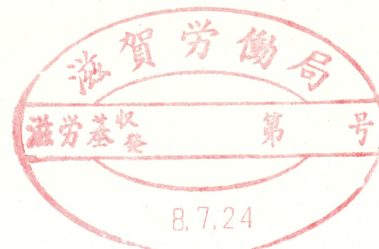
生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その 6 割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも 8 時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、全国一律最低賃金制と最低賃金 1,800 円以上の実現を求めています。

1. 改定額の審議においては、生計費を基軸とした検討を行うこと

現在の物価水準のもとでは、多くの地域で最低賃金のみでは安定した生活を維持することが困難となっており、生活改善を実感できる水準への大幅な引上げが不可欠です。最低賃金の審議においては、生計費を基軸とした検討を一層重視することが、制度の目的との整合性を高めるものと考えます。また地域別最低賃金制度である限り、地域間比較や競争意識への懸念を理由として、改定額の必要な引上げが抑制されることのないよう、制度本来の目的である生活保障に即した審議が行われることを求めます。

2. 最低賃金改定後の発効日について、先送りや分散化が生じないよう必要な検討を図ること

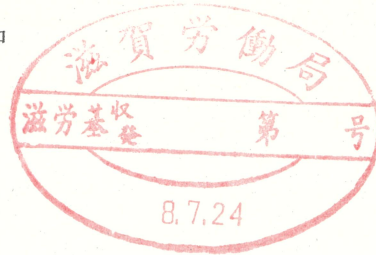
2025 年の最低賃金改定においては、一部地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度のもとで働く労働者の間に、不合理な新たな地域格差が生じました。発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。発効日の先送りや地域間のばらつきが生じないよう、必要な運用上の対応が図られることを求めます。この問題の背景には、地域別制度が地域間格差を不可避免的に伴う構造的課題を有している点についても、検証が必要であると考えます。最低賃金制度が労働者の生活を支える制度として確立されるよう、労働者の実態に根差した実効性ある審議が行われることを強く要請いたします。



以 上

最低賃金額の改正決定に係る意見書

滋賀最低賃金審議会 御中



滋賀県労連・滋賀一般労組

執行委員長 山元大造

はじめに

物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、県内で人間らしく暮らせる最低生計費に引き上げる目安額を答申すること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求めます。

日本の実質賃金は 2025 年で前年比 0.5% 減、4 年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前政権が掲げていた「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標は、高市政権のもとで投げ捨てられ、2030 年代前半にと目標を大きく引き下げられました。しかし最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた 30 年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない政治課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄です。

今必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDP の 6 割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そのためには、働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に基づく最低賃金の審議を最低賃金審議会が行うことです。それこそが、生存権を保障し、国民経済の健全な発展を支えることを目的とする最低賃金法の本来の役割であると考えます。

1. 物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する目安を出してください

私たちが加盟する全労連（全国労働組合総連合）と地方組織は全国 29 都道府県で 5 万人超の協力で“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 27 万円（税込み）・時間額 1,700 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が示され、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では 1,800 円、1,900 円の結果が出ており、1,500 円でもすでに生活できない状況が示されています。（資料参照）

私たちが日々相談を受けている最賃近傍で働く労働者は、暮らしの厳しさを訴えています。「毎月の賃金だけで暮らせず、貯えを切り崩している」「家電が故障したときにローンが通らなかった」「正月やゴールデンウィークなど休みが多い月は厳しい」「食事を控えている」など深刻な状況です。生活できる水準でないことは明らかです。なぜ、この額でよいと考えるのでしょうか。

滋賀県の 1,080 円では、月 150 時間労働でも月 16.2 万円、年収 194.4 万円です。173.8 時間換算でも月 18.8 万円、年収 225 万円であり、税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは到底困難で

す。ふさわしい目安を示すため、これまでの延長線上ではない審議を求めます。

2. 全国一律制度実現めざし、地域間の格差（額）解消のメッセージとなる目安を出してください

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。最低賃金の地域間格差は賃金格差となり、診療報酬や介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉労働者の所定内賃金は地域別最低賃金と連動しています。さらに、公務員賃金、生活保護、年金、保険料など様々な制度格差にもつながっています。人口格差是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差是正が必要です。そのうえで地域特性を生かした施策が可能になります。いくつかの自治体首長も、人口流出や地域経済の疲弊を放置できないとして、地方最低賃金審議会に対し格差是正と最低賃金引き上げを求める行動を行っており、地方政治の重要な焦点となっています。私たちは滋賀県知事へ要請を続けているところです。

滋賀の審議会として国に対し、「最低賃金法を全国一律制に改正する」よう進言する答申を行うことを求めます。

3. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください

日本では企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」であるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位となる構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

あわせて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約における最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進める必要があります。

最低賃金は、生存権を保障するための最低基準です。物価上昇を上回り、生活改善を実感できる水準への大幅引き上げとともに、地域間格差の解消につながる全国一律最低賃金制度の実現が必要です。中央最低賃金審議会におかれては、全国どこで働いても人間らしい生活ができる水準の目安額を示すとともに、その実現を支える中小企業支援策の抜本的強化を求める提言を行うよう要望します。

4. 審議を全面公開し、広く国民が関心をもてる運営に改善してください

近年、審議の公開は進んだものの、実質的な審議は相変わらず、非公開の「公労」や「公使」の「二者協議」でおこなわれており、議事録も残りません。

全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。

「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

審議会ができることは、最低賃金を大幅に引き上げるとともに、全国一律にすること、中小企業支援を求めること、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に強く求めることだと考えます。そのことを述べて滋賀県労連・滋賀一般労組の意見とします。

以 上

表 総括表（アップデート後）

「最低生計費試算調査の最新結果」静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

都道府県名		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	群馬県		栃木県	
自治体名		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	前橋市		宇都宮市	
性別		男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	女性
調査（アップデート）年		2026年	2026年	2026年	2026年	2026年	2026年	2025年		2025年	
消費支出		202,819	204,032	208,659	207,132	211,247	205,384	199,573	198,371	204,417	205,628
食費		52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513	50,631	42,737	47,803	42,807
住居費		39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	39,583	39,583	41,667	41,667
水道・光熱		10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349	11,790	13,777	11,545	11,850
家具・家事用品		4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312	5,203	4,732	5,846	5,505
被服・履物		7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952	9,428	4,864	5,888	6,061
保健医療		2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	2,635	2,869	1,604	1,784
交通・通信		38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337	40,012	36,030	40,255	38,815
教養・娯楽		24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569	25,116	28,604	26,856	26,888
その他		23,619	23,545	23,740	25,350	23,871	23,630	32,574	25,040	22,953	30,251
非消費支出		53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890	58,123	58,123	58,967	58,967
予備費		20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500	19,900	19,800	20,400	20,500
最低生計費 （月額）	税抜	223,019	224,432	229,459	227,832	232,347	225,884	231,614	218,171	224,817	226,128
	税込	276,070	282,068	286,363	282,267	295,459	282,774	285,269	277,596	283,784	285,095
年額（税込）		3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,203	3,545,506	3,393,286	3,423,228	3,331,152	3,321,331	3,336,352
必要最低賃金額B（150時間換算）		1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885	1,902	1,851	1,892	1,901

表 総括表 (アップデート後) 「最低生計費試算調査の最新結果」 静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

都道府県名		東京都		静岡県		岐阜県		愛知県		京都府	
自治体名		北区		静岡市		岐阜市		名古屋市		京都市	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査(アップデート)年		2026年		2025年		2025年		2026年		2025年	
消費支出		207,320	198,376	206,838	201,739	199,270	200,421	199,394	197,385	205,697	204,986
食費		63,750	50,259	46,467	37,413	51,578	43,530	60,503	49,273	57,944	45,361
住居費		60,417	60,417	45,000	45,000	43,000	43,000	50,667	50,667	46,875	46,875
水道・光熱		7,697	7,503	8,716	7,603	9,939	10,969	8,340	7,275	8,188	9,309
家具・家事用品		3,197	3,402	5,041	5,354	3,813	3,877	4,610	4,768	5,157	5,319
被服・履物		8,062	6,280	8,599	4,898	8,528	6,337	10,176	10,068	14,526	10,356
保健医療		1,076	3,078	3,551	4,927	1,633	4,995	5,914	9,015	1,206	2,898
交通・通信		10,633	10,633	45,130	45,004	38,586	37,131	7,949	7,816	16,975	16,975
教養・娯楽		29,338	29,377	21,436	25,414	23,906	24,225	26,910	26,930	25,693	31,835
その他		23,149	27,426	22,899	26,127	18,287	26,357	24,324	31,573	29,134	36,058
非消費支出		60,644	60,644	58,157	58,157	57,608	57,608	63,990	63,990	58,005	58,005
予備費		20,700	19,800	20,600	20,100	19,900	20,000	19,900	19,700	20,500	20,400
最低生計費 (月額)	税抜	228,020	218,176	227,438	221,839	219,170	220,421	219,294	217,085	226,197	225,386
	税込	288,664	278,820	285,595	279,996	276,778	278,029	283,284	281,075	284,202	283,391
年額(税込)		3,463,966	3,345,842	3,427,140	3,359,954	3,321,331	3,336,352	3,399,403	3,372,904	3,410,426	3,400,697
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,924	1,859	1,904	1,867	1,845	1,854	1,889	1,874	1,895	1,889

表 総括表（アップデート後）

都道府県名		高知県		大分市		宮崎県	
自治体名		高知市		大分市		宮崎市	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査(アップデート)年		2026年		2025年		2025年	
消費支出		212,753	212,203	215,168	214,565	209,645	211,134
食 費		57,088	46,463	57,048	43,366	53,258	44,371
住 居 費		39,000	39,000	45,000	45,000	40,000	40,000
水道・光熱		9,661	11,491	8,308	8,726	12,182	15,035
家具・家事用品		3,813	4,353	5,202	6,640	3,991	4,206
被服・履物		7,486	9,257	5,002	9,937	7,808	5,784
保健医療		1,572	906	2,388	3,717	3,955	2,480
交通・通信		40,972	37,049	36,702	36,577	39,110	43,391
教養・娯楽		31,868	31,868	30,822	30,822	26,633	26,087
そ の 他		21,294	31,816	24,696	29,780	22,708	29,780
非消費支出		57,617	57,617	60,922	60,922	53,637	53,637
予 備 費		21,200	21,200	21,500	21,400	20,900	21,100
最低生計費 (月額)	税抜	233,953	233,403	236,668	235,965	230,545	232,234
	税込	291,570	291,020	297,590	296,887	284,182	285,871
年額(税込)		3,498,842	3,492,242	3,321,331	3,336,352	3,410,184	3,430,452
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,944	1,940	1,984	1,979	1,895	1,906

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全勞連
最低生計費試算調查PT 2026年7月16日現在

都道府県	都市名	消費支出										最低生計費										最賃2025改定		調査結果 発表時期	調査結果 発表時期 ※	サ ク ン ン 年 ブ 単 身 ル 身 数 者
		食費	住居費	水道 光熱	家事 用品	被 服 物	保 健 医 療	交 通 ・ 通 信	教 育	教 養 ・ 娯 楽	そ の 他	非 消 出 費	非 消 費 率	予 備 費	最低生計費			額	ラ ン ク							
															月額 (税抜)	月額 (税込)	年額 (税込)			時間額 (150h)						
佐賀県	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	4,345	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,622	290,709	3,488,505	1,938	C	2019年12月	2026年7月	111			
北海道	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	4,830	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	B	2016年4月	2026年7月	201			
群馬県	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	19,761	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	B	2026年7月		79			
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,697	3,197	8,062	1,076	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	A	2019年9月	2026年7月	411			
栃木県	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	22,953	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	B	2026年6月		53			
愛知県	名古屋市中区	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	A	2016年2月	2026年6月	217			
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	C	2022年6月	2026年6月	94			
宮崎県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	C	2026年6月		69			
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	C						
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	C						
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	C	2016年3月	2026年5月	270			
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	C						
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	B						
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	B						
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	B	2023年1月	2026年4月	38			
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	B	2015年12月	2025年7月	195			
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	B	2019年4月	2025年7月	412			
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	B	2015年12月	2025年6月	74			
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	B	2020年7月	2025年2月	748			
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	A	2022年1月	2025年1月	634			
岡山県	岡山市	195,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	B	2020年7月	2025年1月	265			
埼玉県	さいたま市	195,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	A	2024年10月		153			
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	B	2018年4月	2024年8月	267			
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	B	2019年4月	2024年7月	167			
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	C	2019年4月	2024年7月	141			
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	C	2019年4月	2024年7月	158			
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	B	2020年7月	2022年10月	190			
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	B	2022年6月		112			
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	C	2021年6月		109			
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	C	2020年7月		84			
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,866	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	B	2016年1月		70			

**ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める
意見書**

労働者の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

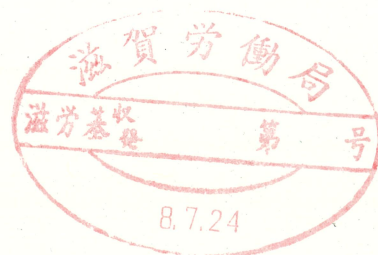
このような状況下で、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 20,000 円低く、介護職に至っては同 83,333 円も低くなっています。年収ベースでは数十～百万円以上の格差があり、公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。24 時間 365 日、切れ目なく安全・安心で良質な医療・介護を提供し続けているが、ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は選ばれない職種になりはじめており、とりわけ地方での人員確保が困難になっています。ケア労働者の賃金水準を地域別にみると、地域別最低賃金と相関性があることが明らかになっています。近畿圏内では京都や大阪よりも 42 円～97 円低く人材確保が困難な状況となっています。同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけています。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

昨年、地域別最低賃金のランクが 4 段階から 3 段階に修正されましたが、全労連が実施した「最低生計費調査（2026 年 6 月現在、静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授監修）」によれば、全国 29 都市の平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差は無くなっています。さらに物価上昇を加味した試算では 1,800 円以上の結果も出ています。もはや最低賃金 1,500 円では、「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。これまで述べたように全国一律の最低賃金制度の新設がいかに理にかなっているか、ケア労働者の確保の点からも明白です。

政府は「骨太の方針 2026」で、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」と明記していますが、現下の物価高騰に賃上げが追い付いていない状況からすれば、政府には労働者の生活安定に最優先で取り組む決意があるのか、現状に危機感を抱いていないのかと思わざるを得ません。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

以上



2026（令和8）年6月17日

滋賀地方最低賃金審議会 御中

滋賀弁護士会
会長 遠藤大



会長声明の送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の活動に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、当会では下記の会長声明を発表いたしました。送付させていただきますので、内容につきご一読下さいますようお願いいたします。

謹白

記

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

以上



最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

厚生労働大臣は、本年6月頃に中央最低賃金審議会に対して令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から本年7月頃に答申が行われる見込みである。

昨年、同審議会は全国加重平均63円の引上げを答申し、令和7年度の全国加重平均額は1121円となった。この結果、令和7年度はすべての都道府県で最低賃金額が1000円を超えたが、滋賀県の令和7年度の最低賃金額は全国加重平均額を大きく下回る1080円にとどまっている。これでは、1日8時間、週40時間、年52週働いたとしても、年収224万6400円にしかない。

国際的な原材料価格の上昇や国際情勢等の影響で、食料品など生活関連品の価格が上昇し続けていることからすれば、令和7年度の最低賃金額では安心して暮らせるだけの賃金水準には到底達していない。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業を含めたすべての労働者の実質賃金の上昇または維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引上げることが重要である。

また、依然として是正されていない地域間格差の解消も大きな課題である。令和7年度の最低賃金額は、最も高い東京都で1226円であるのに対し、滋賀県の最低賃金額は1080円と東京都より146円も低額である。最低賃金額の引上げはなされても、地域間格差の解消はほとんど是正が進んでいない。

労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果によれば、労働者の生計費は都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされており、この点からも、地方の最低賃金額を都市部の水準にまで引上げることが検討されるべきである。

一方で、地域経済を支える中小企業への支援策も不可欠である。最低賃金額の大幅な引上げを企業努力のみに委ねることは、中小企業に過度な負担を強いる結果となりかねない。社会保険料の事業主負担の減免、生産性向上への支援、適正な価格転嫁が可能となる取引環境の整備など、最低賃金額を引上げても中小企業が円滑に企業運営を行うことができるよう、実効性のある抜本的な中小企業支援策を講じることが必要である。

当会は、中央最低賃金審議会に対し、本年度、全国すべての地域について、最低賃金額の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、国に対して、最低賃金額の大幅な引上げに当たり、社会保険料の事業主負担部分の大幅な減免措置を講じるなど、中小企業に対する十分な支援策を講じることが求める。

また、中央最低賃金審議会の答申がなされた後に審議が予定されている滋賀地方最低賃金審議会においても、以上のような状況を踏まえ、最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2026（令和8）年6月17日



滋賀弁護士会

会長 遠藤 大



2026 年 6 月 24 日

滋賀労働局長 様
滋賀県最低賃金審議会 様

滋賀県労働組合総連合会
議長 衛藤 隆夫

最賃審議会にかかわる申し入れ

労働行政における働く人の命と暮らしを守る日々のお取り組みに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品・エネルギー・住宅関連費など生活必需品の価格上昇が続く、労働者の暮らしは深刻さを増しています。名目賃金の上昇が報じられる一方、物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金の低下が続く、多くの労働者が生活水準の切り下げを余儀なくされています。

2025 年最低賃金改定後の全国加重平均時給 1121 円では人間らしい生活を維持することは困難です。最低賃金近傍で働く労働者からは、ダブルワーク・トリプルワークを行わなければ生活できないとの声が広がり、制度の役割そのものが問われています。

最高額の東京（1226 円）と滋賀県（1080 円）の差は 146 円に及び、同一企業・同一労働・同一時間（月 150 時間）でも、月 2 万 1,900 円、年 26 万 2,800 円の所得格差が生じています。この格差は若者の都市集中を加速させ、地方経済の衰退と人口減少を招く要因となっています。私たちはこの構造的問題の解決として全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

現行制度では「地域の支払能力」が基準とされるため、低賃金地域ほど低水準に固定される構造的矛盾があります。物価が全国的に上昇する今日、生活に必要な生計費に大きな地域差はありません。全国 27 都道府県・4 万 9000 人超を対象にした最低生計費試算調査では、どの地域でも必要な生活費は共通しており、最新の試算では時給 1700 円～1800 円が必要との結果が示されています。

高市早苗内閣は経済成長と所得向上を掲げていますが、内需拡大と持続的成長には最低賃金引き上げによる所得底上げが不可欠です。最低賃金の引き上げは日本経済全体の需要創出と人口減少社会への対応に直結する課題です。

誰もがどこでも普通に働けば人間らしい生活ができる社会の実現のため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制度の創設と大幅引き上げを求めます。

また、少なくとも石破政権が掲げた「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の実現には年 7.5%、1700 円では年 11%程度の引き上げが必要であり、中小企業・小規模事業者の努力のみでは対応できません。価格転嫁の制度化、社会保険料負担軽減、直接支援など国による抜本的な中小企業支援策が不可欠です。

以上の趣旨を踏まえ、以下のとおり要請します。

【要請事項】

1. 最低賃金の大幅引き上げをはかり、1700 円以上への道筋をつけられること
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、いたずらに発効日を遅らせることなく、最短で発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国と県に求めること。
4. 非公開審議は設定せず、審議会をすべて公開すること。
5. 県民への理解を進めるため、審議が行われていることを広く知らせること。
6. 傍聴者の人数制限はせず対応すること。
7. 次期労働者委員の選任については任命基準を明らかにした上で公正に行うこと。

以上要請いたします。

令和8年7月28日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之



令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和8年6月26日に諮問のあった令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

- 7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 9 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和8年7月28日

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和8年6月23日)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」(令和5年全員協議会報告の1(2))との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」(ウエイト8,420)は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和6年10月から令和

7年6月までの平均3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1万分比）を指す）。

昨年度を目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均1.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均4.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和7年は勤労者世帯で26.3%となっており、令和6年の26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和8年5月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、3年連続5%を上回っている。また中小でも4.69%（昨年4.65%）で3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については6.18%（昨年5.81%、一昨年5.74%）となり、6%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.38%）で3年連続5%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも4.20%（昨年4.35%）で3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で2年連続4%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引き上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和6年度は資本金1,000万円以上で61.4%、資本金1,000万円未満で81.5%となっているが、資本金1,000万円未満においても令和5年度と比べると1.5ポイント上昇しているが、令和4年度から3.1ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和8年6月（速報値）で7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で22.8%、「化学製品」で14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和8年4月～6月は、-18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令

和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54円（4.5%）、Bランク 56円（5.2%）、Cランク 56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和 7 年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県あった。

こうした令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和 8 年度以降の審議に向けて、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9	

	ウェイト (1 万分比)	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均		2024年10月～ 2025年6月 平均		(単位：%)
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1.2	2.3			
		3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7					
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	2.3	4.2		
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	2.3	6.7		
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	2.2	5.0		
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	4.3	6.4		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注5 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1 か月に1 回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1 世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1 か月に1 回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料 A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

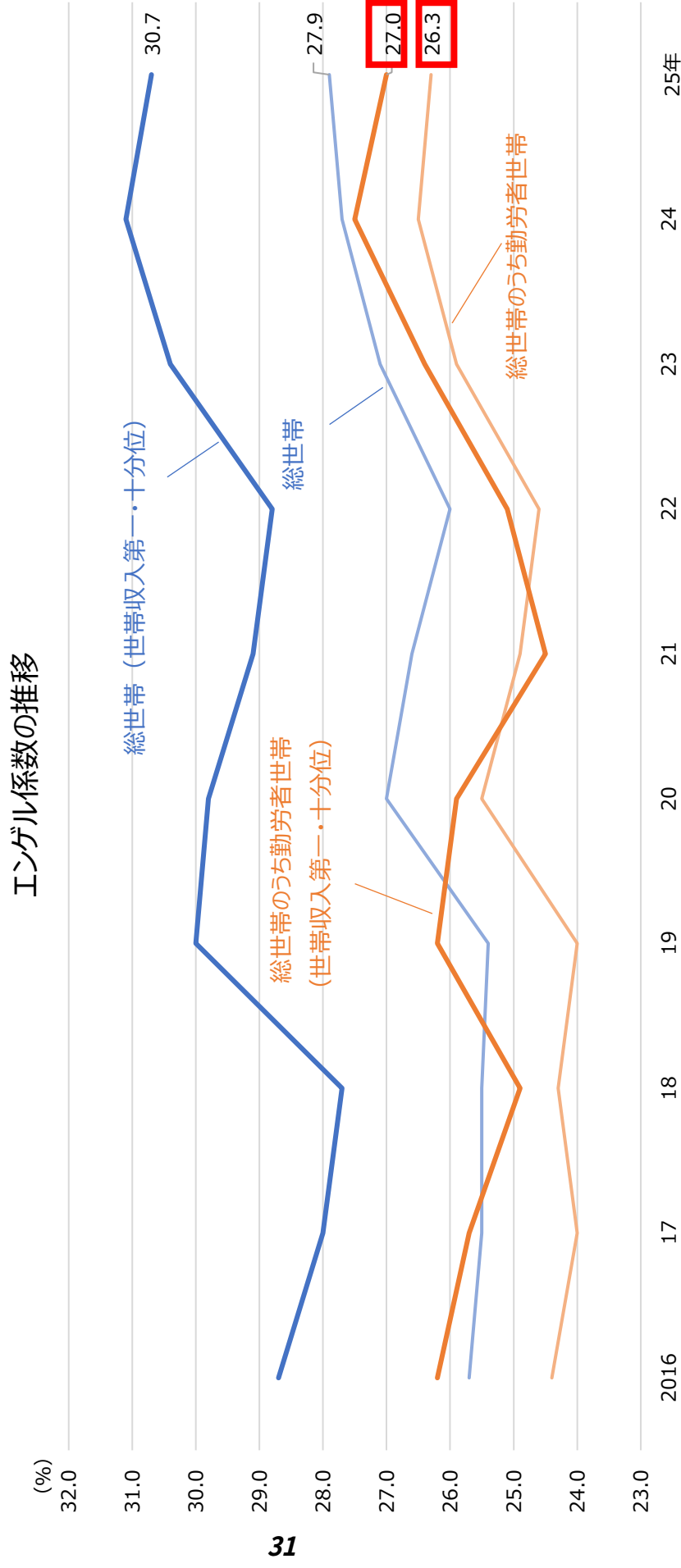
「1 か月に1 回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信用料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当） A	
だいこん	すし（弁当） B	
かぼちゃ	弁当 A	
なす	弁当 B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

- エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。



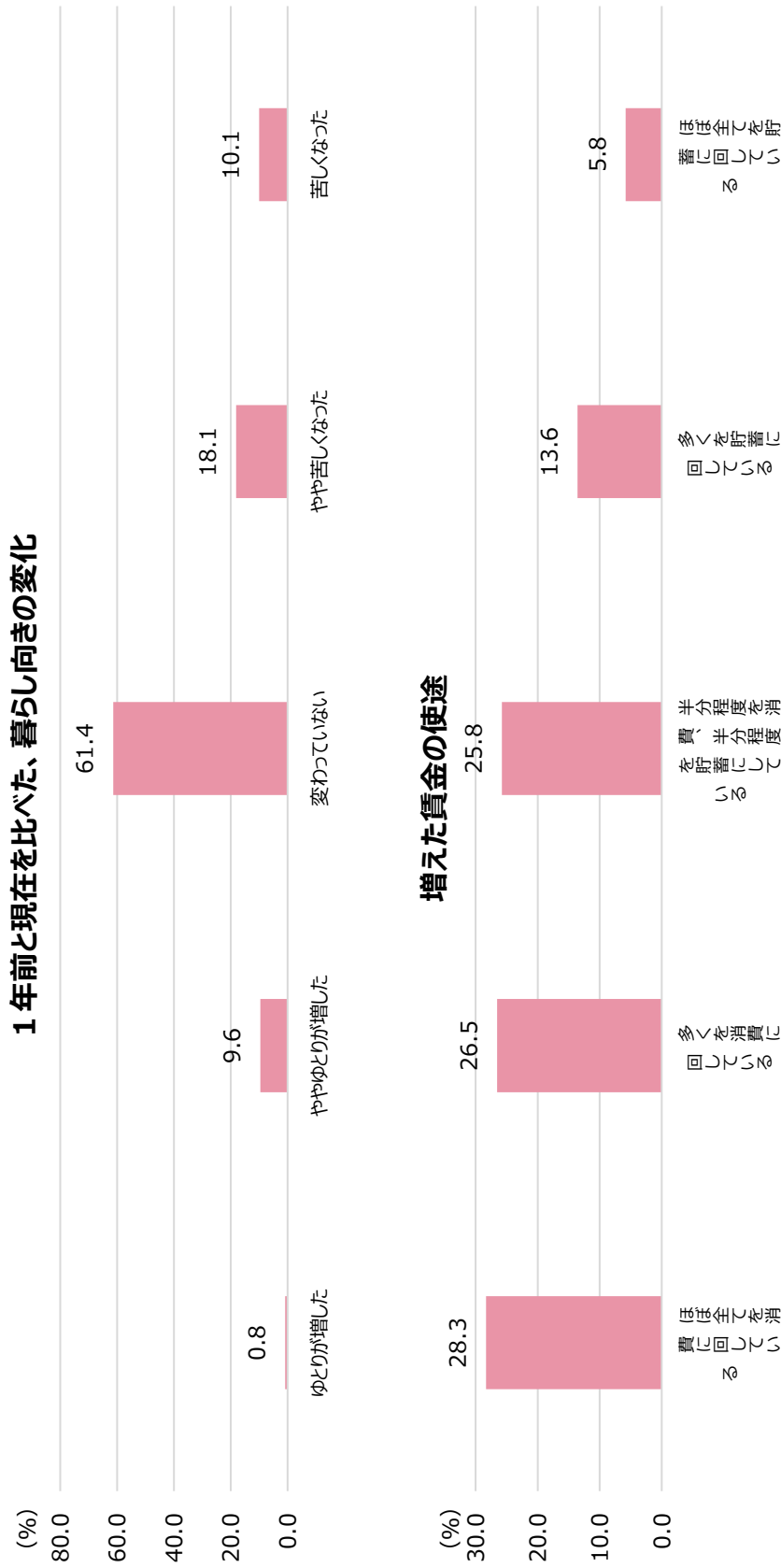
出所：家計調査(総務省)

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

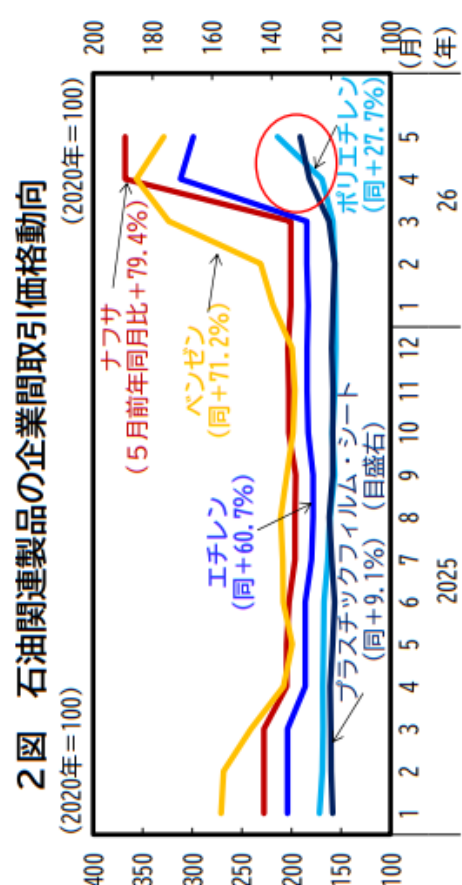
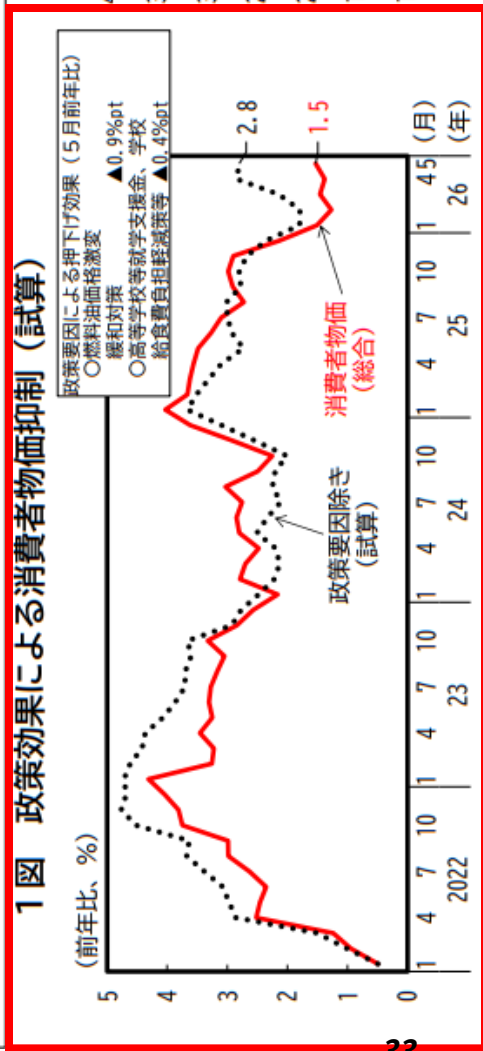
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」が10.4%、「やや苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。



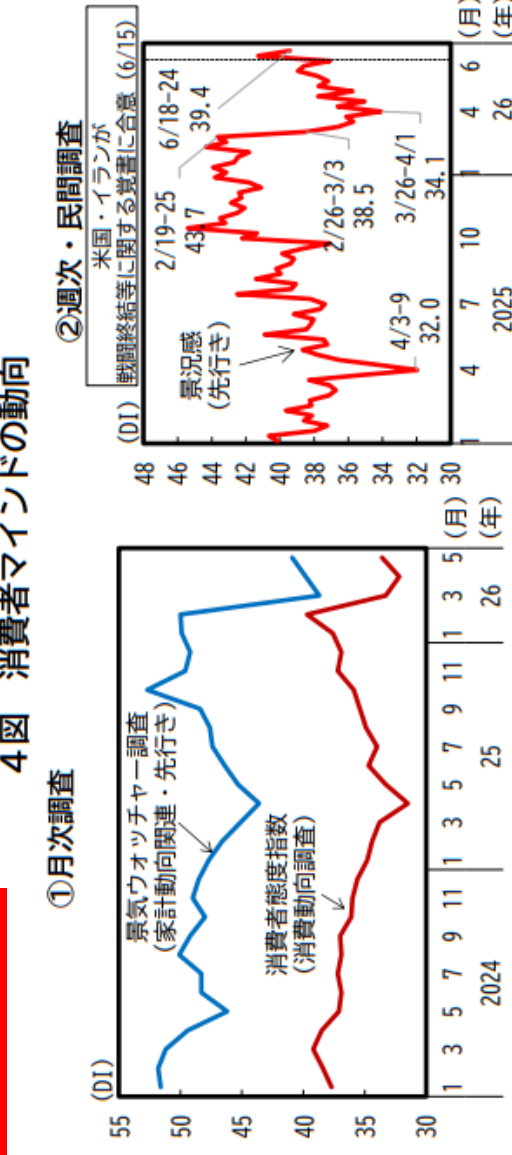
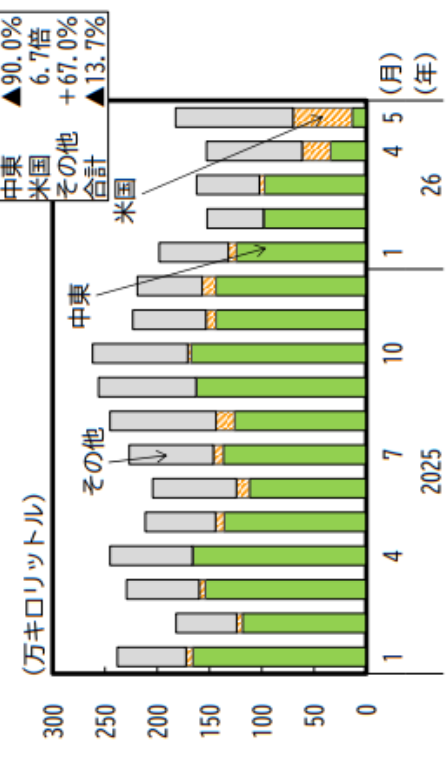
(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今月の指標（1） 中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、5月の消費者物価は3%近い上昇率になったと試算される（1図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（2図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（3図）。消費者マインドは、4月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（4図）。



3図 ナフサ等揮発油の輸入動向

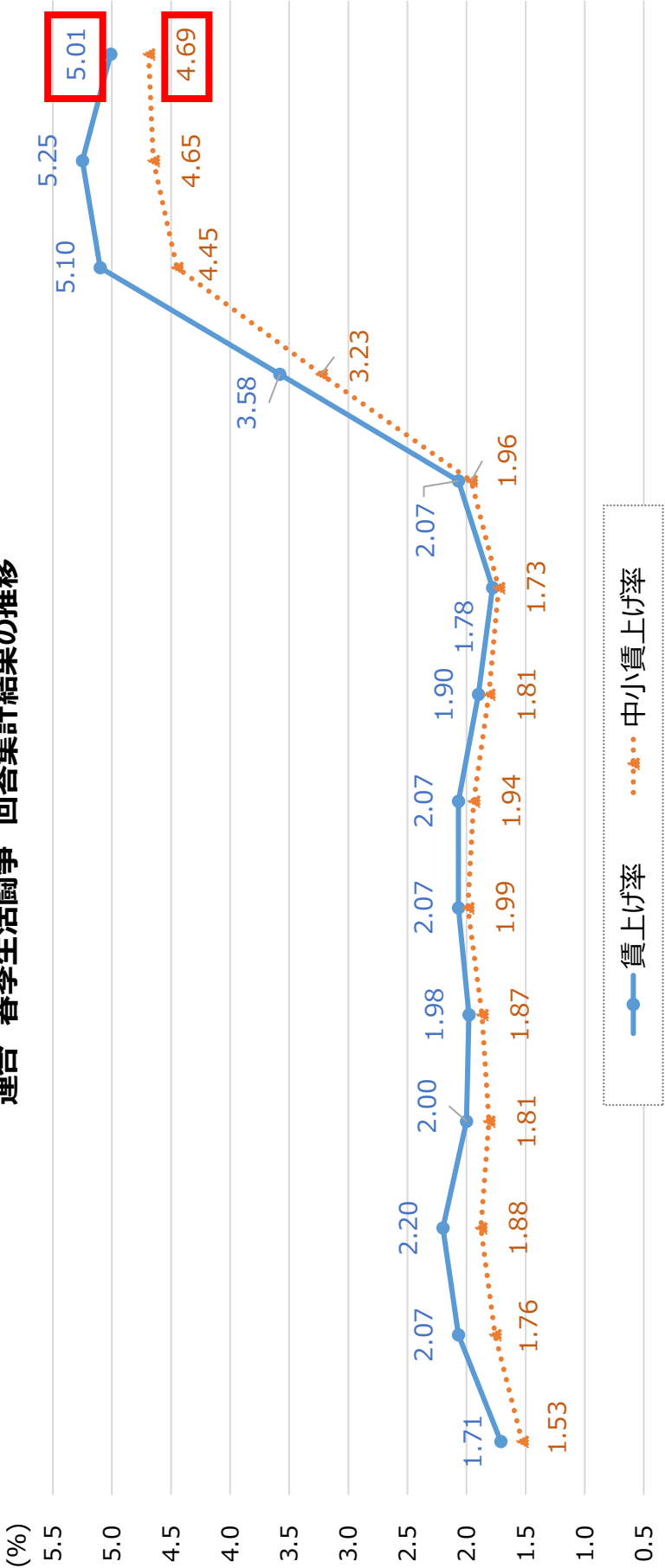


(備考) 1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。 2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年5月の前年同月比。
3. 3図は、財務省「貿易統計」により作成。 4. 4図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、「Macromill Weekly Index」により作成。
(先行き)」は、2～3か月後の景況感や消費予想について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増える判断している。

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、5%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 回答集計結果の推移



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

（資料出所）連合「2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2026年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果(2026年7月3日)

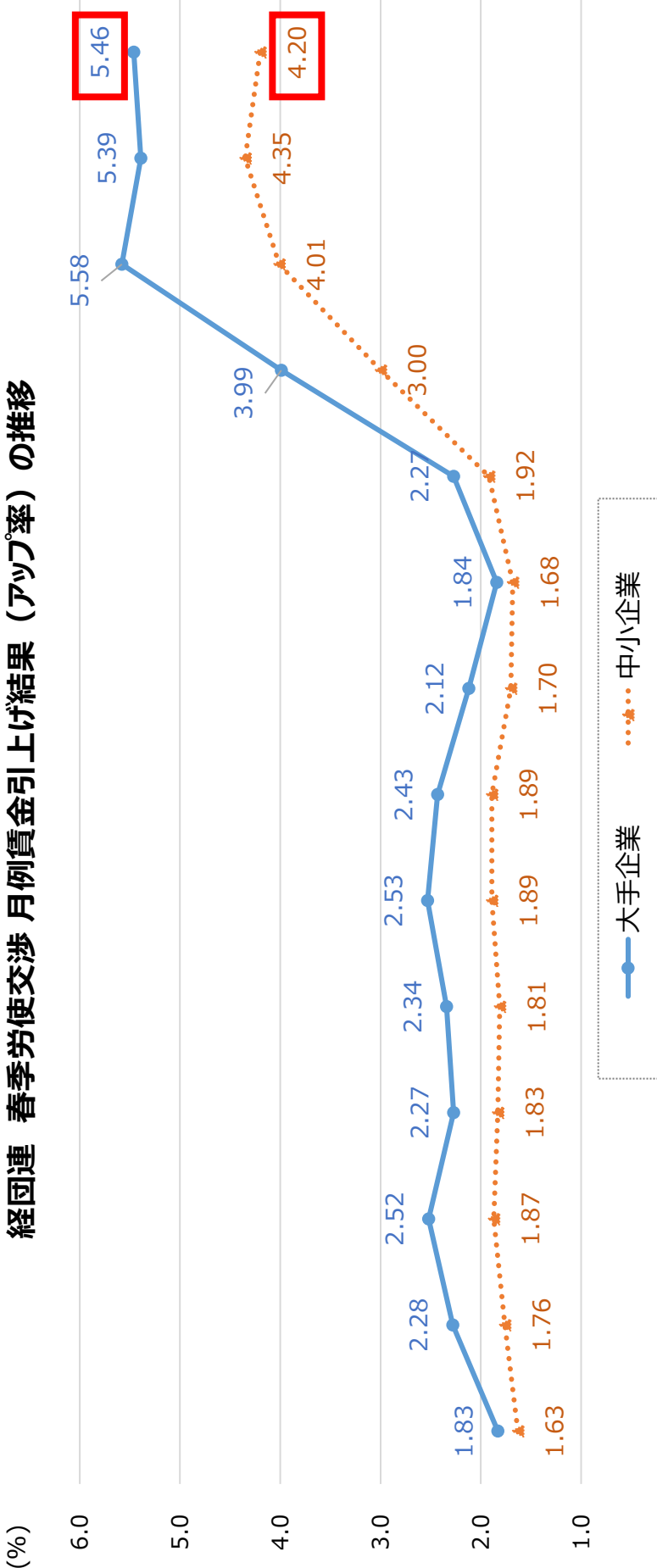
		単純平均		加重平均
時給 35	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円 (59.65円)	75.01円 (66.98円)
		引上げ率	5.44% (5.17%)	6.18% (5.81%)
		平均時給	1,290.95円 (1,213.28円)	1,289.11円 (1,219.70円)
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円 (9,914円)	10,794円 (10,004円)
		賃上げ率	4.40% (4.32%)	4.53% (4.35%)

(注) ()内の数値は、2025年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第1回集計）、中小企業4.20%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもち、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2025年までは最終集計結果、2026年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年6月8日)

(加重平均)	
正社員 (月給)	全体 1,604社
	12,036円 (11,074円)
	4.29% (4.03%)
	20人以下 752社
	9,573円 (9,568円)
	3.52% (3.54%)

- (注) 1 前年4月と当年3月、4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
- 2 2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
- 3 () の数値は、2025年6月4日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

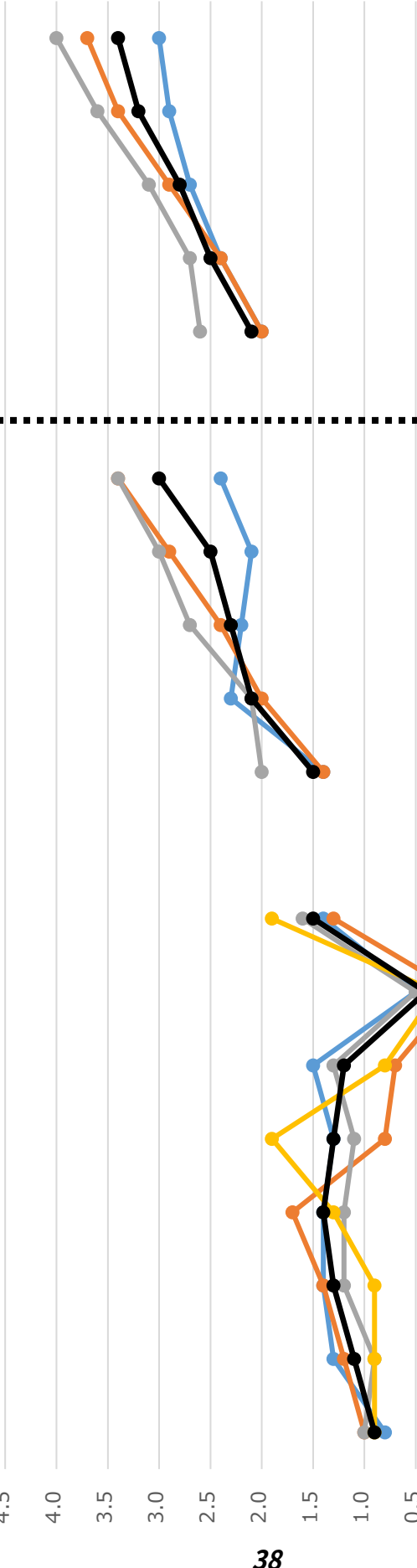
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①②

※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(%) 4.5
4.0
3.5
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0

● Aランク ● Bランク ● Cランク ● Dランク ● 計



38

第4表③

※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

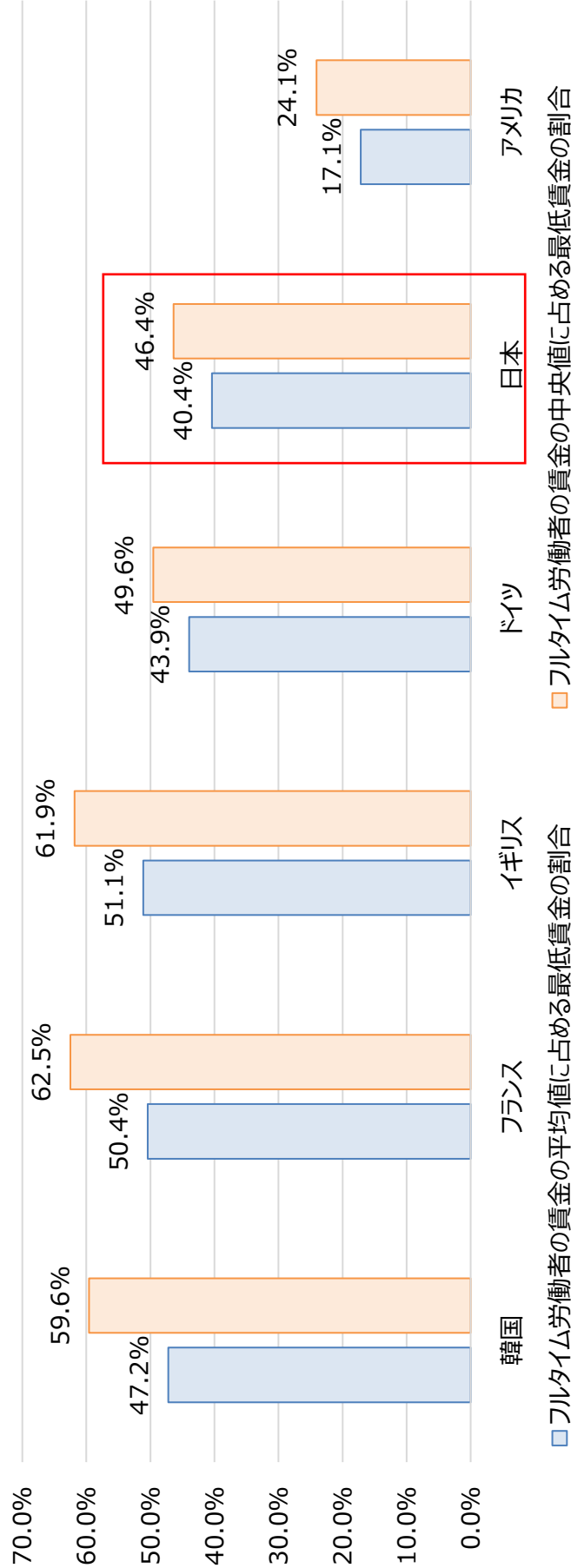
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2026
● Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.4
● Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	3.0
● Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.4	3.7
● Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9		2.6	3.1	3.6	4.0
● 計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.8	3.2	3.4

(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2025年）



（資料出所） OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般＋短時間)
所定内給与額 ＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額 ＋超過労働給与額 ＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
(参考) 所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

- (注1) 令和7年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。
- (注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。
- (注3) 時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
規模計										
前年度比										
資本金規模1,000万円以上	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
前年度比										
" 10億円以上	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
前年度比										
" 1億円～10億円	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
前年度比										
" 1,000万円～1億円	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
前年度比										
" 1,000万円未満	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
前年度比										
" 1億円～10億円	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
前年度比										
" 1,000万円～1億円	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
前年度比										
" 1,000万円未満	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
前年度比										
" 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8
売上高経常利益率										

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2024年				2025年				2026年	
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274, 279	357, 680	230, 124	286, 919	284, 694	358, 338	275, 385	300, 270	326, 271	
	前年同期比	15. 1	13. 2	▲ 3. 3	13. 5	3. 8	0. 2	19. 7	4. 7	14. 6	
	〃 10億円以上	136, 516	254, 157	146, 106	162, 227	138, 830	249, 814	175, 535	177, 112	173, 061	
	前年同期比	10. 2	15. 3	4. 1	6. 5	1. 7	▲ 1. 7	20. 1	9. 2	24. 7	
	〃 1億円～10億円	49, 086	44, 612	42, 556	53, 125	53, 105	46, 099	50, 428	52, 087	59, 048	
	前年同期比	23. 5	10. 9	▲ 4. 2	14. 7	8. 2	3. 3	18. 5	▲ 2. 0	11. 2	
	〃 1,000万円～1億円	88, 677	58, 911	41, 461	71, 567	92, 759	62, 425	49, 422	71, 071	94, 162	
売上高経常利益率	前年同期比	18. 8	6. 3	▲ 22. 1	32. 3	4. 6	6. 0	19. 2	▲ 0. 7	1. 5	
	資本金規模1,000万円以上	7. 1	9. 7	6. 1	7. 2	7. 0	9. 6	7. 3	7. 5	8. 0	
	〃 10億円以上	8. 8	16. 6	9. 4	10. 2	8. 4	16. 3	11. 2	11. 0	10. 3	
	〃 1億円～10億円	5. 5	5. 2	4. 7	5. 6	5. 6	5. 4	5. 7	5. 7	6. 3	
	〃 1,000万円～1億円	6. 2	4. 5	3. 1	4. 9	6. 4	4. 7	3. 7	4. 8	6. 4	

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

	全産業（除く金融保険業）										製造業										非製造業										(単位:万円、%)
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満				
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
2015年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2							
2016年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4							
2017年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2							
2018年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6							
2019年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4							
2020年度	688	▲ 3.8	990	▲ 8.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6							
2021年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4							
2022年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7							
2023年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8							
2024年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3							

資料出所 財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）＝ 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○ 労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	(単位：％)
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	参考：母集団数 (単位：社)
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	
	" 10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	
	" 1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	
	" 1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	
" 1,000万円未満		82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所

財務省「法人企業統計」

4注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

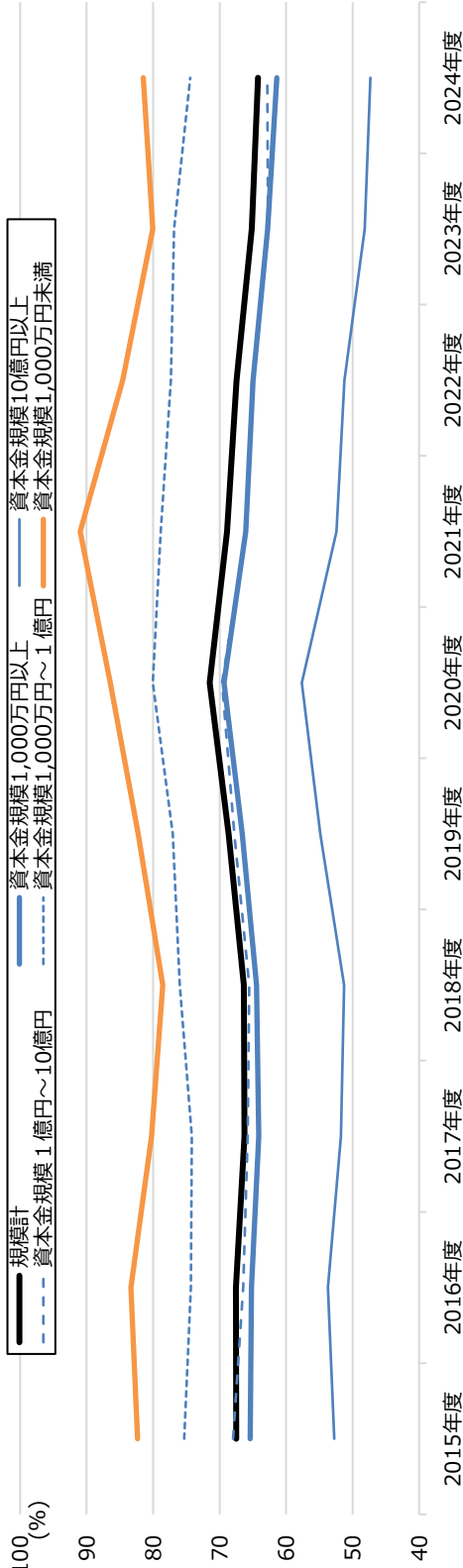
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

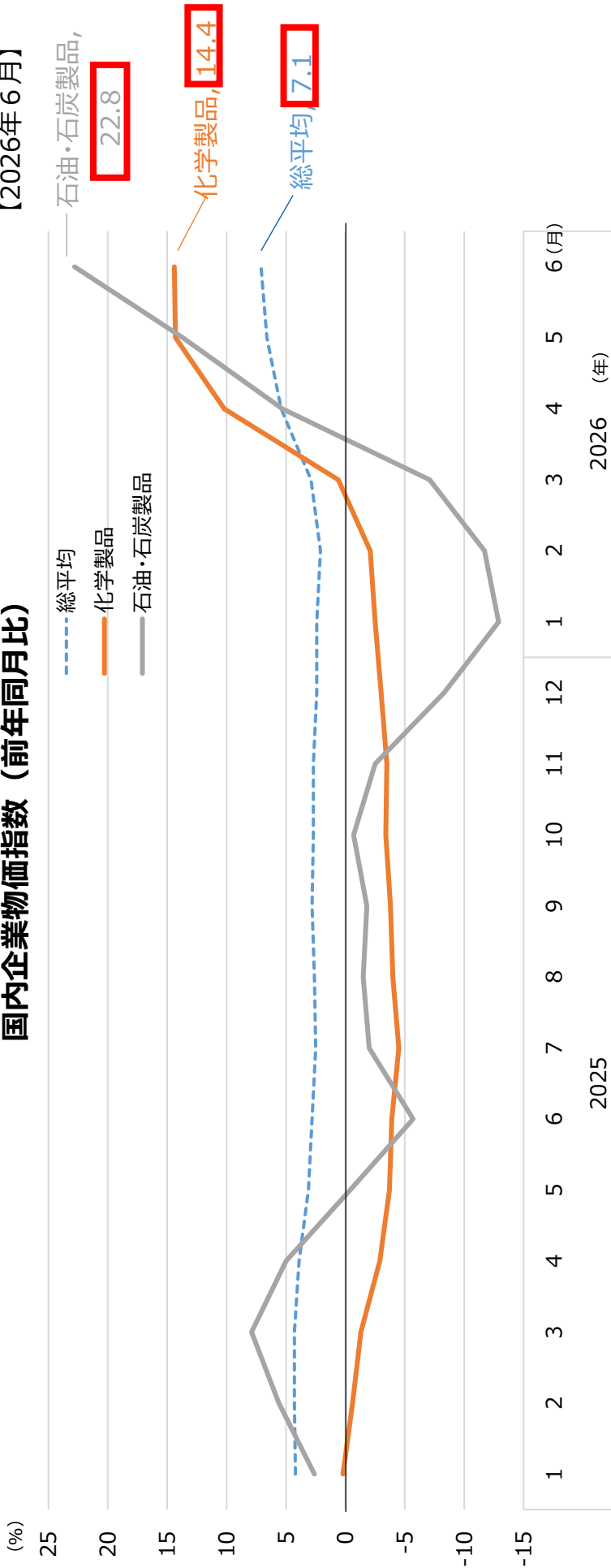


国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

国内企業物価指数（前年同月比）

【2026年6月】



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、エチレンプロピレン、ポリプロピレン、ポリブチレン、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール、ビスフェノールA、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフエニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髮用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B重油・C重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

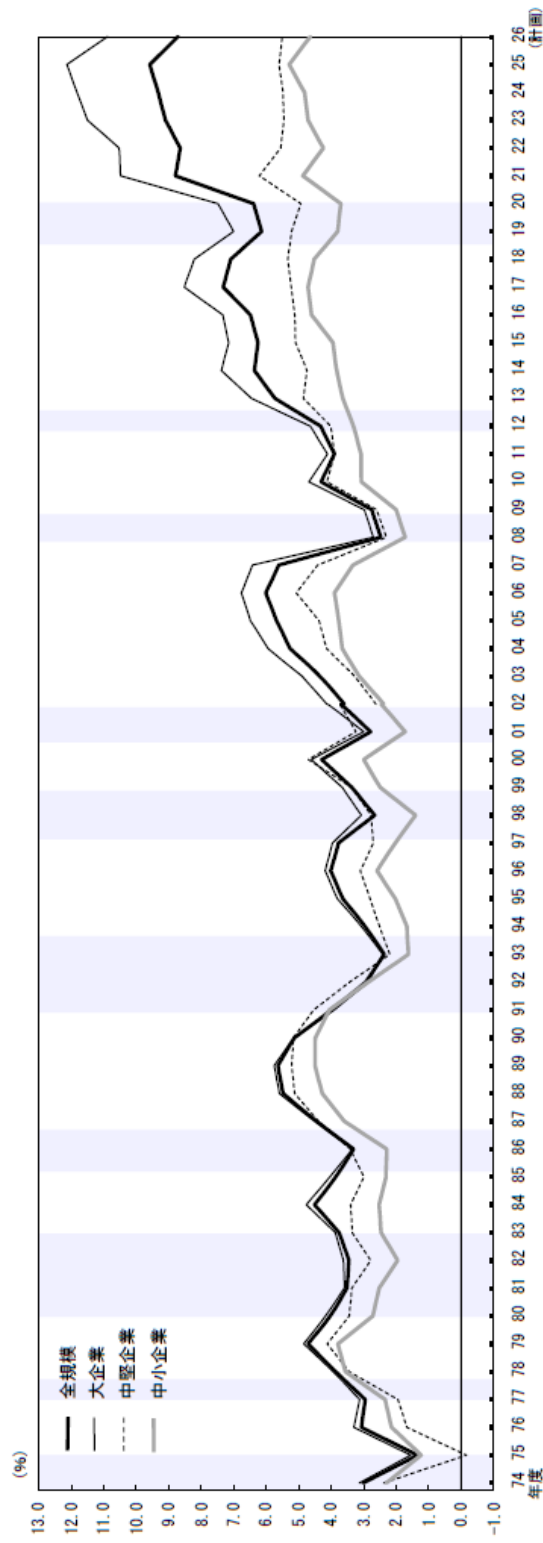
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

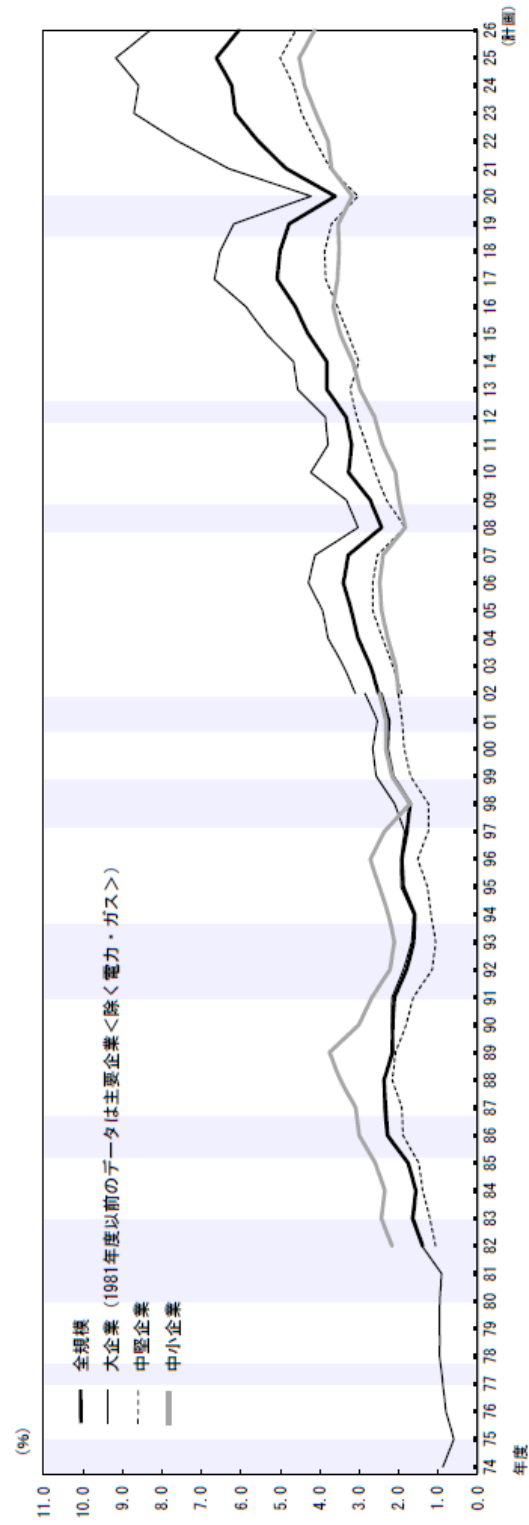
2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業



非製造業



売上高経常利益率の推移（日銀短観）

(%)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度 (計画)
規模計	製造業	9.10	9.32	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.05
大企業	製造業	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.50
	非製造業	4.46	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.13

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

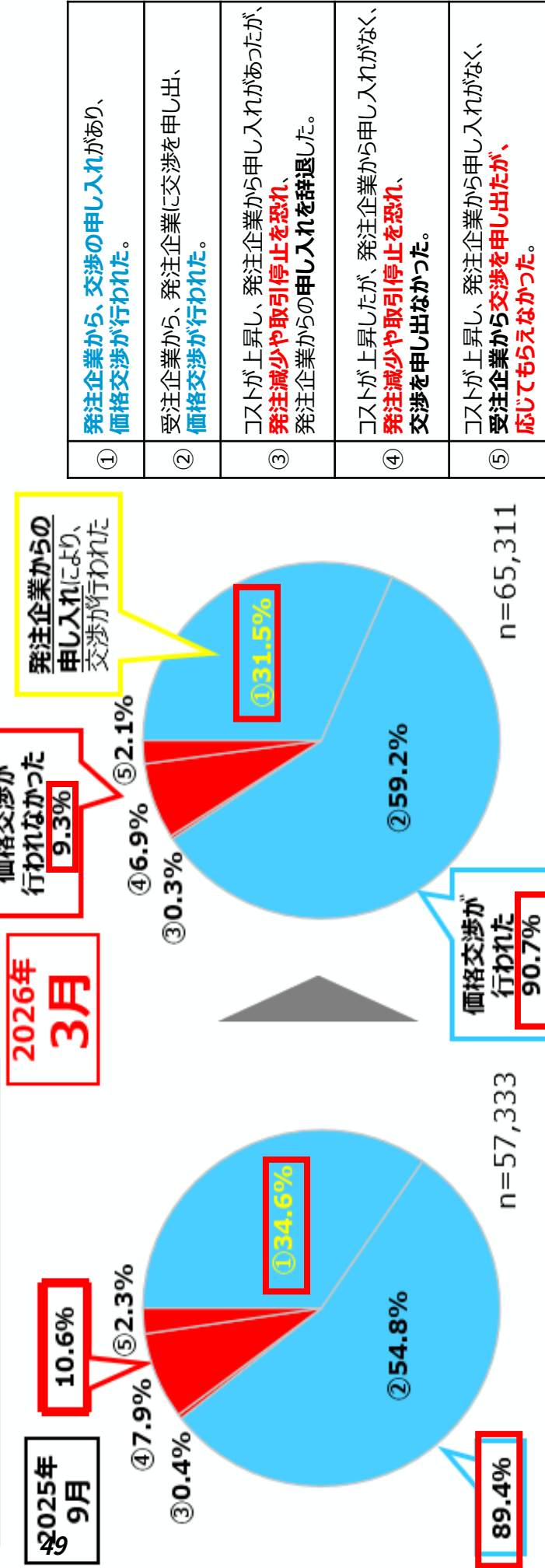
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は前回から約 **1 ポイント増加し、9 割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3 ポイント減の31.5%**。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→9.3%）。

➢ 価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。
協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の着実な執行などを
通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



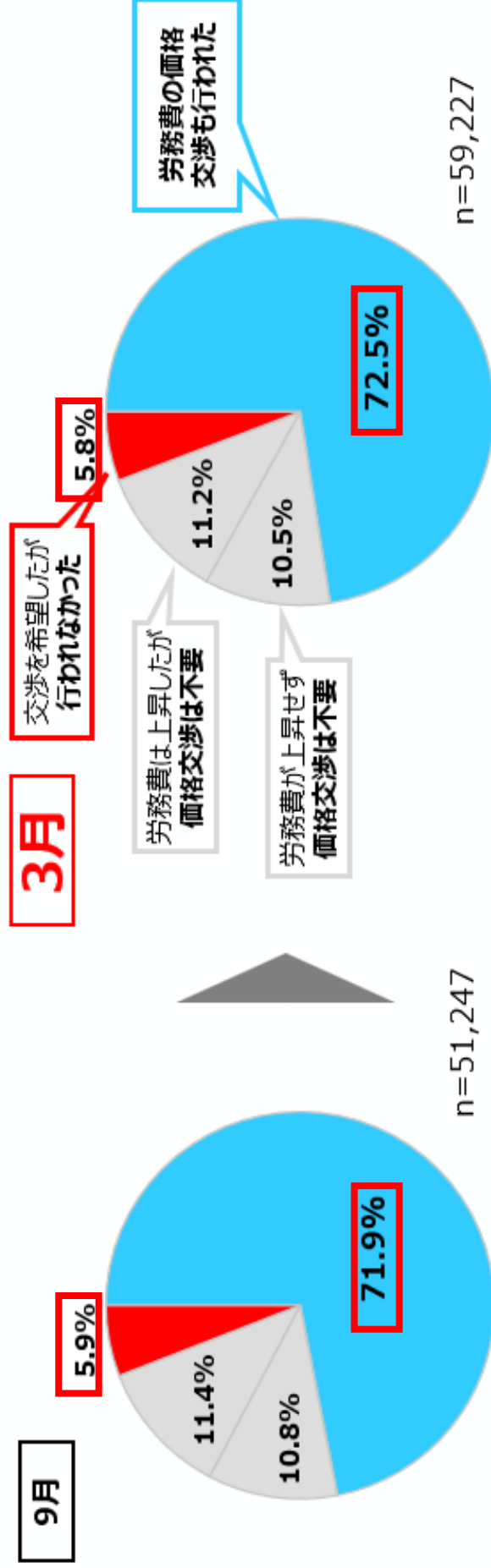
※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業 **(64.9%)** のうち **7割超** において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
 - 公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



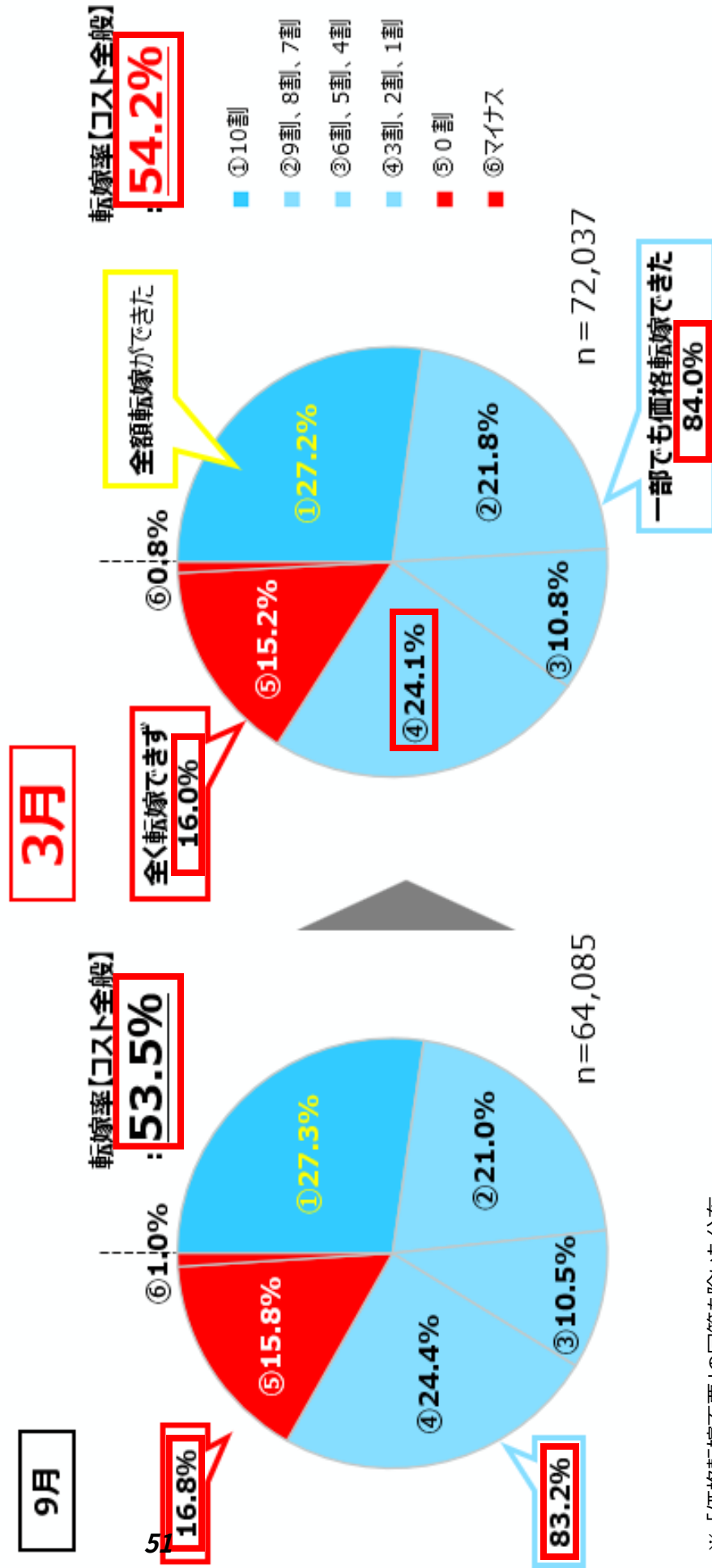
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。
- ▲ 資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は8割超。「全額転嫁できた」割合（①）は3割弱。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.8%→16.0%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

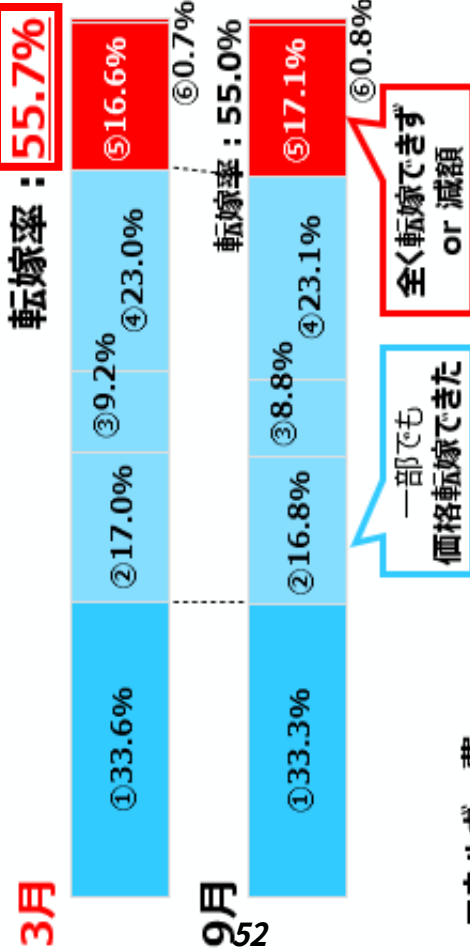


※ 「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

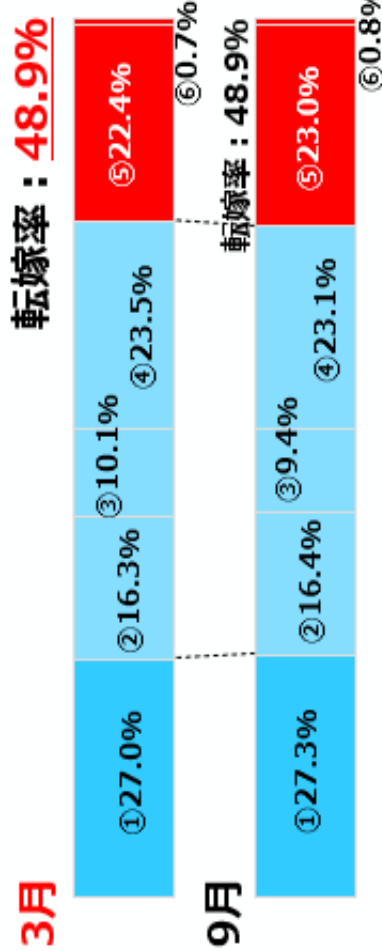
価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したもの、労務費・エネルギー費は前回から横ばい。
 - 労務費の転嫁率は、5割を維持したもの、原材料費と比較して約5ポイント低い。エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準となった。
- 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

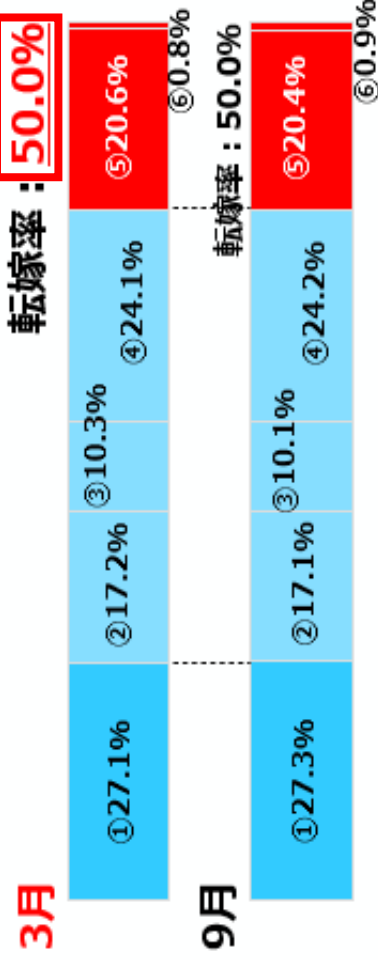
原材料費



エネルギー費



労務費



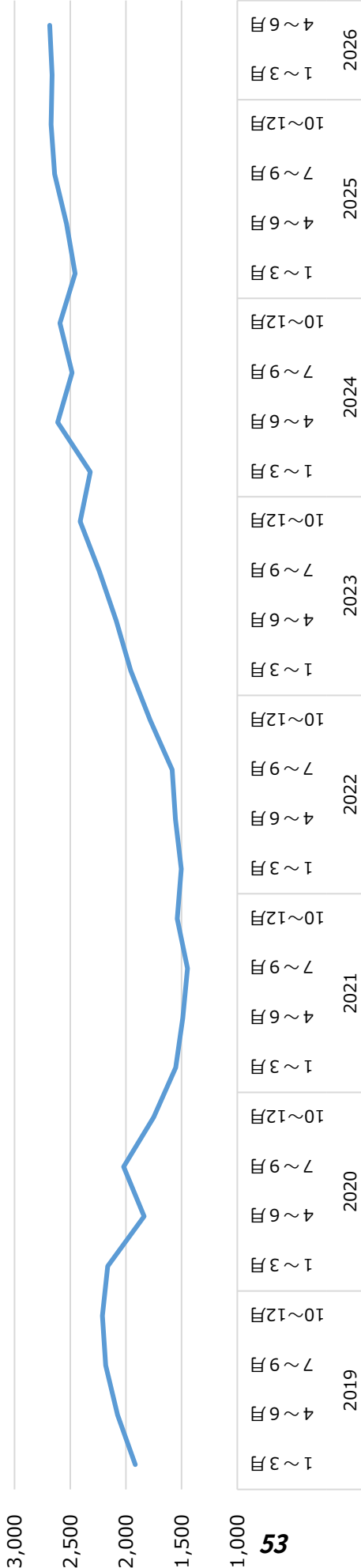
① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

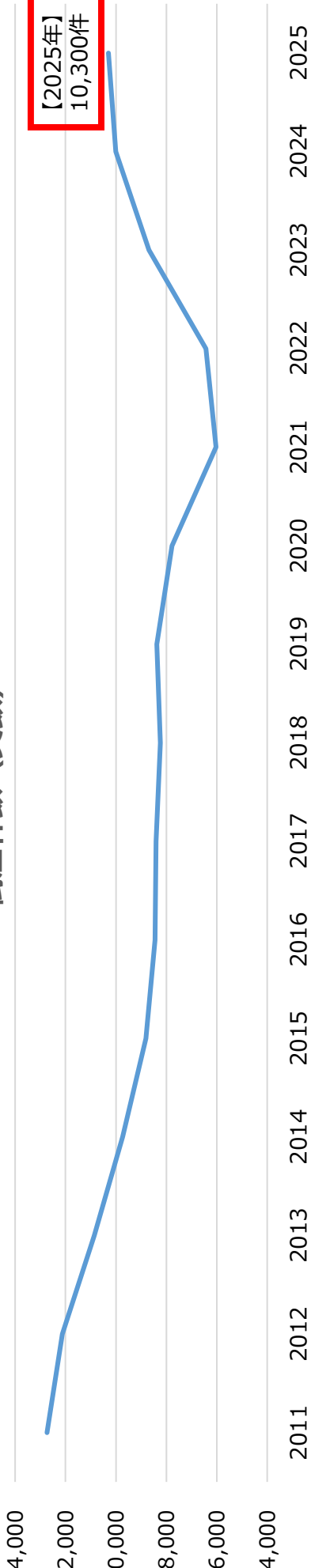
【足下の推移】

倒産件数（実数）



【長期的な推移】

倒産件数（実数）



物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明 2年連続で過去最多を更新

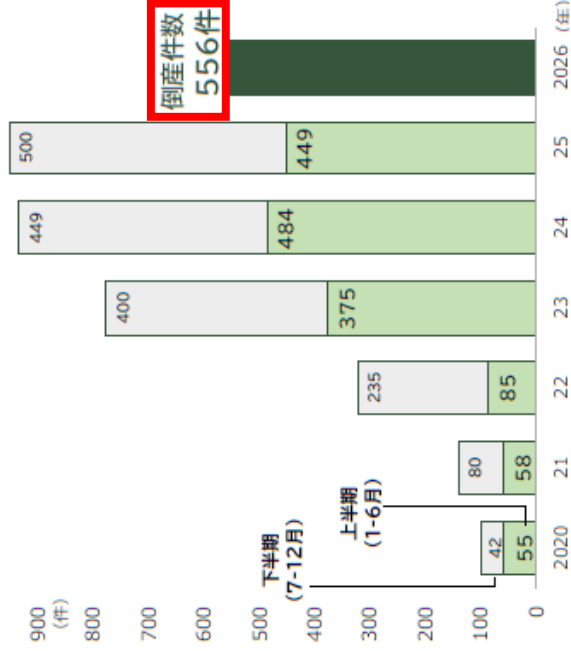
「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

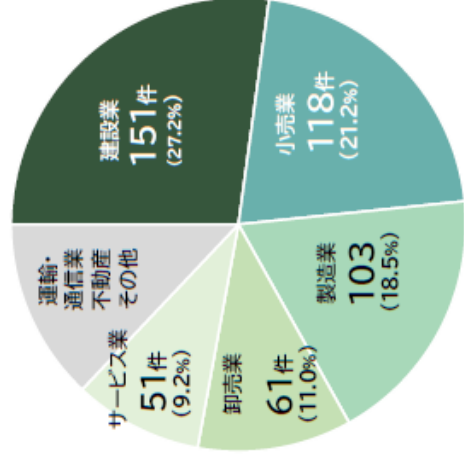
物価高倒産は556件判明 過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

「物価高倒産」 件数推移



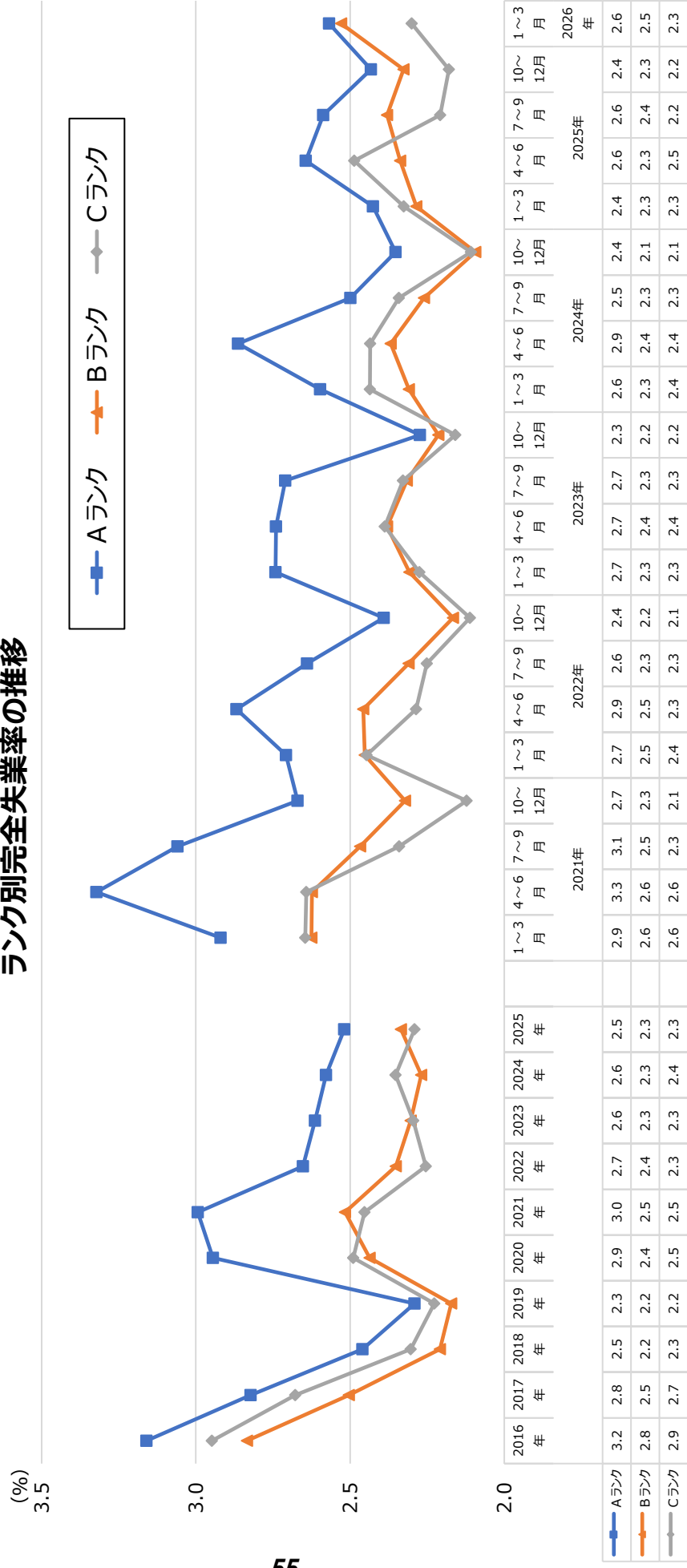
業種別 内訳（2026 年上半期）



ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

ランク別完全失業率の推移

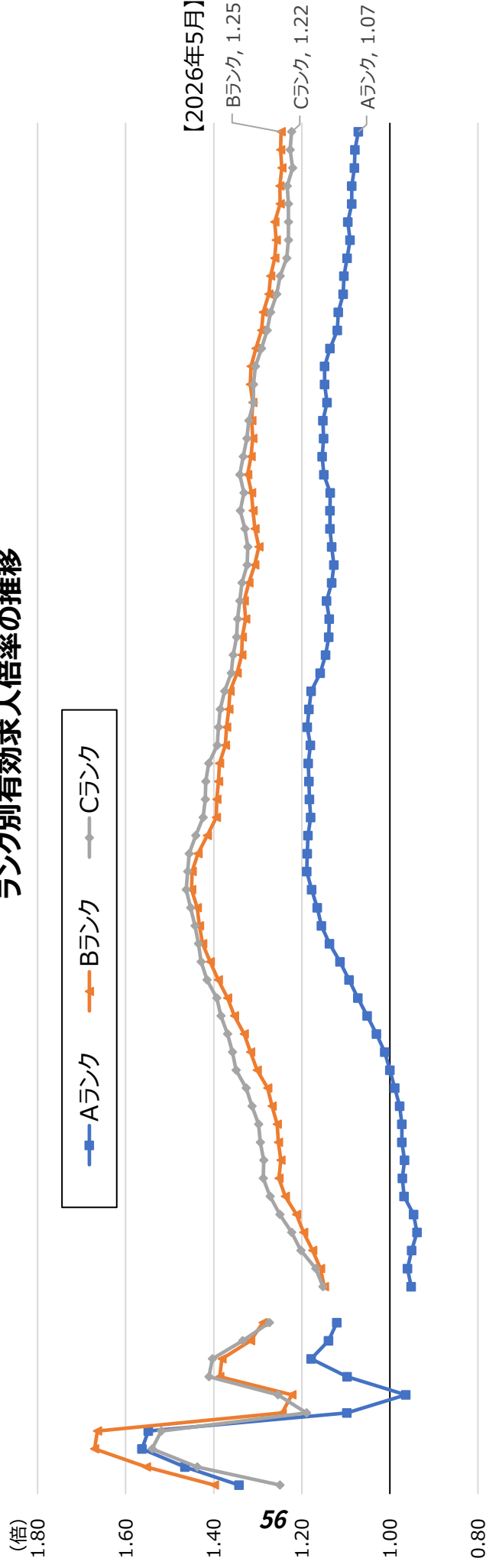


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移

○ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

ランク別有効求人倍率の推移



0.60

[illegible]

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

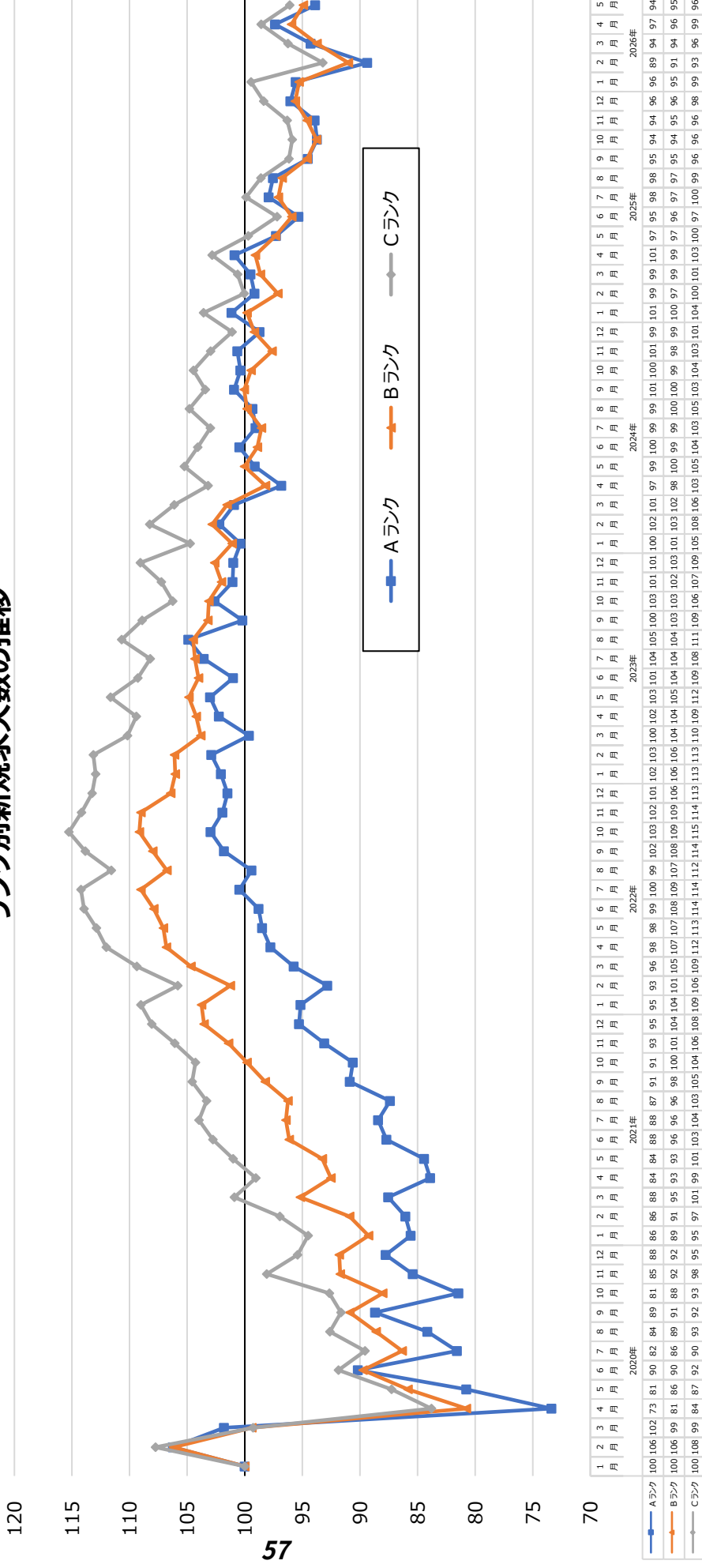
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



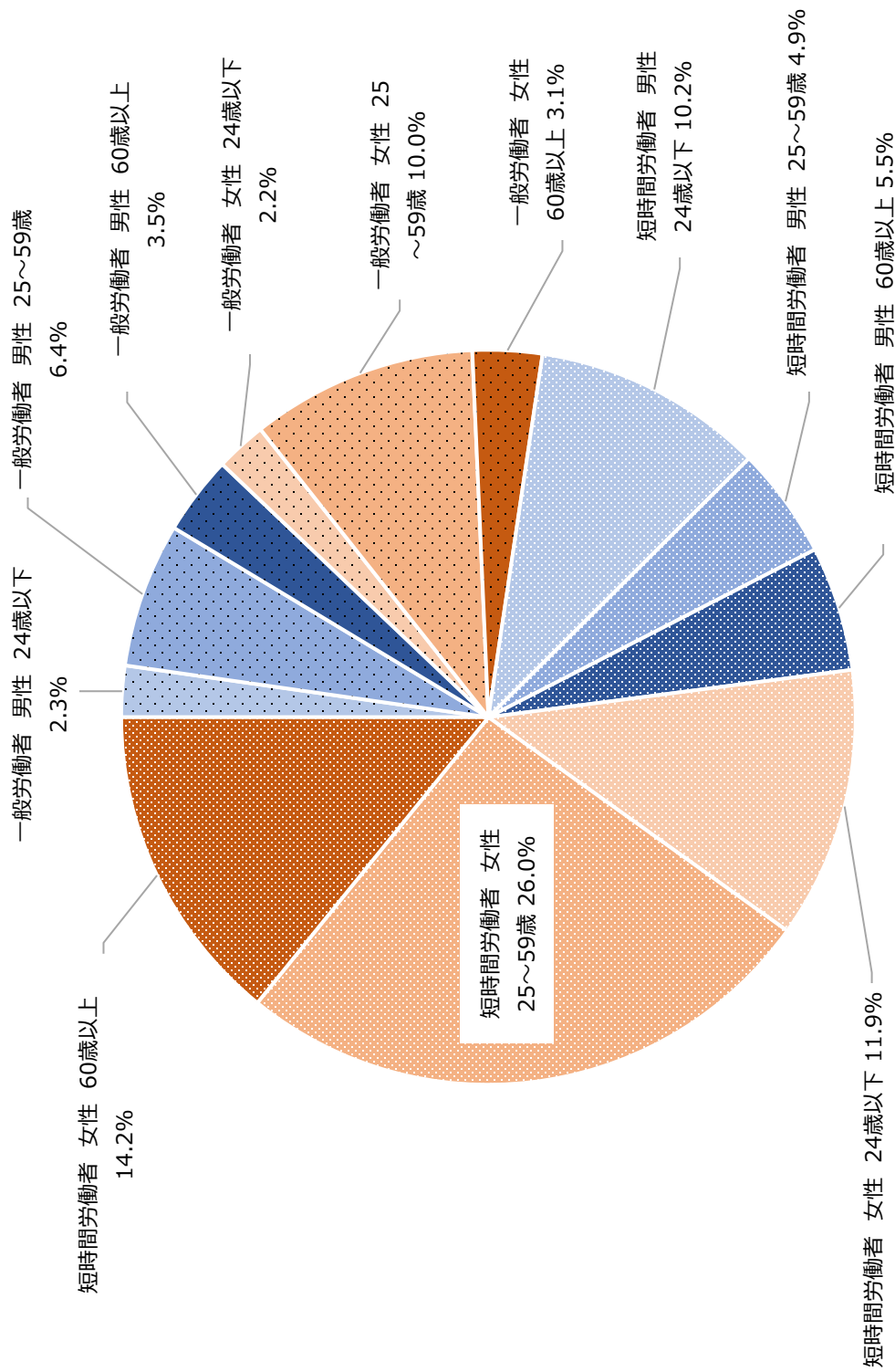
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

最賃近傍雇用者構成比（2025年）



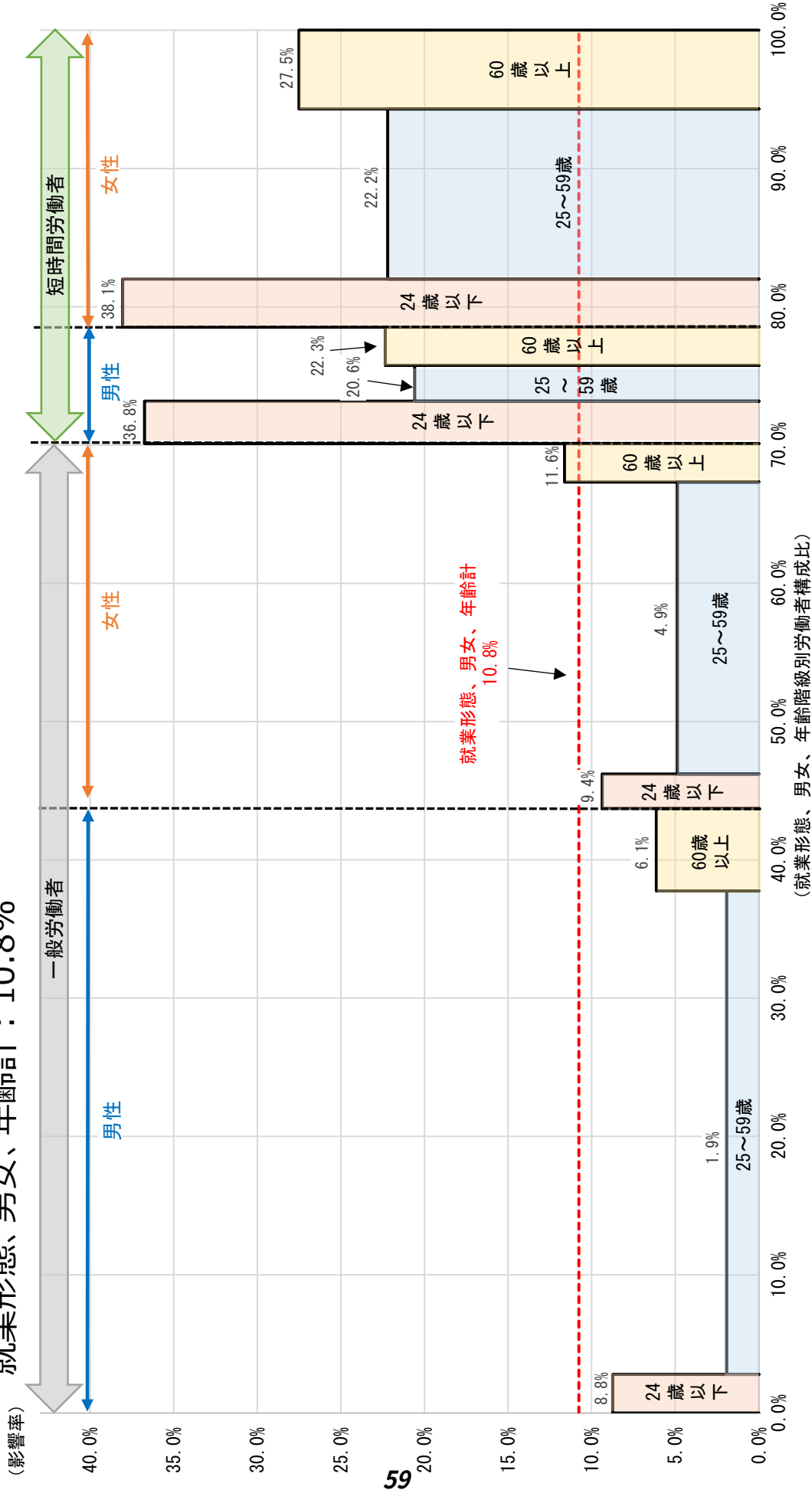
（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

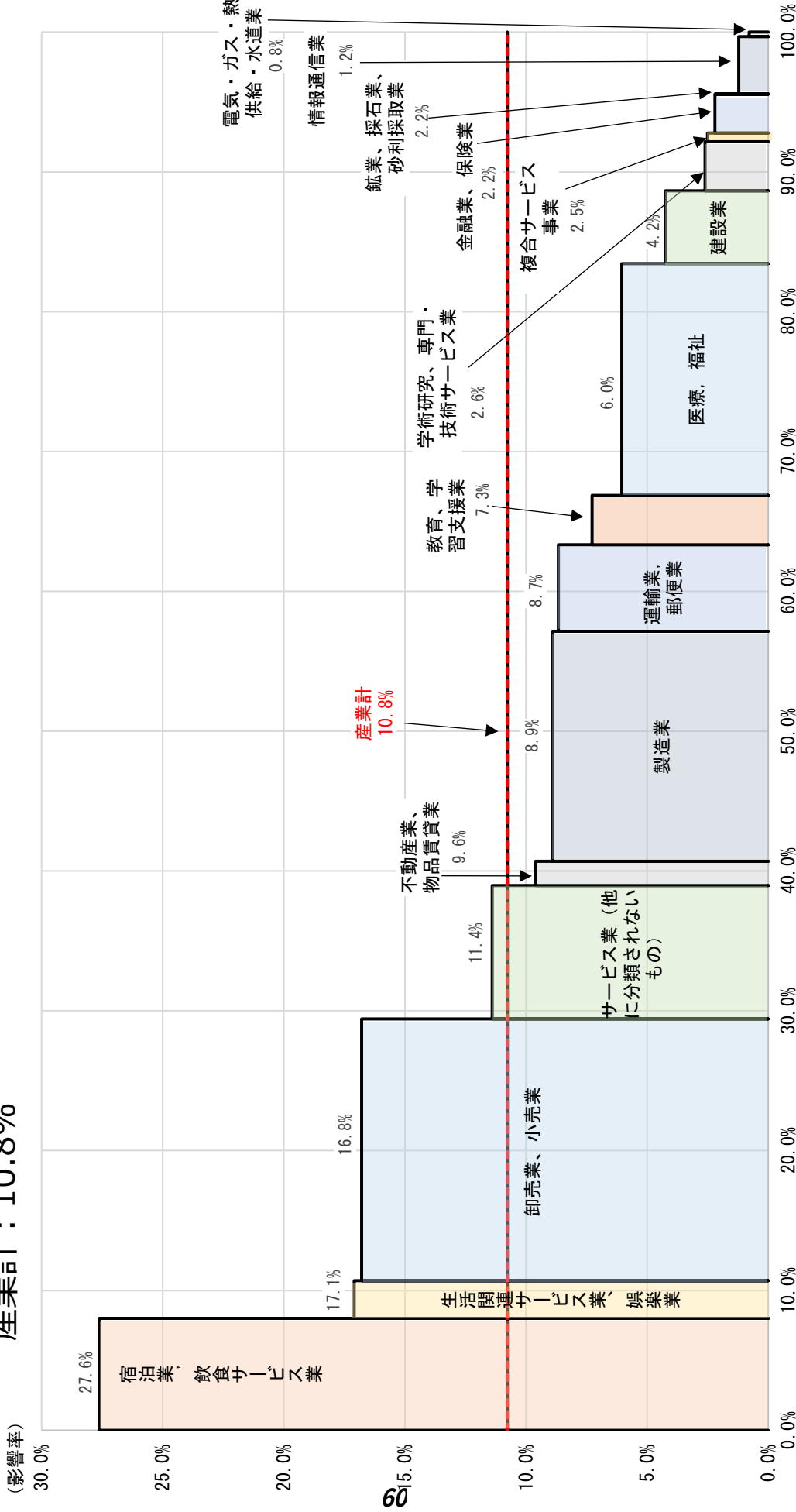
就業形態、男女、年齢計：10.8%



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。
3. 横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
4. 各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

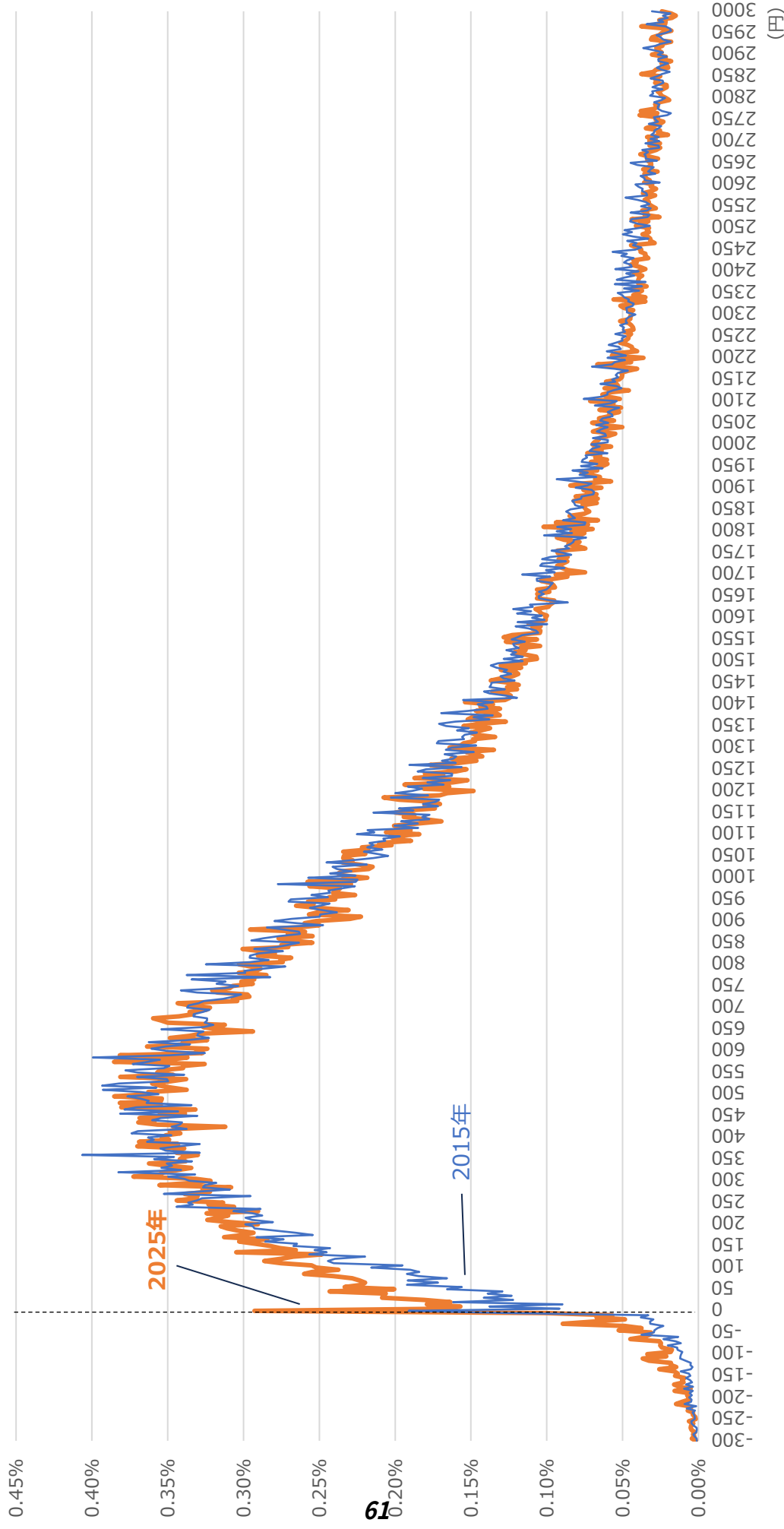
産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

産業計：10.8%



（資料出所）厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2. 縦軸の「影響率」は、2025年6月の1時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
4. 各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）



61

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

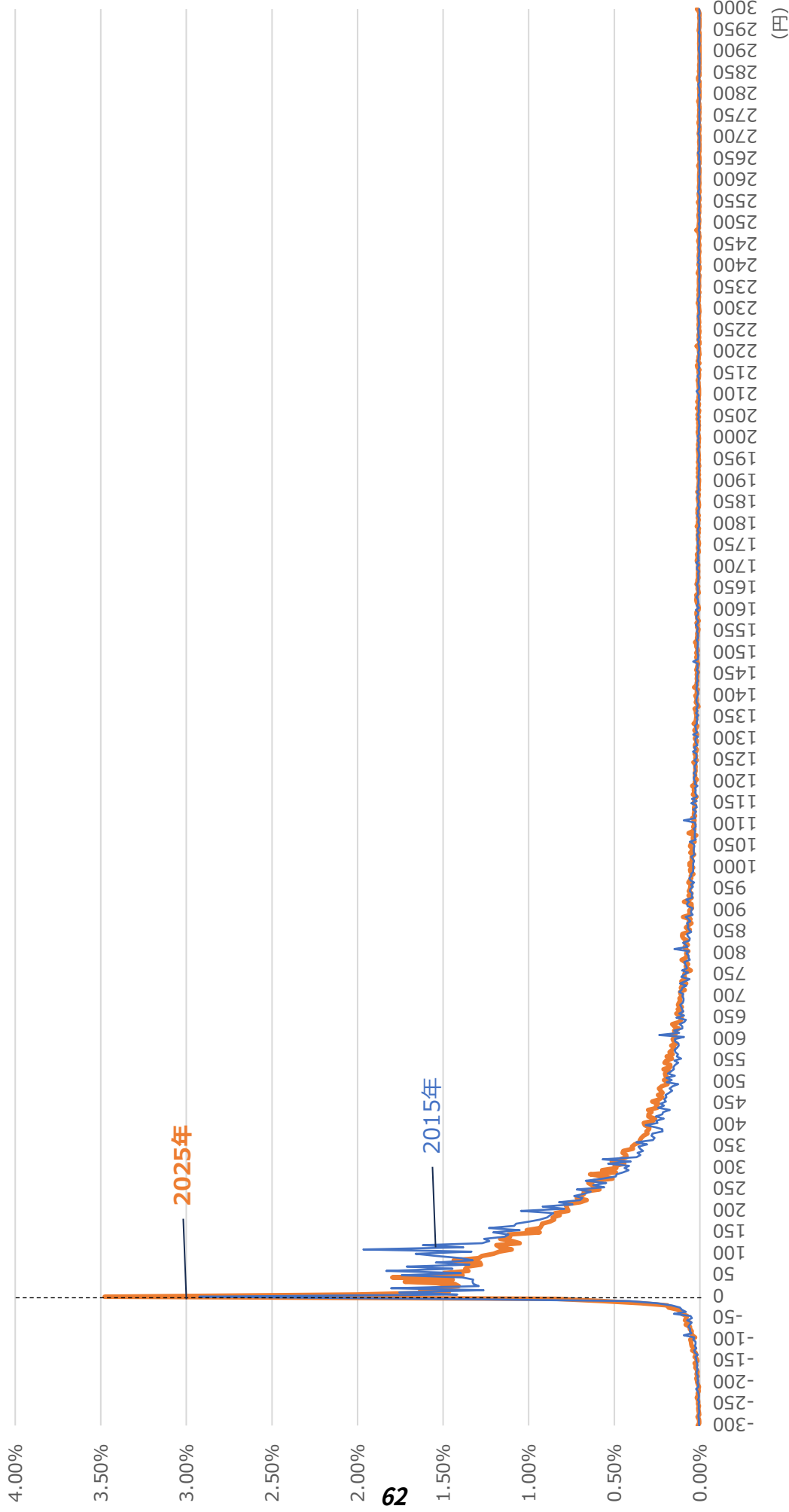
(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。

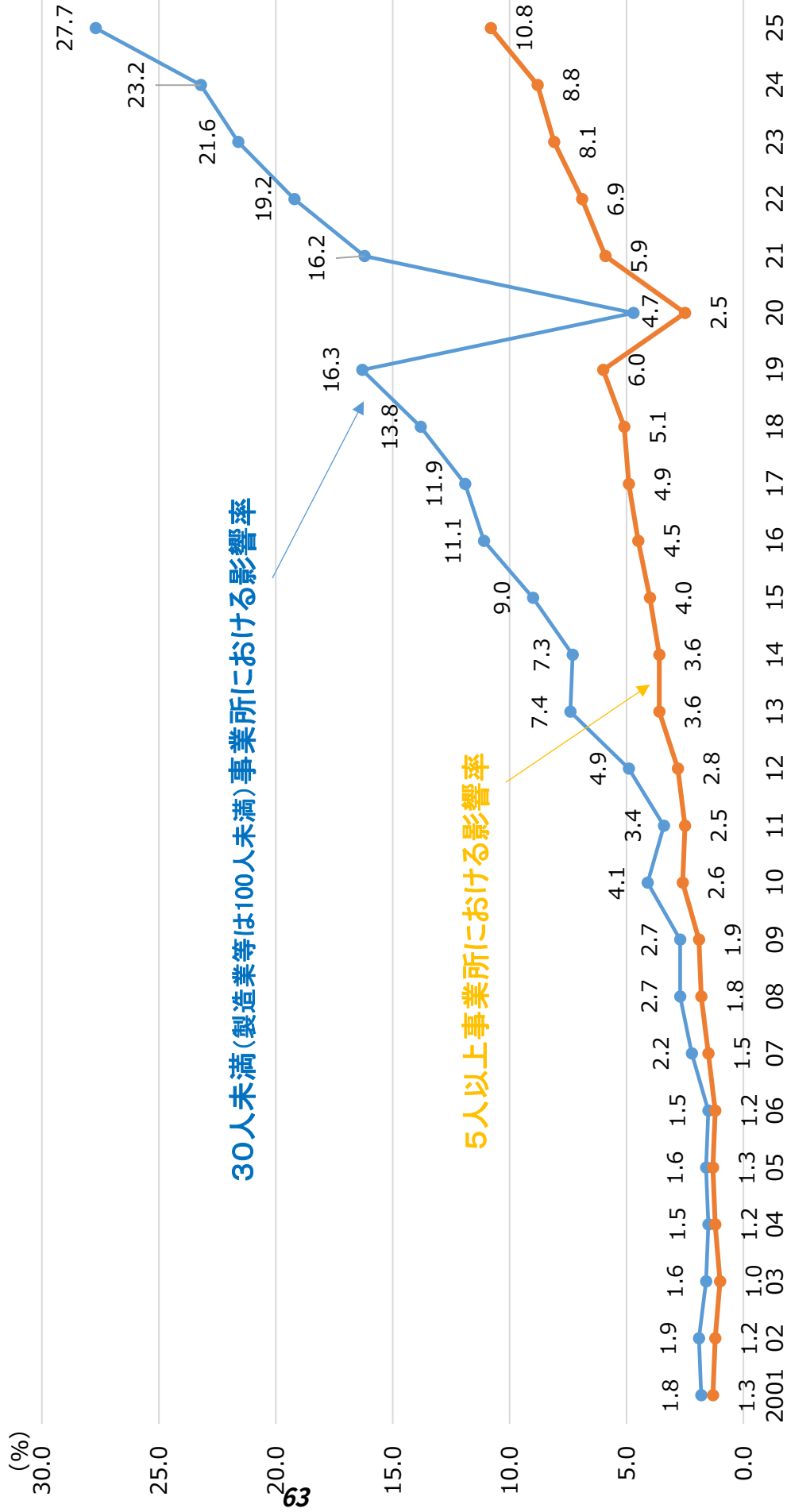
2. 1時間当たりの所定内給与額は、6月の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

3. 上記2の1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

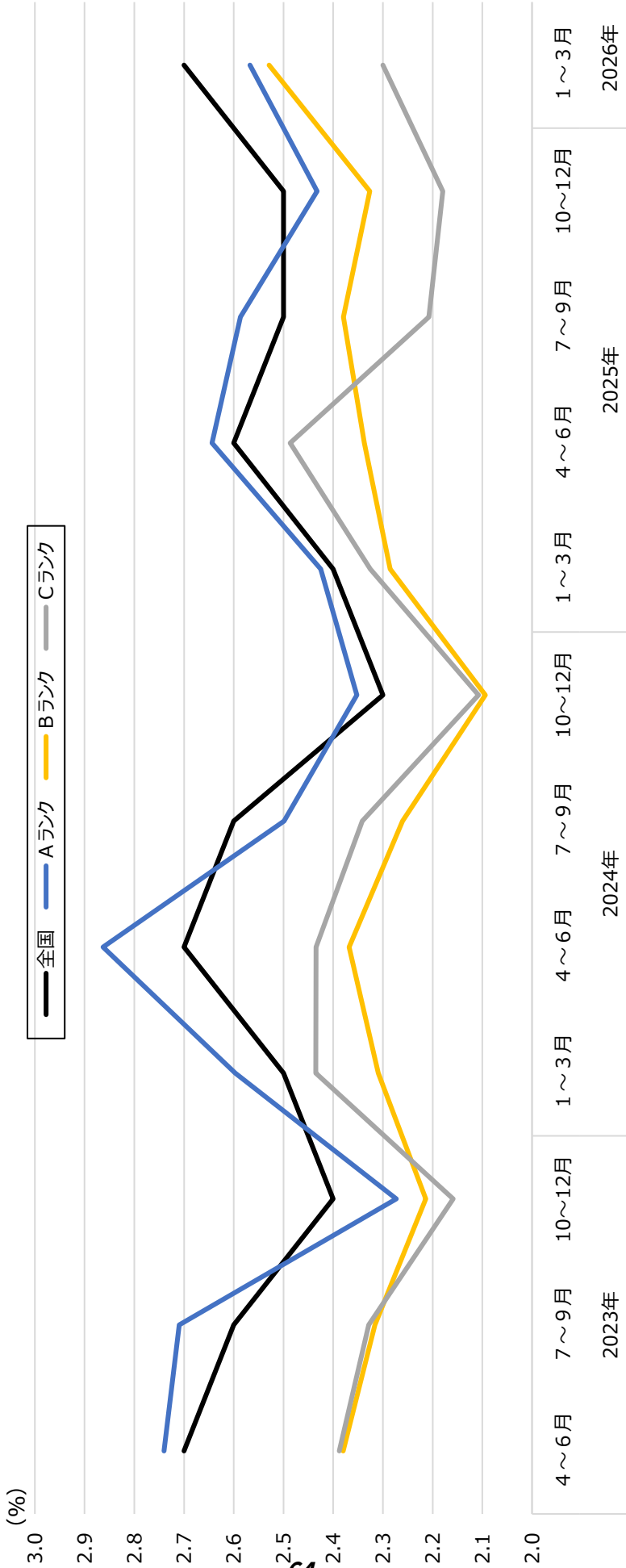
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

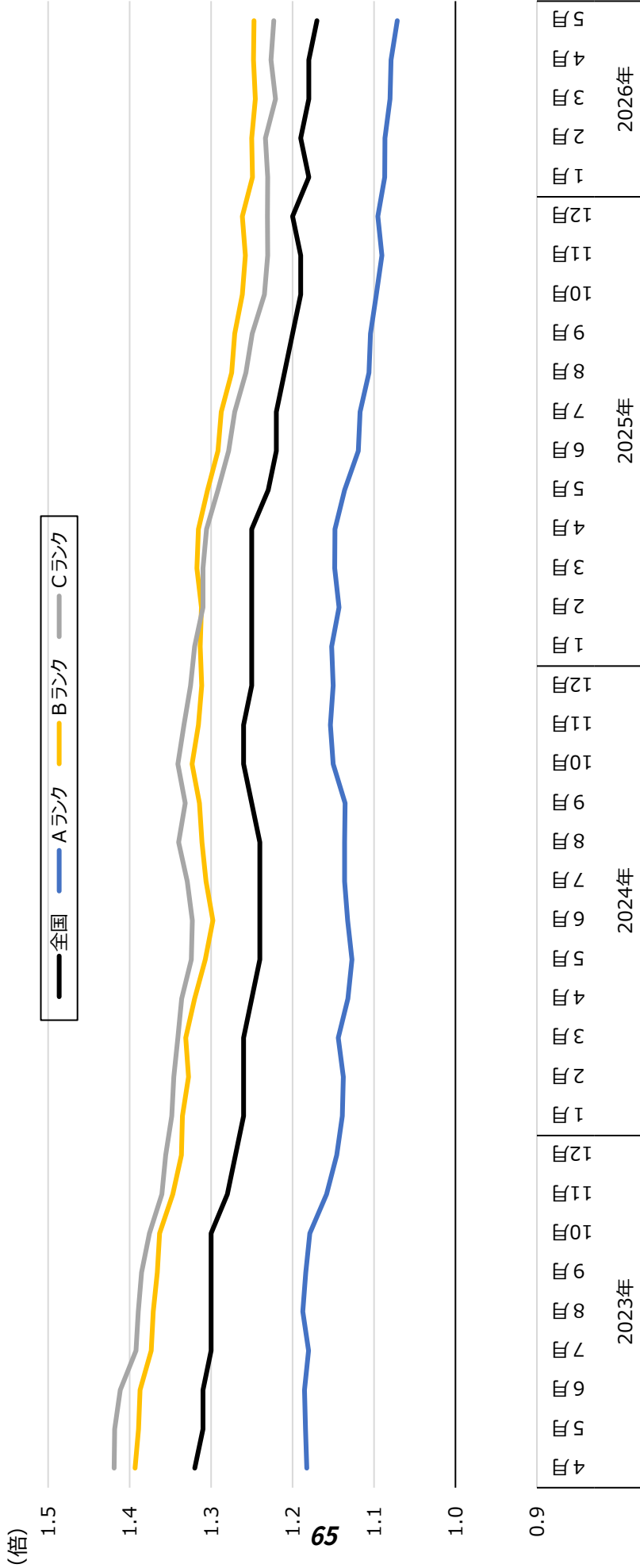
○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

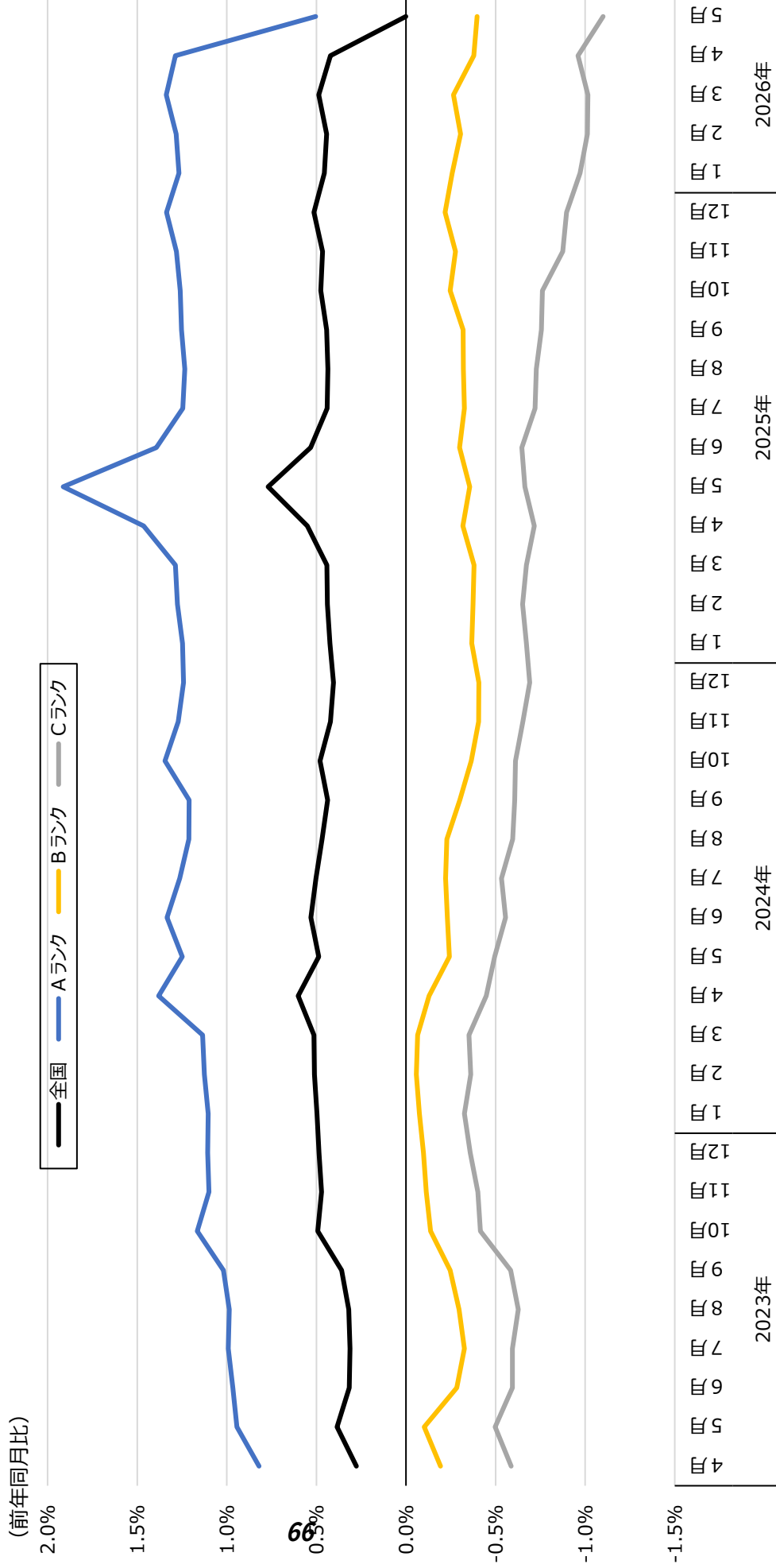
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

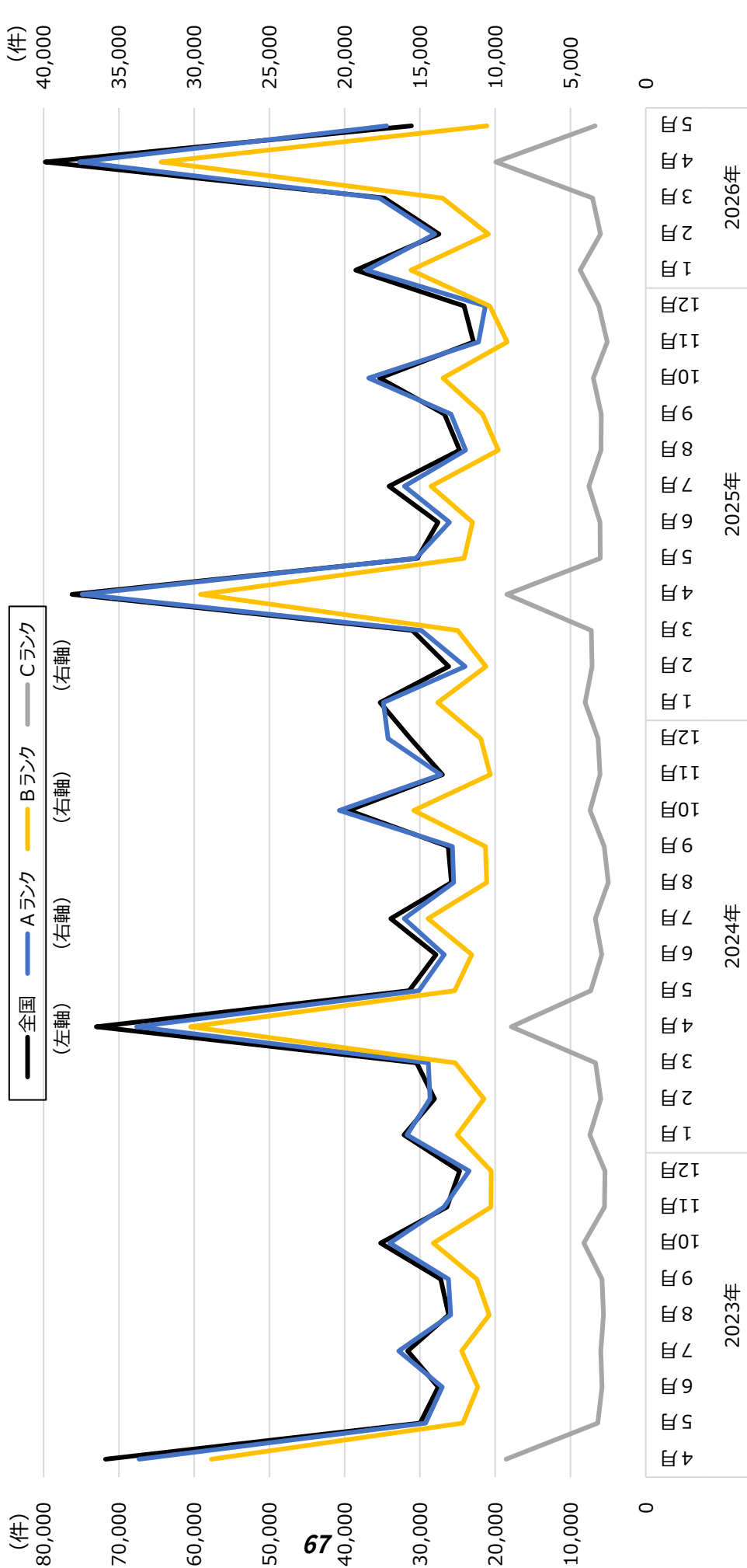
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、Bランクは横ばい、Cランクでは減少傾向にある。



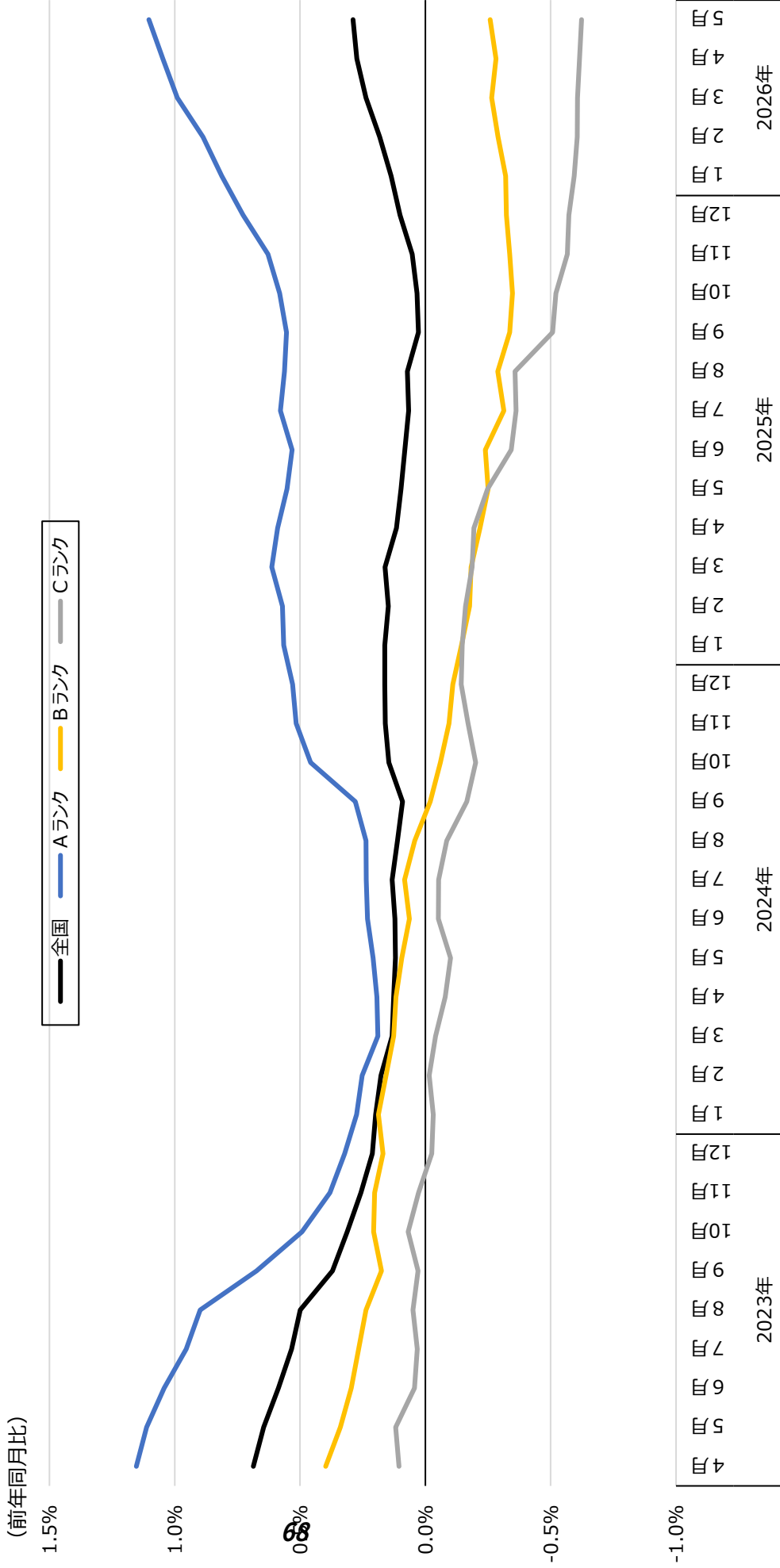
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



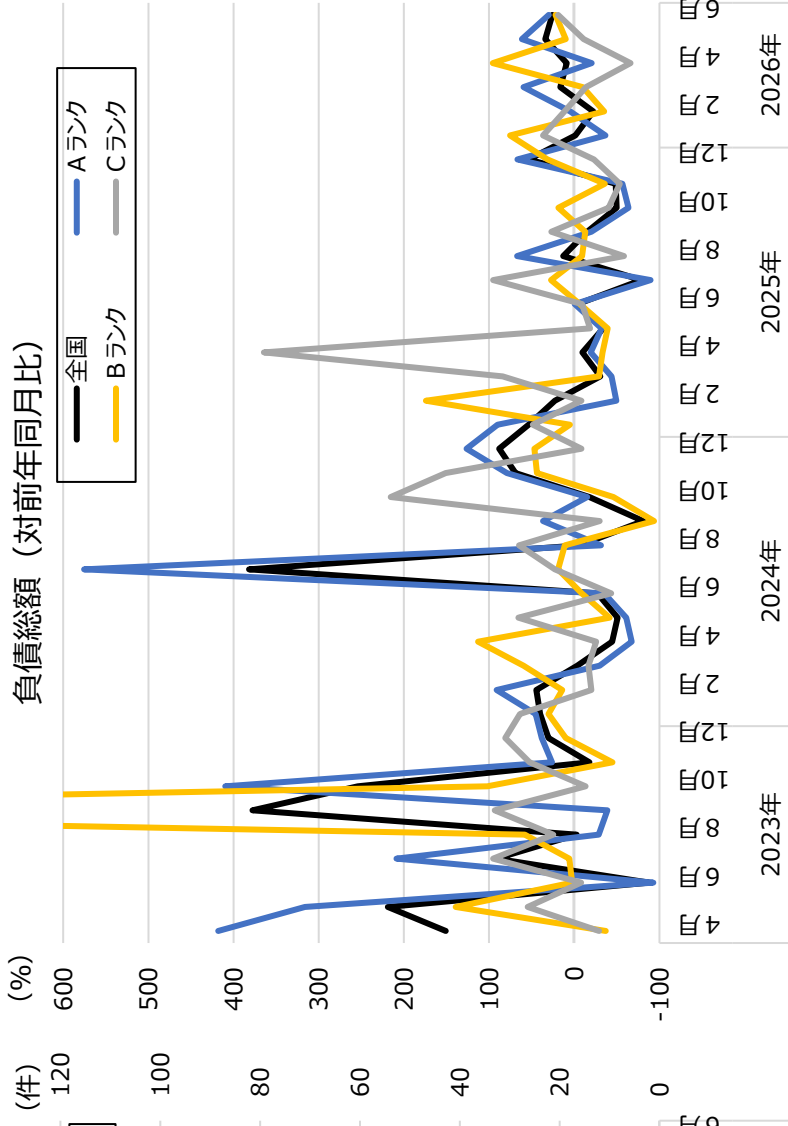
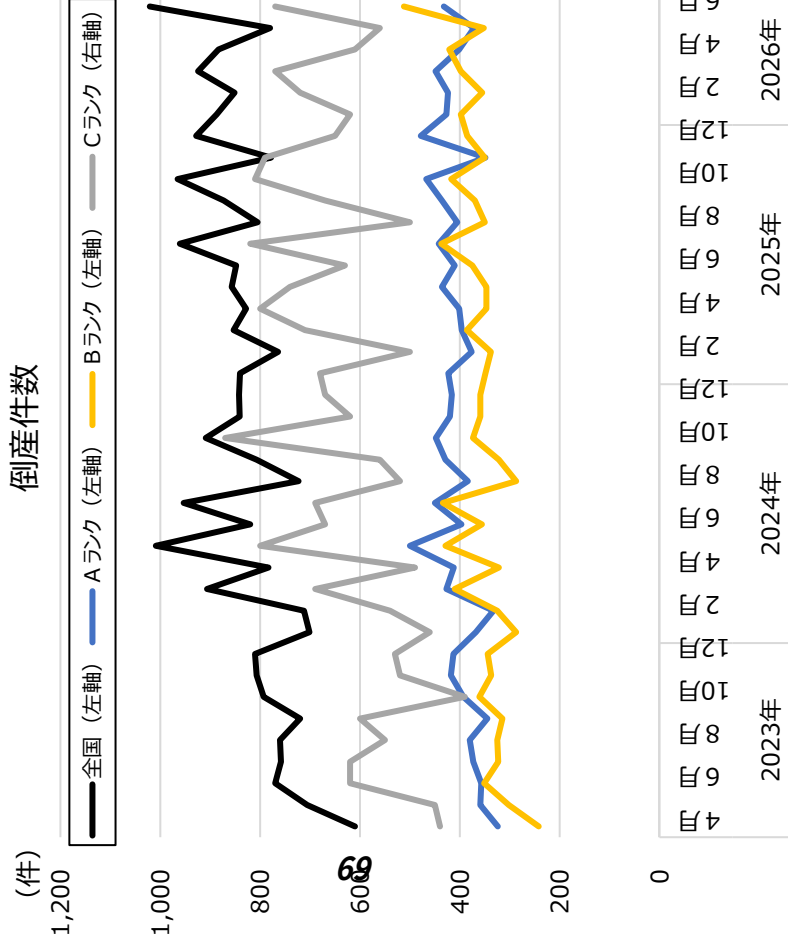
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はAランクは増加傾向、Bランクは足下で横ばい、Cランクは減少傾向である。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。
2023年9月 Bランク：1,572%

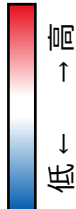
出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年				2024年				2025年				2026年				2025年度 最賃引上げ額	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	2.6	2.3	2.5	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	2.7	1.9	2.5	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	2.3	2.3	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.1	2.2	2.7	2.6	2.7	2.8	2.5	2.4	2.5	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	2.7	2.6	2.5	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	2.7	2.4	2.2	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	2.8	2.7	2.3	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	2.2	2.1	2.3	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	2.0	1.6	1.8	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	1.2	1.4	1.7	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	2.1	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	2.0	1.7	2.1	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	1.8	1.8	1.9	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	2.2	2.2	2.2	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	2.1	2.3	2.3	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	3.2	2.2	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	2.6	2.4	2.3	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	3.0	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	2.6	2.5	2.4	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	2.2	2.4	2.1	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	1.8	2.3	2.1	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	2.3	2.7	2.0	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	1.7	2.0	2.1	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	2.6	2.7	2.6	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	2.0	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7	1.7	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	1.8	2.0	1.9	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	2.2	2.2	1.8	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	2.9	2.7	2.4	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	2.1	1.8	1.8	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	1.8	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2	2.1	2.4	2.0	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	2.4	2.6	2.3	2.0	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	2.1	1.7	1.6	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	2.7	2.4	1.6	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.4	2.2	2.0	2.6	2.4	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	3.3	3.2	3.1	71



有効求人倍率（季節調整値）

(单位:倍)

	2023年												2024年												2025年												2026年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.78	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.72	0.71	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.65	0.64	0.63	0.62	0.61	0.60	0.59	0.58	0.57	0.56	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.46	0.45	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	0.39	0.38	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	0.32	0.31	0.30	0.29	0.28	0.27	0.26	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01	0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.09	1.08	1.08	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.1

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

都道府県 (受理地) 別有効求人倍率 (季節調整値) (パートタイムを含む一般)

↑
低

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

雇用保険被保険者数（前年同月比）

[illegible]

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計



↑
↓

雇用保険事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

[illegible]

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合



↑
低

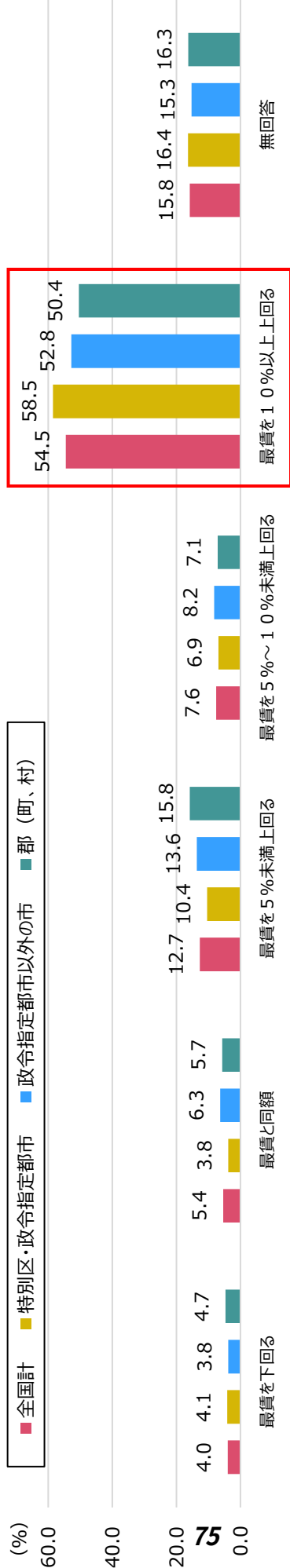
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

2025年度 累計引上げ額																														
2024年					2025年												2026年													
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%		
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%		
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.2%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%		
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%		
栃木県	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%		
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%		
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%		
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%		
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%		
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%		
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%		
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%		
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%		
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%		
山梨県	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%		
長野県	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%		
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%		
静岡県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%		
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%		
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%		
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%			
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%			
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%		
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%		
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%		
和歌山県	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%		
鳥取県	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%		
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%		
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%		
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%		
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%		
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%		
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%		
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%		
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.3%	-1.3%		
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%		
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%		
長門県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%		
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.																	

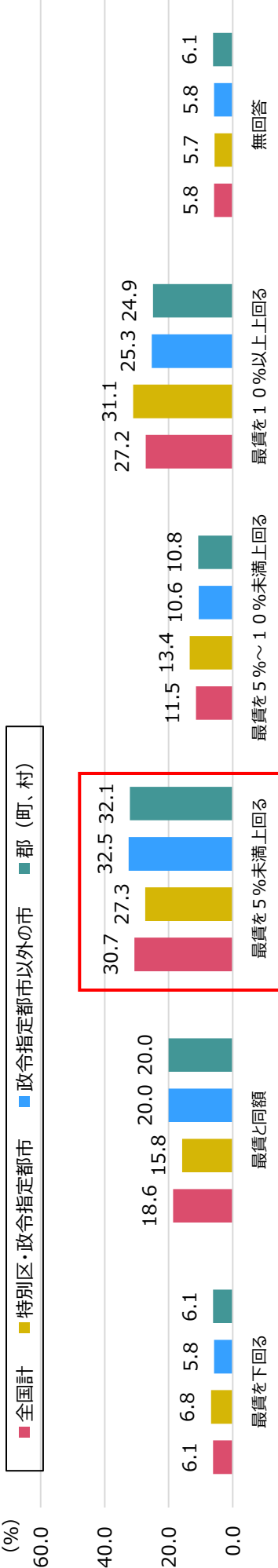
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

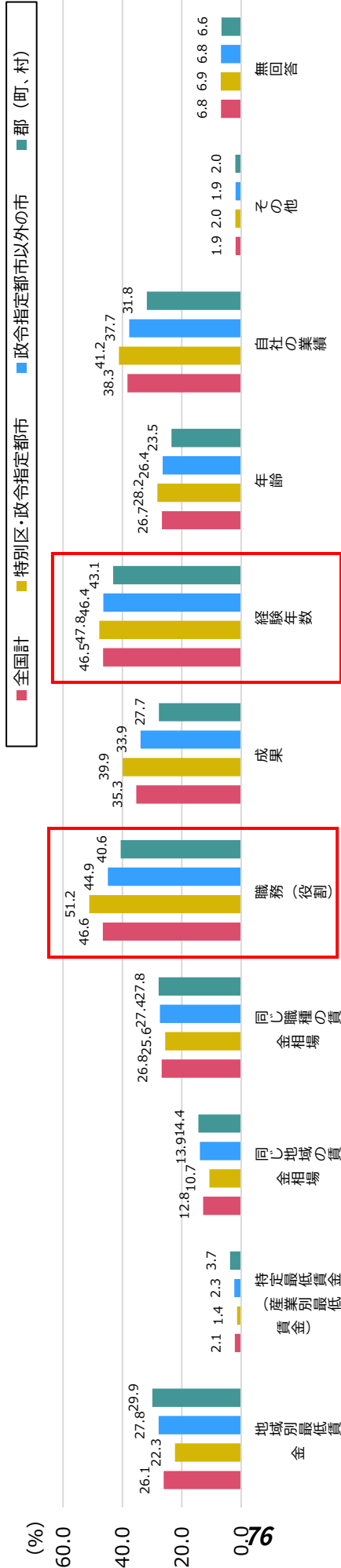
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」12,094社、「政令指定都市以外の市」15,457社、「郡（町、村）」11,195社、無回答8社である。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したものを。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

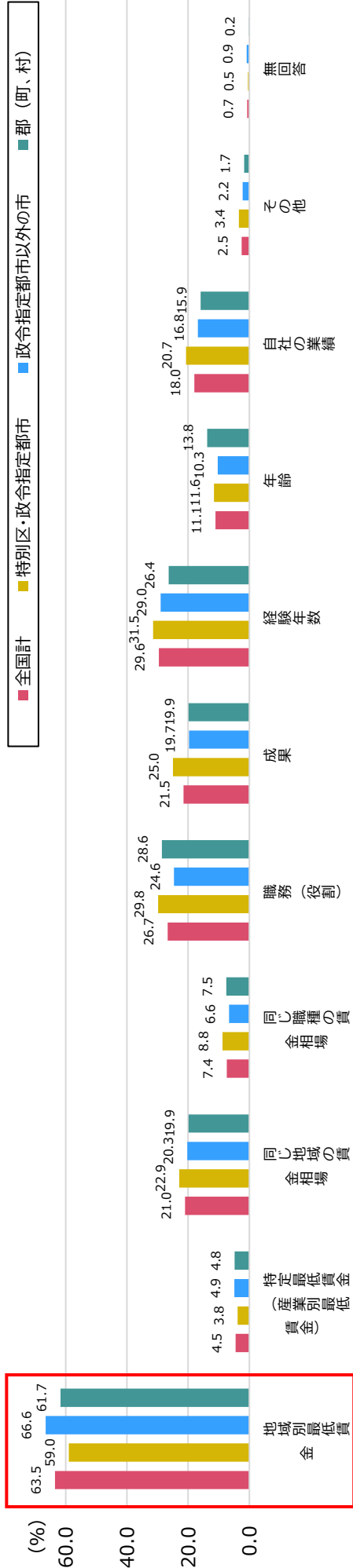
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



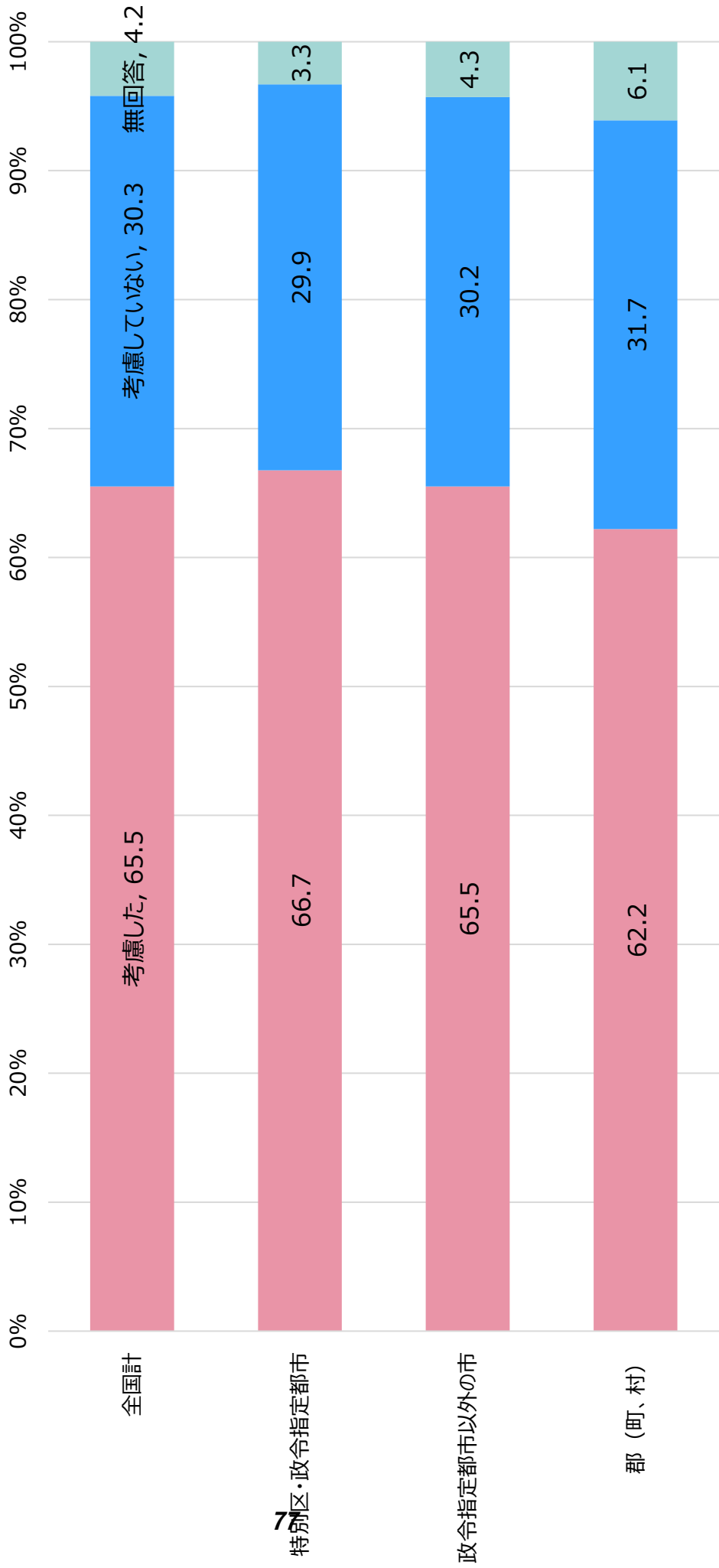
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

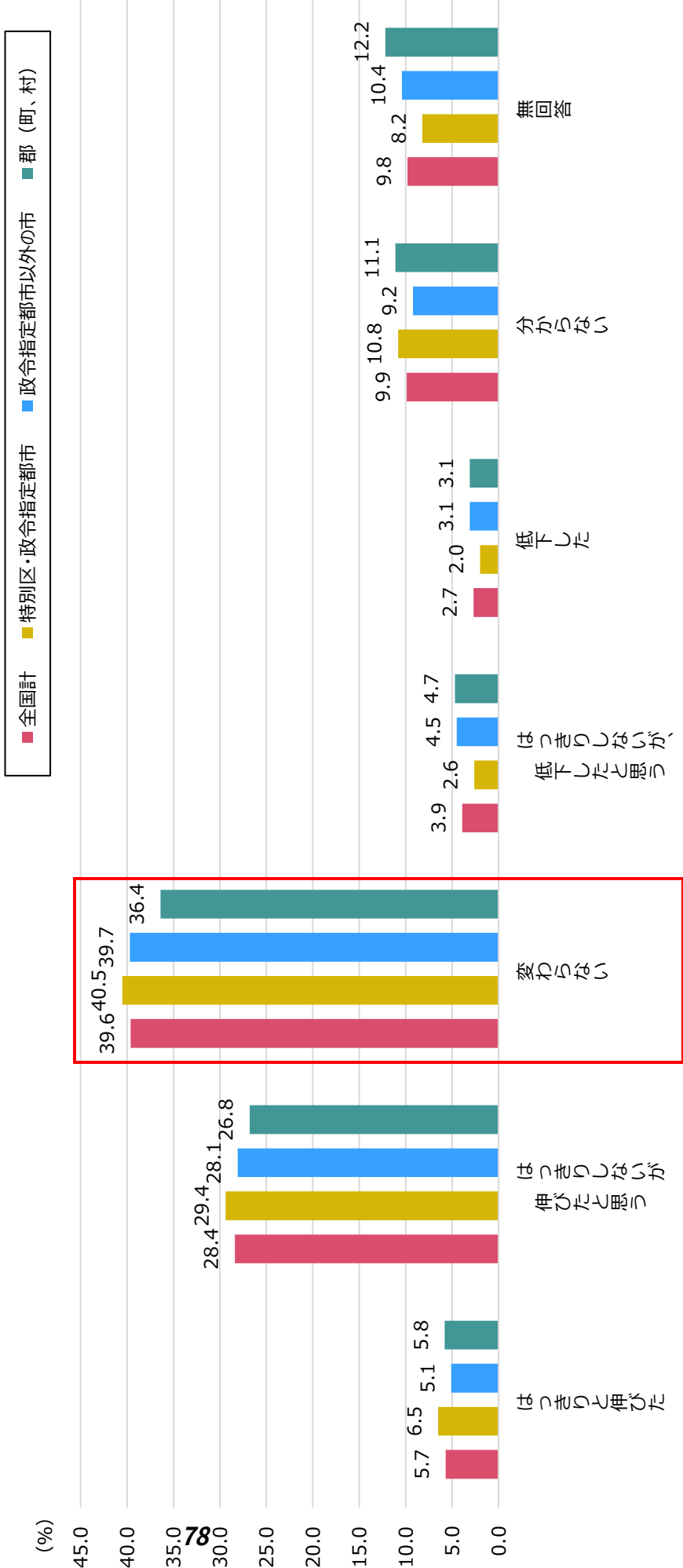


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、直近1年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

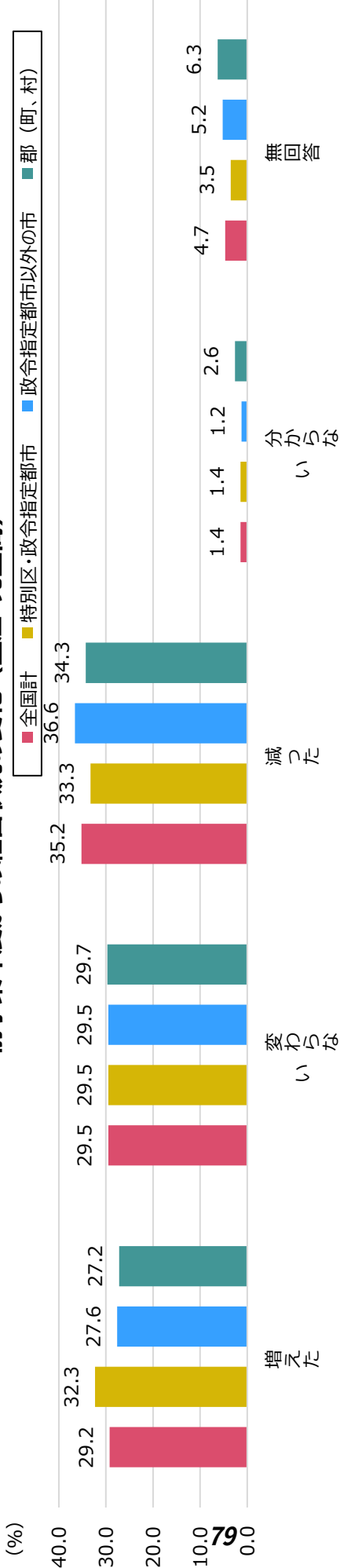


(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

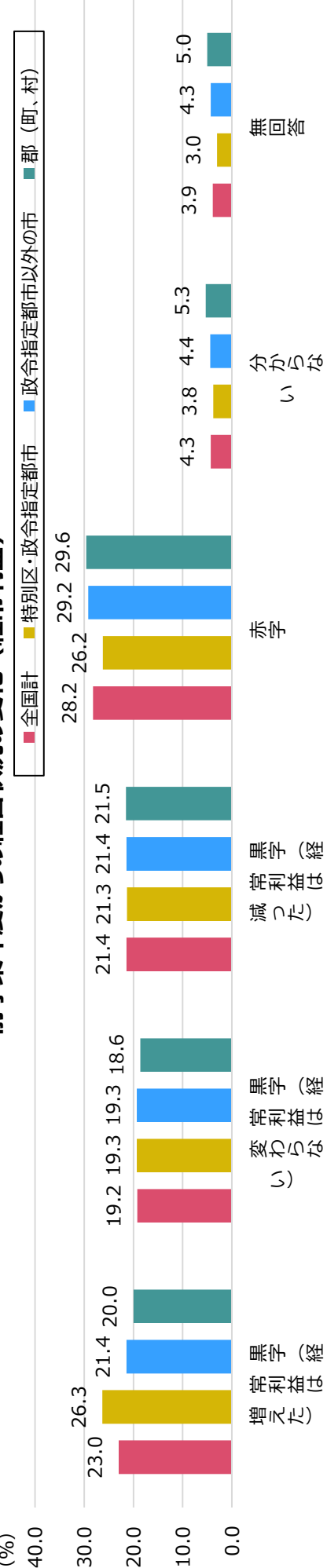
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっており、同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

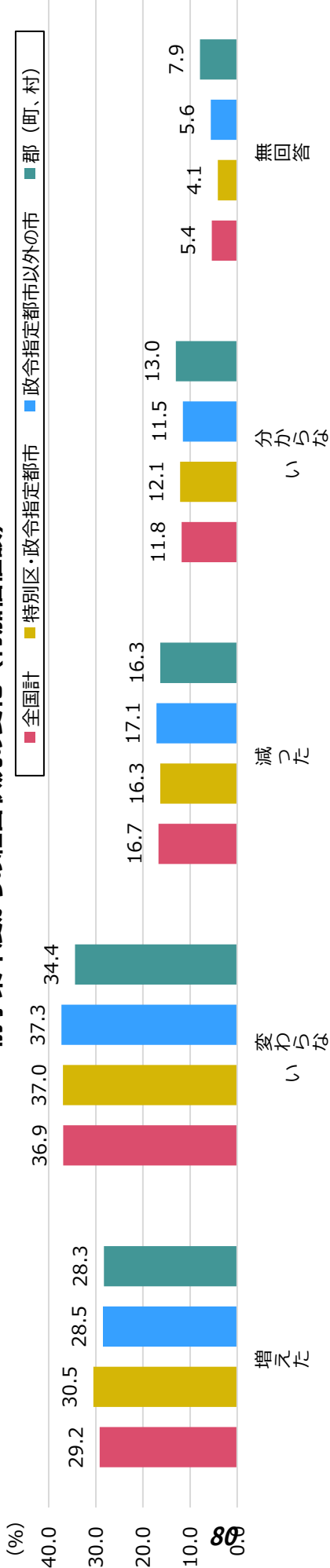


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

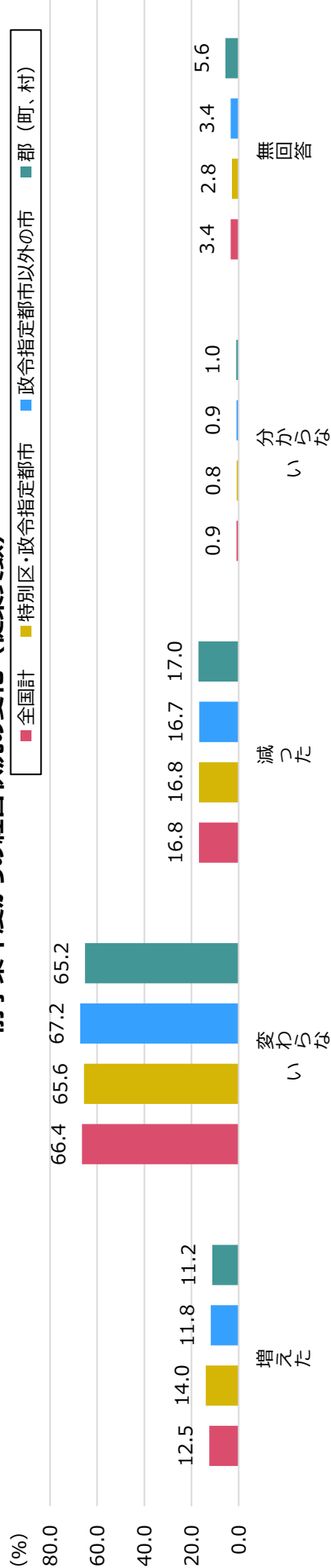
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

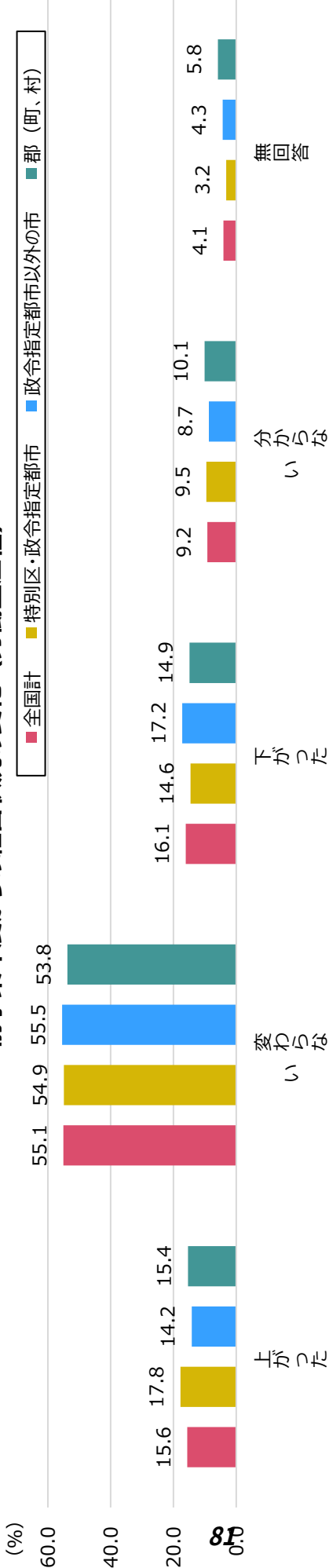


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

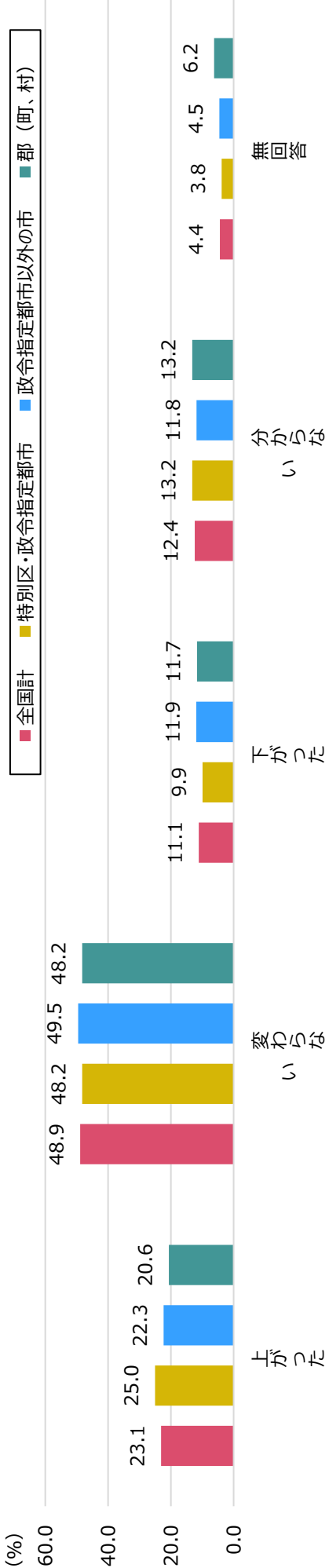
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

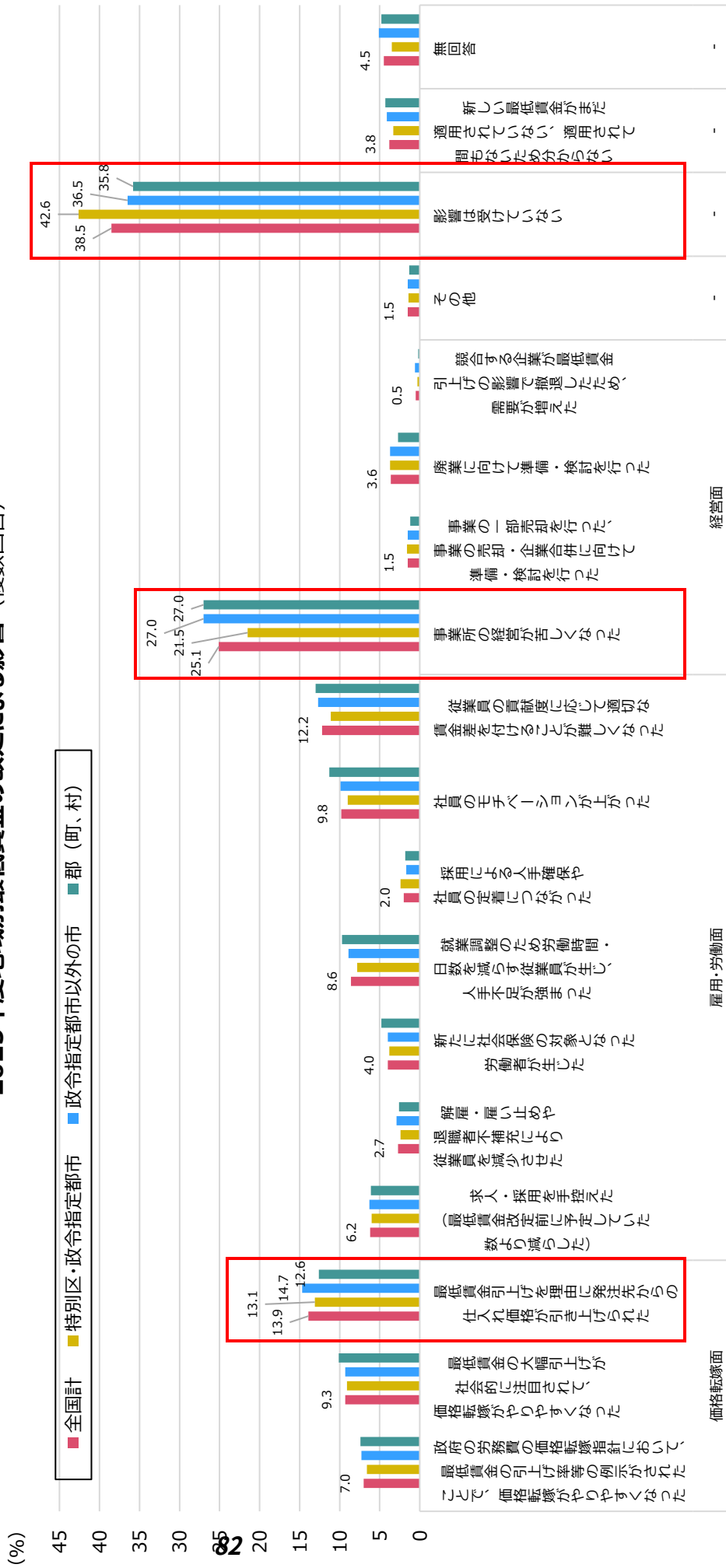


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員 1 人 1 時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）



(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 8 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 8 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では 3 年連続で 5 % を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6 % 台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は 7 割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の 6 割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、C ランクに A・B ランクを上回る目安を示したが、C ランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の1人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることから、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Cランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和8年7月21日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。

令和8年度滋賀県最低賃金額改定について、これらに配慮した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和8年7月30日

滋賀労働局長 田代良文

日本成長戦略
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは0%近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのAI活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、5.（2）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すAI・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカ―の確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

滋賀県 景況調査結果報告書

令和8年度 第1四半期
(令和8年4～6月期)

目次

1. 調査概要	2
2. 全体の結果	5
3. 規模別の結果	9
4. 業種別の結果	13
5. 追加設問の結果	24

滋賀県商工労働部商工政策課

2. 全体

3. 規模別

4. 業種別

5. 追加設問

滋賀県公式ホームページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/300168.html>

回答受付方法:しがネット受付サービス、FAX、e-mail、郵便、持参

	しがネット	FAX	郵送	Eメール	合計
回答数	404	12	7	1	424
(割合)	95.3%	2.8%	1.7%	0.2%	100.0%

回答受付期間:令和8年5月21日～6月8日

回答企業数:424社(回答率56.5%)

※大企業31社、中小企業393社(うち小規模事業者145社)

(参考) 規模・業種別回答事業所内訳

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
大企業	14	2	0	4	11	31
中小企業・ 小規模事業者	134	73	26	52	108	393
合計	148	75	26	56	119	424
(業種別比率)	34.9%	17.7%	6.1%	13.2%	28.1%	100.0%

(参考) 地域・業種別回答事業所内訳

	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	合計
大津地域	22	11	7	12	21	73
南部地域	32	9	4	13	26	84
甲賀地域	22	9	1	7	12	51
東近江地域	26	12	2	7	12	59
湖東地域	13	11	5	12	20	61
湖北地域	15	11	6	3	15	50
高島地域	18	12	1	2	13	46
合計	148	75	26	56	119	424

1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

【結果の概要（業況DI）】

- ・【全体】 今期は▲18.4と、前期と比べて5.5ポイント悪化した。
来期は▲27.2と、マイナス幅が拡大する見通しである。
- ・【規模別】 大企業では▲3.2とマイナスに転じ、中小企業（小規模事業者を含む）では▲19.6となり、マイナス幅が拡大した。
来期は、大企業が▲6.5とマイナス幅が拡大し、中小企業は▲28.8とマイナス幅が拡大する見通しである。
- ・【業種別】 前期と比べて小売業は改善した一方、それ以外の業種は悪化した。来期は、全業種において、マイナス幅が拡大する見通しである。

※本調査でのDI（ディフュージョン・インデックス）：「増加（好転・上昇・過剰等）」と回答した事業所数の構成比から「減少（悪化・低下・不足等）」と回答した事業所数の構成比を差し引いた値である。

※今期：令和8年4～6月期、来期：令和8年7～9月期

※業況、生産、売上、経常利益、雇用の水準は前年同時期と比較した回答、在庫数量、資金繰り、引合いは今期と来期の状況についての回答である。

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要

2. 全体

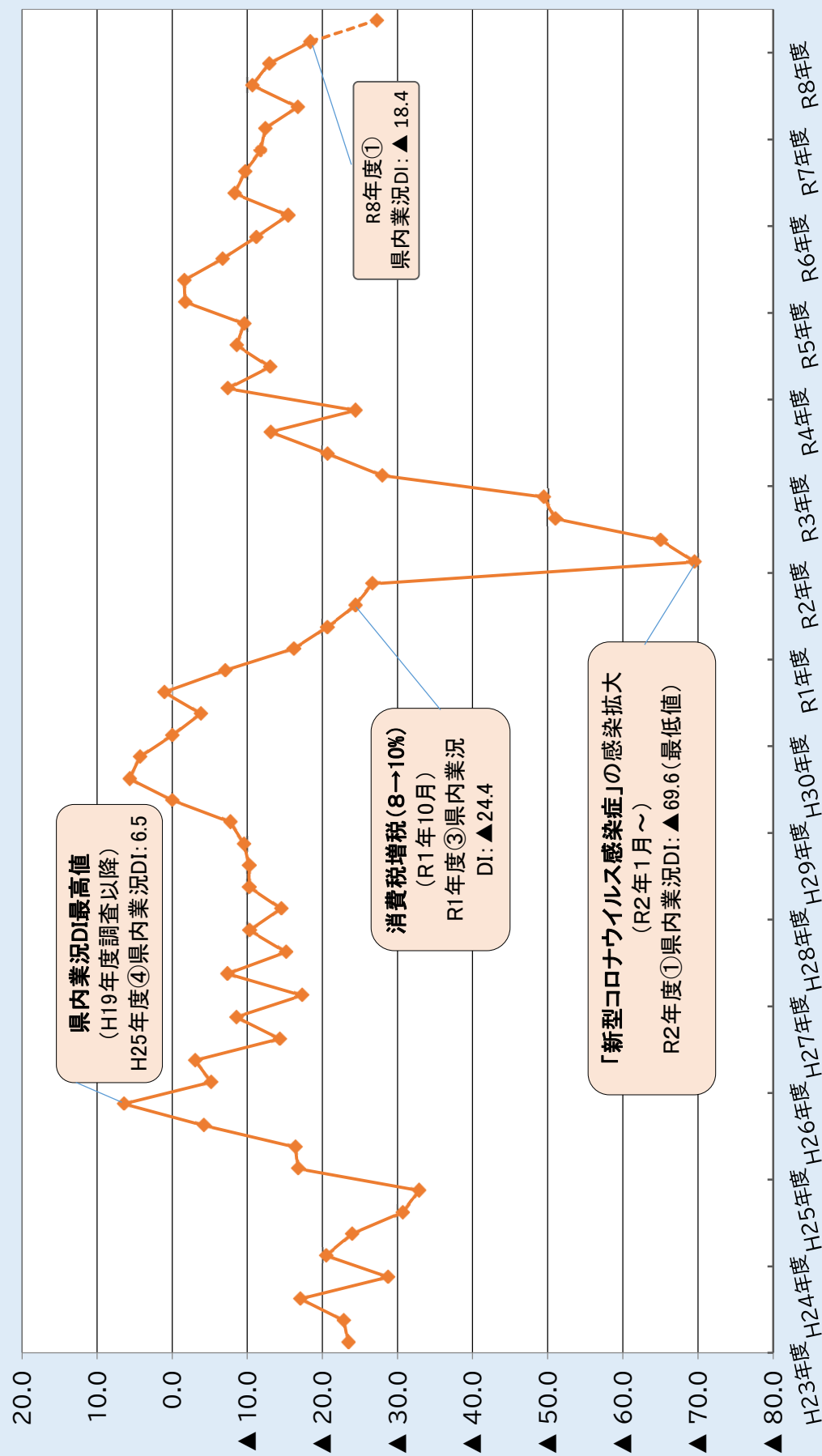
3. 規模別

4. 業種別

5. 追加設問

業況DIの推移

（平成23年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）



景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要

2. 全体

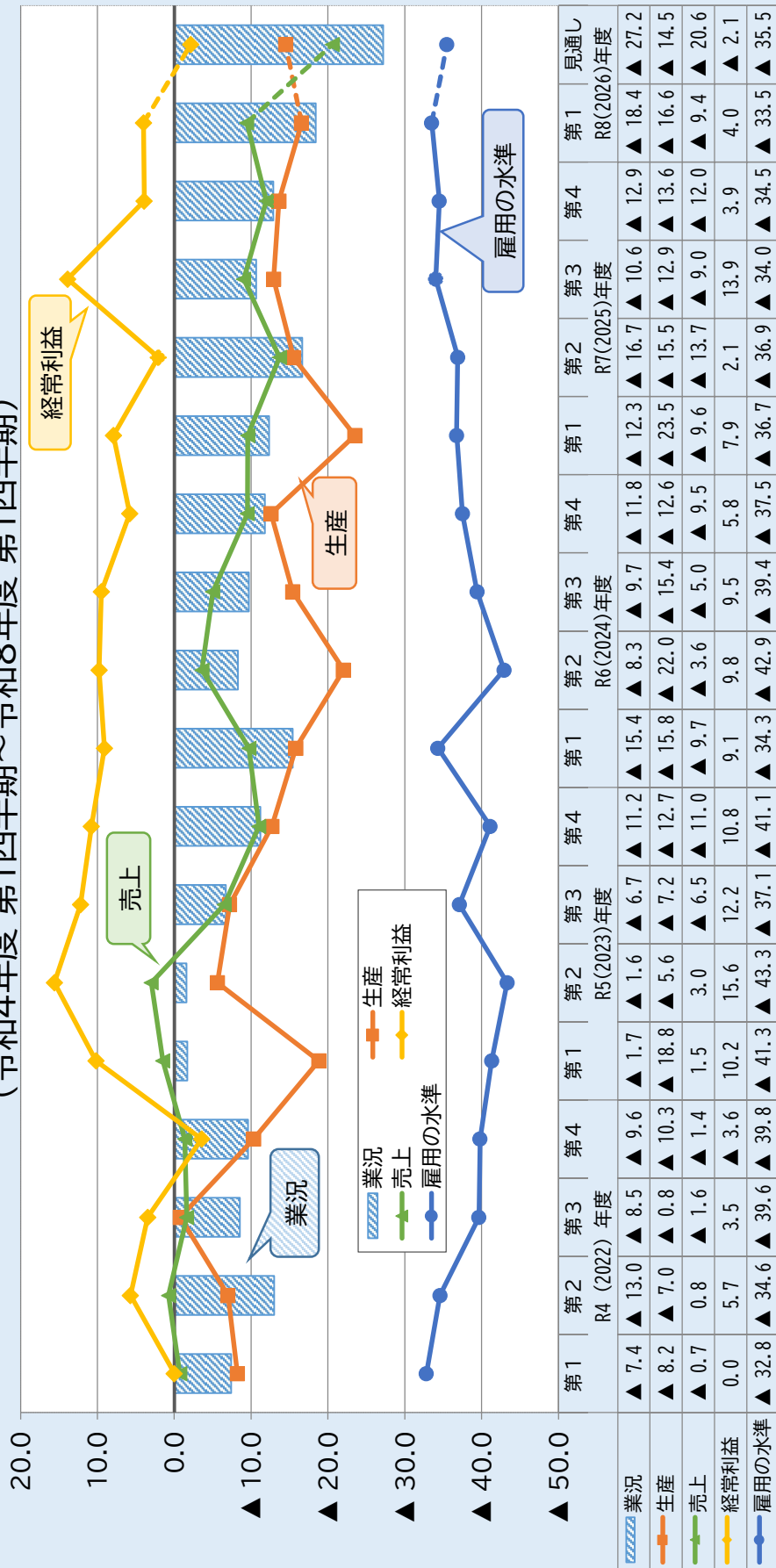
3. 規模別

4. 業種別

5. 追加設問

各種DIの推移

（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）

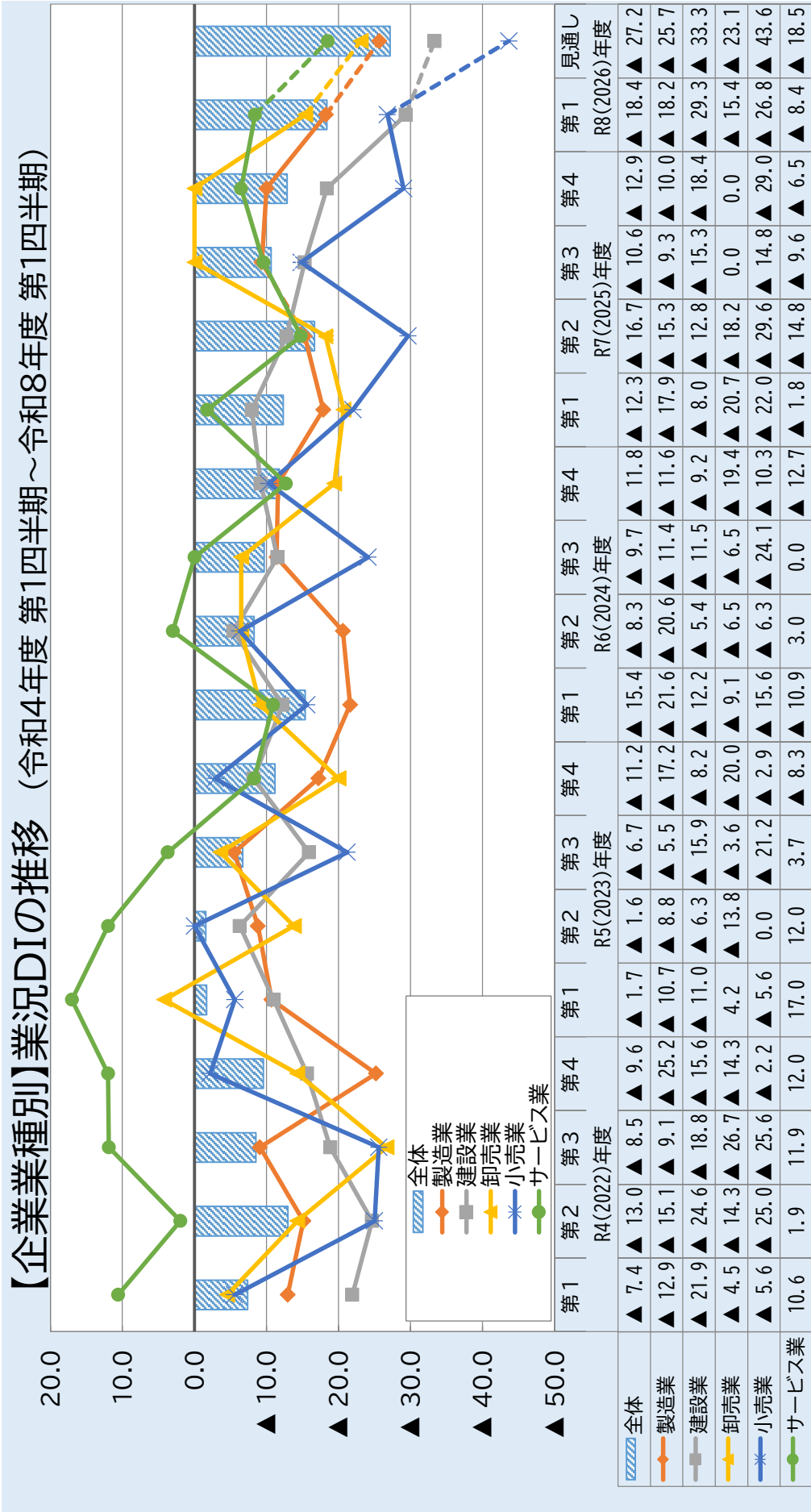


【今期（令和8年4～6月期）の景況】※前年同期との比較

売上DIはマイナス幅が縮小、業況DI、生産DIはマイナス幅が拡大し、経常利益DIはプラス幅がやや拡大した。
雇用の水準DIはマイナス幅がやや縮小し、不足感が弱まった。

【来期（令和8年7～9月期）の見通し】

生産DIはマイナス幅が縮小、業況DI、売上DIはマイナス幅が拡大、経常利益DIはマイナスに転じる見通し。
雇用の水準DIはマイナス幅が拡大し、不足感が強まる見通し。



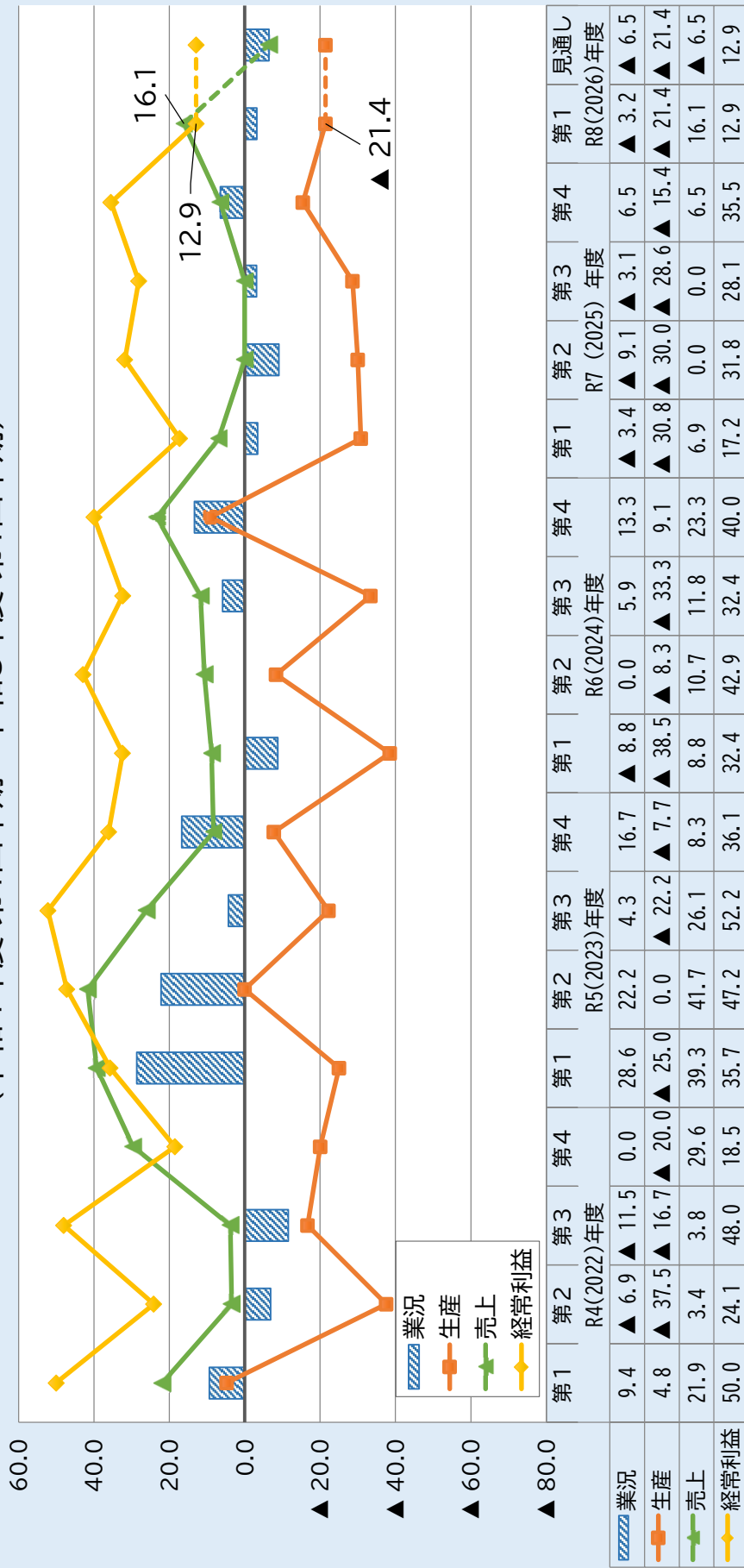
【製造業】	今期：▲18.2とマイナス幅が拡大した。	来期：▲25.7とマイナス幅が拡大する見通し。
【建設業】	今期：▲29.3とマイナス幅が大幅に拡大した。	来期：▲33.3とマイナス幅が拡大する見通し。
【卸売業】	今期：▲15.4とマイナス幅に転じた。	来期：▲23.1とマイナスが拡大する見通し。
【小売業】	今期：▲26.8とマイナス幅が縮小した。	来期：▲43.6とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【サービス業】	今期：▲8.4とマイナス幅が拡大した。	来期：▲18.5とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。

景況調査結果報告書 (令和8年度 第1四半期)



1. 調査概要
2. 全体
3. 規模別
4. 業種別
5. 追加設問

【大企業】①「業況・生産・売上・経常利益」の動向 (令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期)

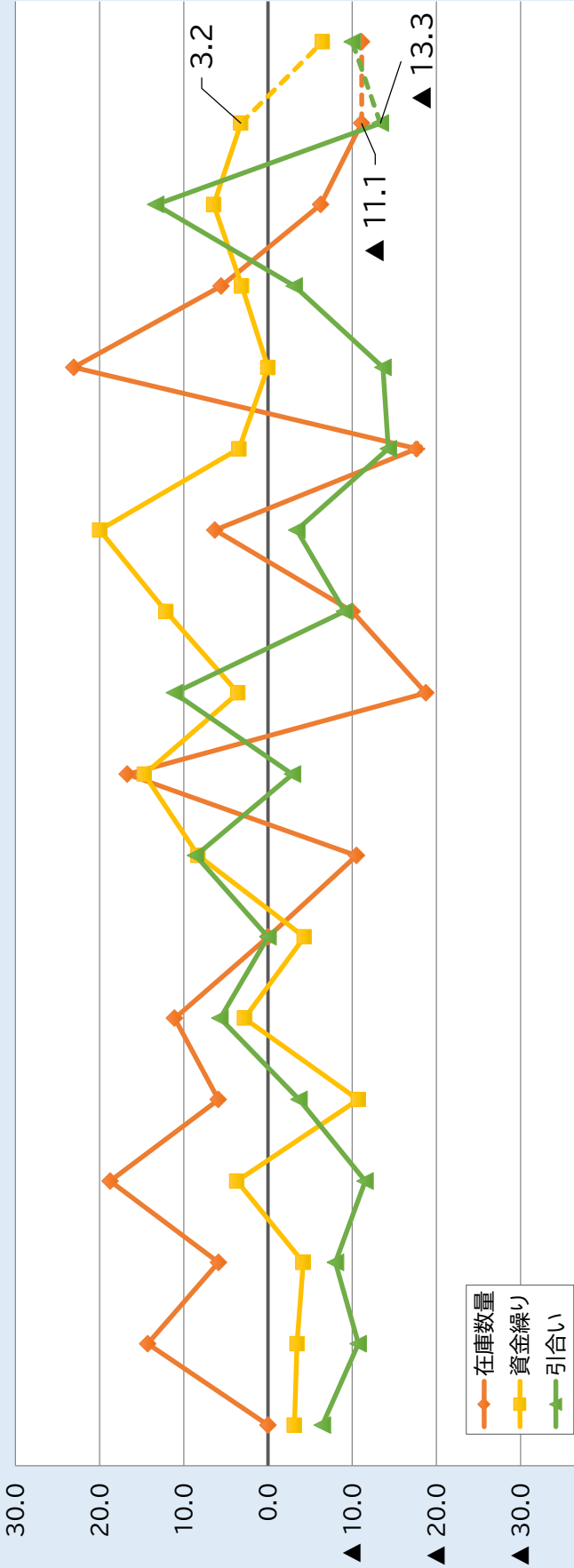


- 【業況】 今期:▲3.2とマイナスに転じた。 来期:▲6.5とマイナス幅が拡大する見通し。
- 【生産】 今期:▲21.4とマイナス幅が拡大した。 来期:▲21.4と同程度で推移する見通し。
- 【売上】 今期: +16.1とプラス幅が拡大した。 来期:▲6.5とマイナスに転じる見通し。
- 【経常利益】 今期: +12.9と大幅にプラス幅が縮小した。 来期: +12.9と同程度で推移する見通し。

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

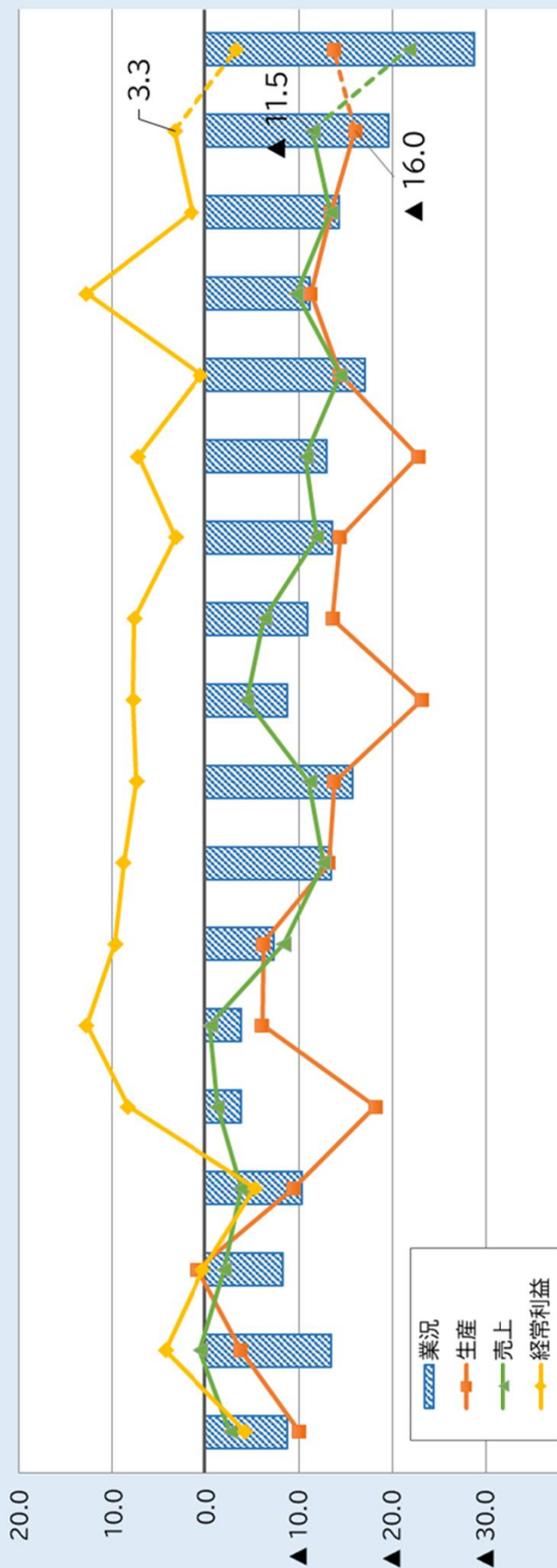
1. 調査概要
2. 全体
3. 規模別
4. 業種別
5. 追加設問

【大企業】②「在庫数量・資金繰り・引合い」の動向
（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）



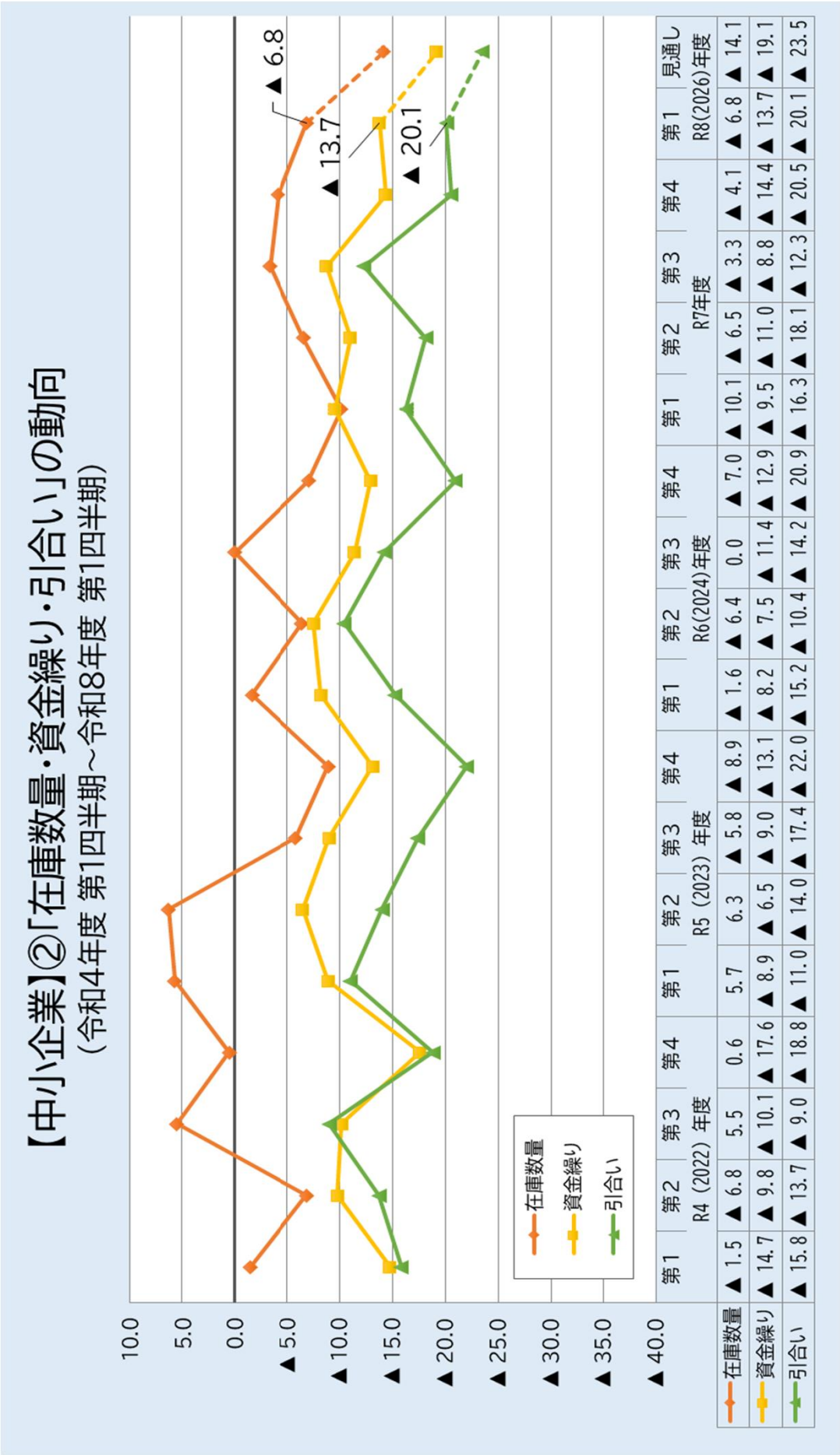
在庫数量	今期：▲11.1とマイナス幅が拡大した。	来期：▲11.1と同程度で推移する見通し。
資金繰り	今期：+3.2とプラス幅が縮小した。	来期：▲6.5とマイナスに転じる見通し。
引合い	今期：▲13.3とマイナスに転じた。	来期：▲10.0とマイナス幅が縮小する見通し。

(令和4年度第1四半期～令和8年度第1四半期)



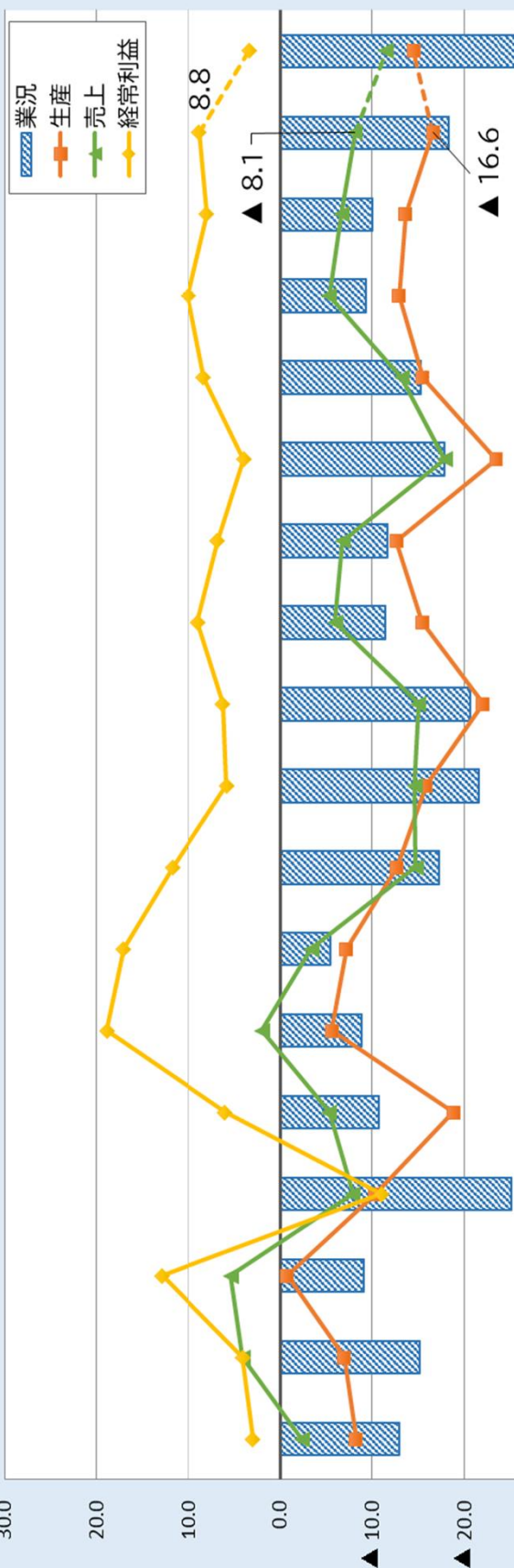
▲ 40.0																		
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	見通し
	R4 (2022) 年度				R5 (2023) 年度				R6 (2024) 年度				R7 (2025) 年度				R8 (2026) 年度	
 業況	▲ 8.8	▲ 13.5	▲ 8.3	▲ 10.4	▲ 3.9	▲ 3.8	▲ 7.4	▲ 13.5	▲ 15.8	▲ 8.8	▲ 10.9	▲ 13.6	▲ 13.0	▲ 17.1	▲ 11.3	▲ 14.4	▲ 19.6	▲ 28.8
 生産	▲ 10.1	▲ 3.8	0.8	▲ 9.5	▲ 18.2	▲ 6.1	▲ 6.2	▲ 13.2	▲ 13.8	▲ 23.1	▲ 13.6	▲ 14.4	▲ 22.8	▲ 14.4	▲ 11.3	▲ 13.4	▲ 16.0	▲ 13.7
 売上	▲ 2.7	0.5	▲ 2.0	▲ 3.8	▲ 1.3	▲ 0.5	▲ 8.4	▲ 12.6	▲ 11.1	▲ 4.4	▲ 6.3	▲ 11.9	▲ 10.8	▲ 14.4	▲ 9.8	▲ 13.4	▲ 11.5	▲ 21.7
 経常利益	▲ 4.3	4.3	0.3	▲ 5.3	8.3	12.8	9.7	8.8	7.4	7.8	7.7	3.2	7.3	0.5	12.8	1.5	3.3	▲ 3.3

【業況】	今期：▲19.6とマイナス幅が拡大した。	来期：▲28.8とマイナス幅が拡大する見通し。
【生産】	今期：▲16.0とマイナス幅が拡大した。	来期：▲13.7とマイナス幅が縮小する見通し。
【売上】	今期：▲11.5とマイナス幅が縮小した。	来期：▲21.7とマイナス幅が拡大する見通し。
【経常利益】	今期：+3.3とプラス幅が拡大した。	来期：▲3.3とマイナスに転じる見通し。



【在庫数量】	今期：▲6.8とマイナス幅が拡大した。	来期：▲14.1とマイナス幅が拡大する見通し。
【資金繰り】	今期：▲13.7とマイナス幅がやや縮小した。	来期：▲19.1とマイナス幅が拡大する見通し。
【引合い】	今期：▲20.1とマイナス幅がやや縮小した。	来期：▲23.5とマイナス幅が拡大する見通し。

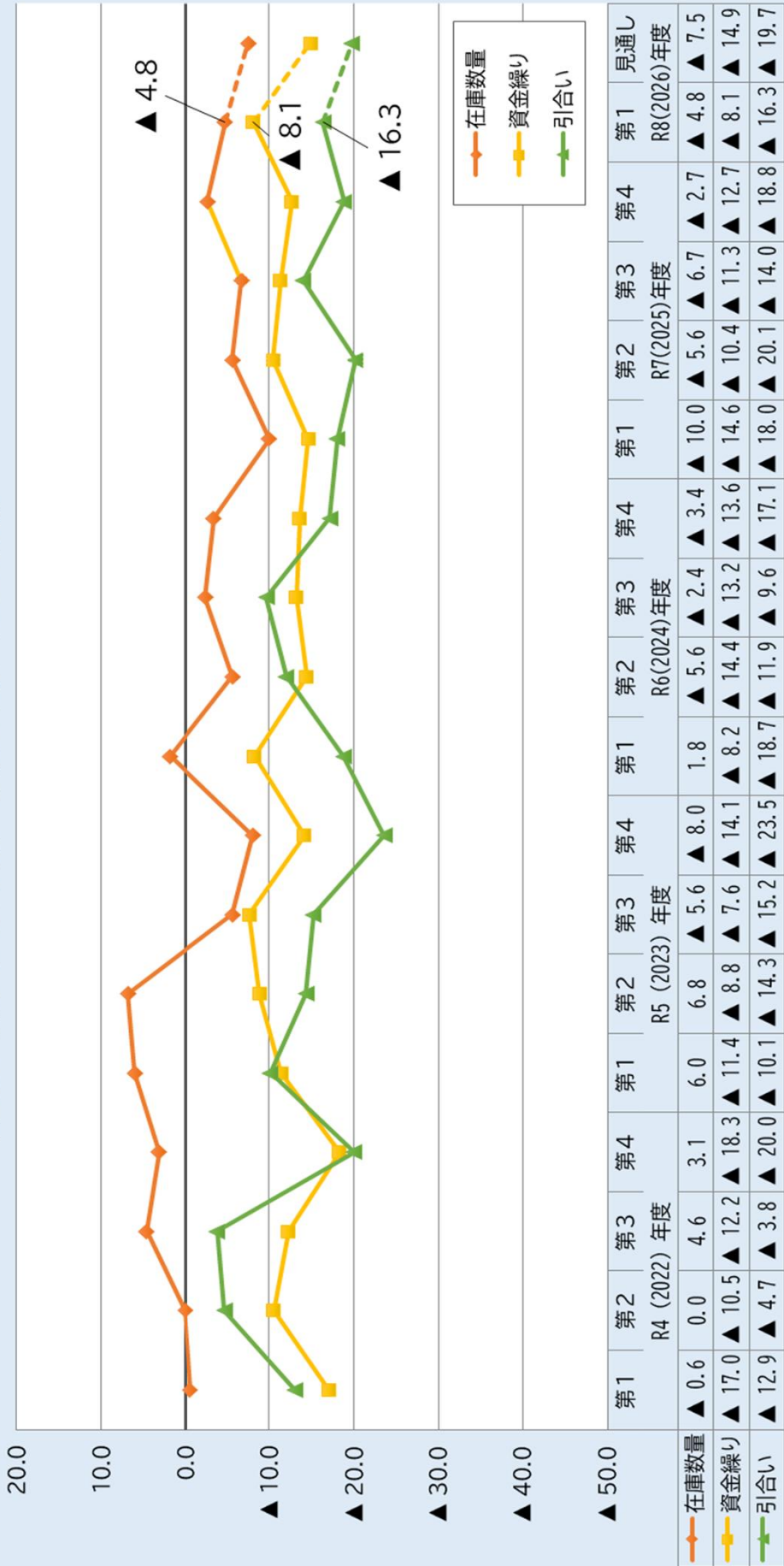
(令和4年度第1四半期～令和8年度第1四半期)



▲ 30.0																		
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	見通し
	R4 (2022) 年度				R5 (2023) 年度				R6 (2024) 年度				R7 (2025) 年度				R8 (2026) 年度	
業況	▲ 12.9	▲ 15.1	▲ 9.1	▲ 25.2	▲ 10.7	▲ 8.8	▲ 5.5	▲ 17.2	▲ 21.6	▲ 20.6	▲ 11.4	▲ 11.6	▲ 17.9	▲ 15.3	▲ 9.3	▲ 10.0	▲ 18.2	▲ 25.7
生産	▲ 8.2	▲ 7.0	▲ 0.8	▲ 10.3	▲ 18.8	▲ 5.6	▲ 7.2	▲ 12.7	▲ 15.8	▲ 22.0	▲ 15.4	▲ 12.6	▲ 23.5	▲ 15.5	▲ 12.9	▲ 13.6	▲ 16.6	▲ 14.5
売上	▲ 2.4	4.1	5.3	▲ 7.9	▲ 5.3	2.0	▲ 3.4	▲ 14.7	▲ 14.6	▲ 15.0	▲ 6.0	▲ 6.8	▲ 17.9	▲ 13.2	▲ 5.3	▲ 6.7	▲ 8.1	▲ 11.5
経常利益	2.9	4.1	12.9	▲ 11.0	6.0	18.9	17.1	11.7	5.8	6.3	9.0	6.8	4.0	8.3	10.0	8.0	8.8	3.4

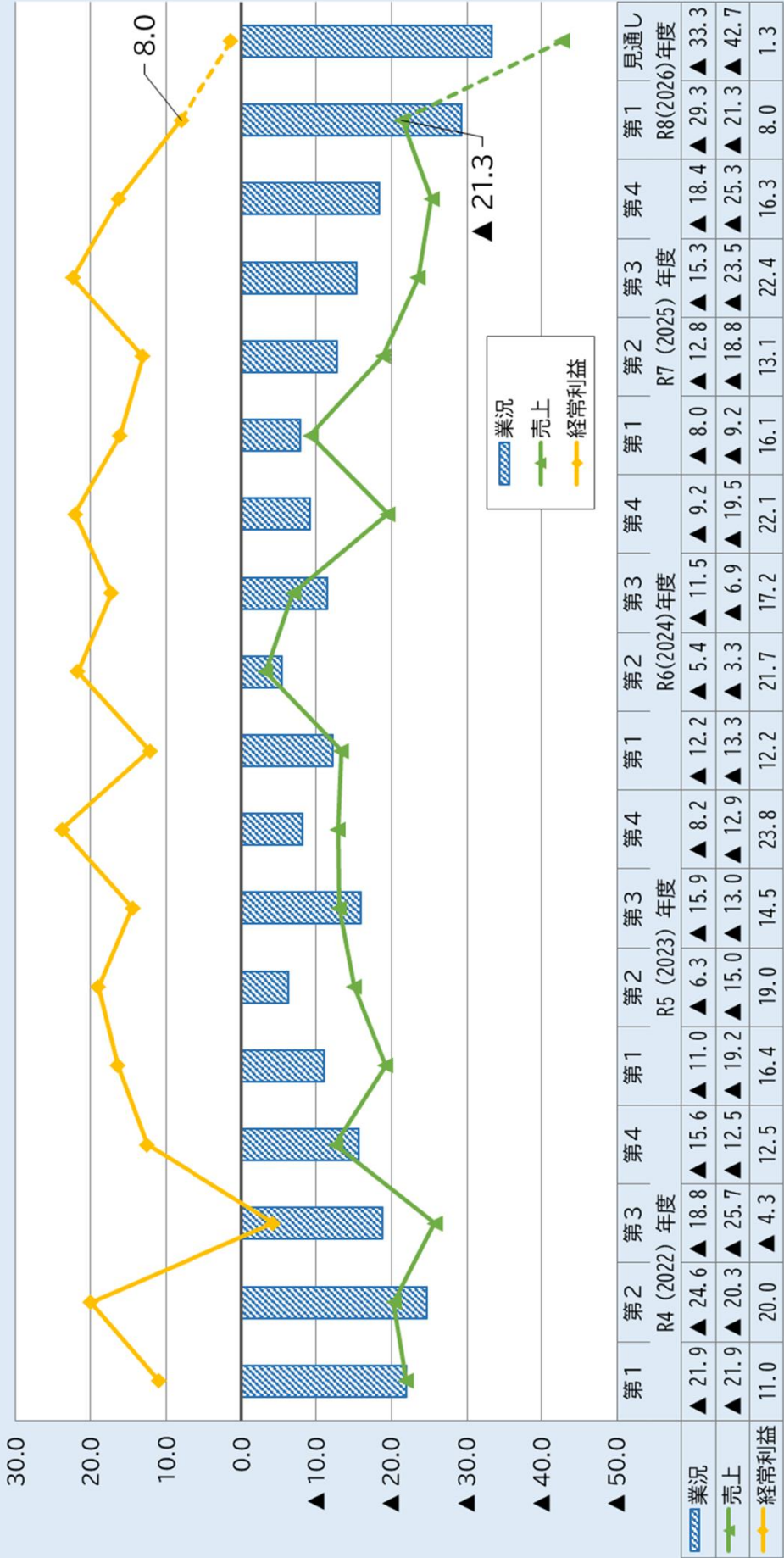
【業況】	今期：▲18.2とマイナス幅が拡大した。	来期：▲25.7とマイナス幅が拡大する見通し。
【生産】	今期：▲16.6とマイナス幅が拡大した。	来期：▲14.5とマイナス幅が縮小する見通し。
【売上】	今期：▲8.1とマイナス幅が拡大した。	来期：▲11.5とマイナス幅が拡大する見通し。
【経常利益】	今期：+8.8とプラス幅がやや拡大した。	来期：+3.4とプラス幅が縮小する見通し。

【製造業】②「在庫数量・資金繰り・引合い」の動向
（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）

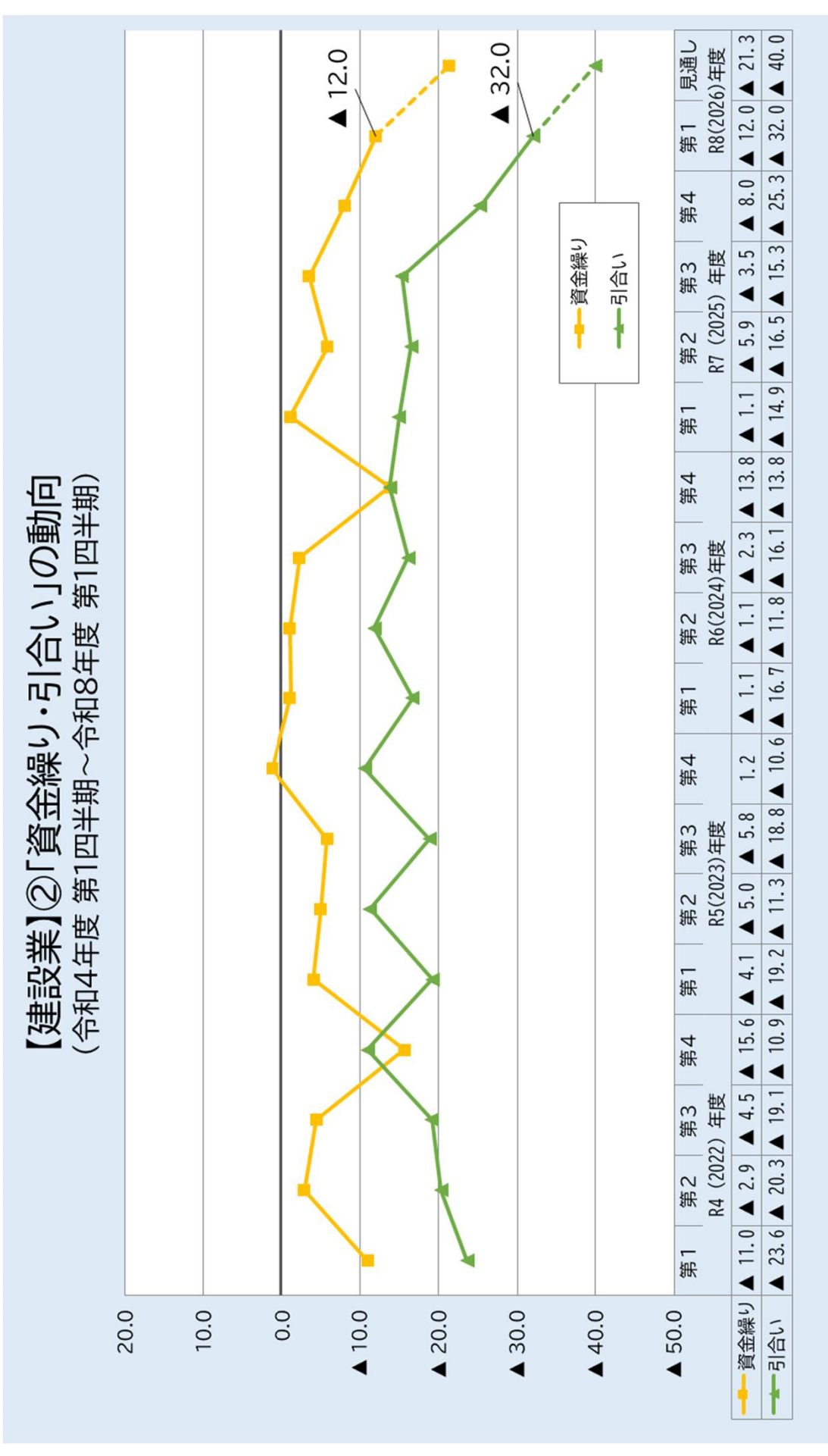


【在庫数量】	今期：▲4.8とマイナス幅が拡大した。	来期：▲7.5とマイナス幅が拡大する見通し。
【資金繰り】	今期：▲8.1とマイナス幅が縮小した。	来期：▲14.9とマイナス幅が拡大する見通し。
【引合い】	今期：▲16.3とマイナス幅が縮小した。	来期：▲19.7とマイナス幅が拡大する見通し。

【建設業】①「業況・売上・経常利益」の動向
 （令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）



【業況】	今期: ▲29.3とマイナス幅が大幅に拡大した。	来期: ▲33.3とマイナス幅が拡大する見通し。
【売上】	今期: ▲21.3とマイナス幅が縮小した。	来期: ▲42.7とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【経常利益】	今期: +8.0とプラス幅が縮小した。	来期: +1.3とプラス幅が縮小する見通し。



【資金繰り】	今期：▲12.0とマイナス幅が拡大した。	来期：▲21.3とマイナス幅が拡大する見通し。
【引合い】	今期：▲32.0とマイナス幅が拡大した。	来期：▲40.0とマイナス幅が拡大する見通し。

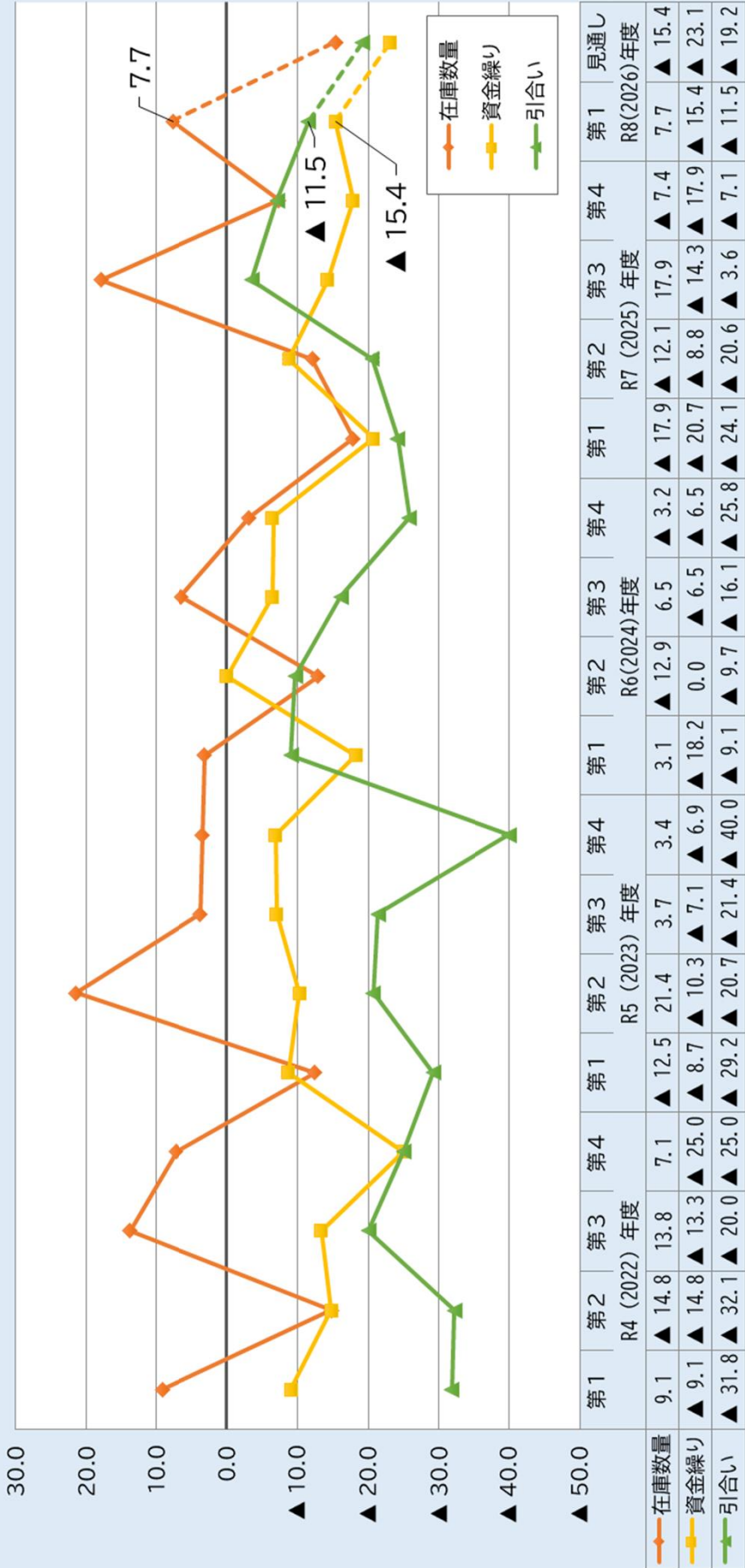
	R4 (2022) 年度				R5 (2023) 年度				R6(2024) 年度				R7 (2025) 年度				第1 R8(2026) 年度	見通し
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4		
業況	▲ 4.5	▲ 14.3	▲ 26.7	▲ 14.3	4.2	▲ 13.8	▲ 3.6	▲ 20.0	▲ 9.1	▲ 6.5	▲ 6.5	▲ 19.4	▲ 20.7	▲ 18.2	0.0	0.0	▲ 15.4	▲ 23.1
売上	4.5	0.0	▲ 13.3	7.1	0.0	▲ 13.8	▲ 10.7	▲ 26.7	6.1	9.7	3.2	▲ 19.4	▲ 17.2	▲ 15.2	0.0	0.0	▲ 7.7	▲ 23.1
経常利益	▲ 22.7	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 14.3	▲ 4.2	3.4	17.9	▲ 6.7	6.1	19.4	12.9	▲ 12.9	▲ 6.9	▲ 18.2	21.4	3.6	15.4	0.0

【業況】	今期：▲15.4とマイナスに転じた。	来期：▲23.1とマイナス幅が拡大する見通し。
【売上】	今期：▲7.7とマイナスに転じた。	来期：▲23.1とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【経常利益】	今期：+15.4とプラス幅が大幅に拡大した。	来期：±0.0となる見通し。

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要
2. 全体
3. 規模別
4. 業種別
5. 追加設問

【卸売業】②「在庫数量・資金繰り・引合い」の動向
（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）



【在庫数量】	今期：+7.7とプラスに転じた。	来期：▲15.4とマイナスに転じる見通し。
【資金繰り】	今期：▲15.4とマイナス幅が縮小した。	来期：▲23.1とマイナス幅が拡大する見通し。
【引合い】	今期：▲11.5とマイナス幅が拡大した。	来期：▲19.2とマイナス幅が拡大する見通し。

▲ 8.9

▲ 23.2

業績
売上
経常利益

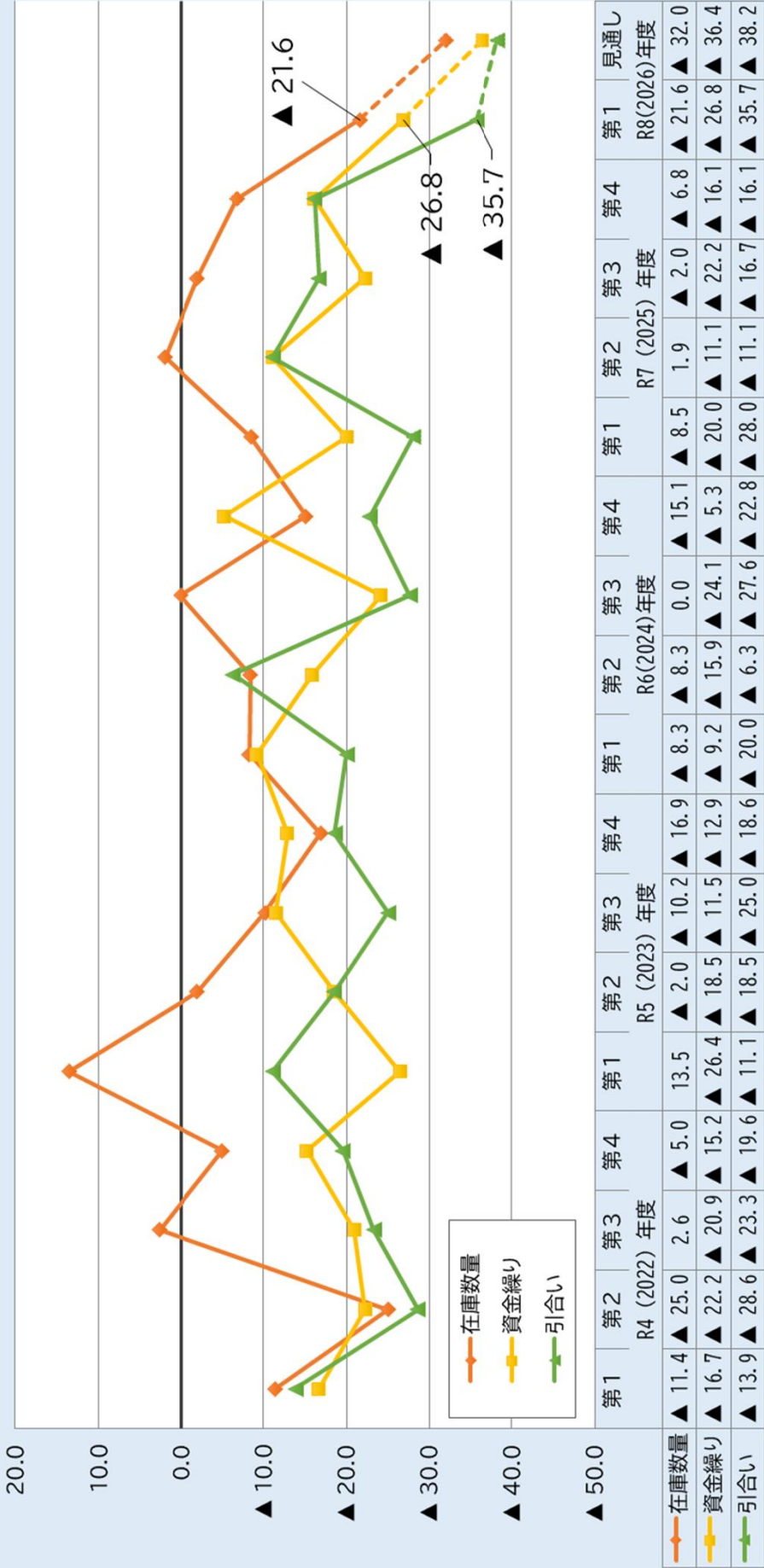
年度	売上 (億円)	営業利益 (億円)	経常利益 (億円)
2014年度	1.0	8.9	2.0
2015年度	1.0	1.0	1.0
2016年度	1.0	1.0	1.0
2017年度	1.0	1.0	1.0
2018年度	1.0	1.0	1.0
2019年度	1.0	1.0	1.0
2020年度	1.0	1.0	1.0
2021年度	1.0	1.0	1.0
2022年度	1.0	23.2	1.0

▲ 50.0																		
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	見通し
	R4 (2022) 年度				R5 (2023) 年度				R6 (2024) 年度				R7 (2025) 年度				R8 (2026) 年度	
 業況	▲ 5.6	▲ 25.0	▲ 25.6	▲ 2.2	▲ 5.6	0.0	▲ 21.2	▲ 2.9	▲ 15.6	▲ 6.3	▲ 24.1	▲ 10.3	▲ 22.0	▲ 29.6	▲ 14.8	▲ 29.0	▲ 26.8	▲ 43.6
 売上	5.6	▲ 7.1	▲ 11.6	8.7	▲ 1.9	7.5	▲ 21.2	▲ 2.9	▲ 4.6	1.6	▲ 24.1	1.7	▲ 18.0	▲ 18.5	▲ 22.2	▲ 25.8	▲ 23.2	▲ 41.8
 経常利益	2.8	0.0	▲ 14.0	▲ 13.0	7.4	20.4	1.9	5.7	4.6	4.8	▲ 6.9	1.7	12.0	▲ 1.9	5.6	1.6	▲ 8.9	▲ 23.6

【業況】	今期：▲26.8とマイナス幅が縮小した。	来期：▲43.6とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【売上】	今期：▲23.2とマイナス幅が縮小した。	来期：▲41.8とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【経常利益】	今期：▲8.9とマイナスに転じた。	来期：▲23.6とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。

【小売業】②「在庫数量・資金繰り・引合い」の動向

（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）

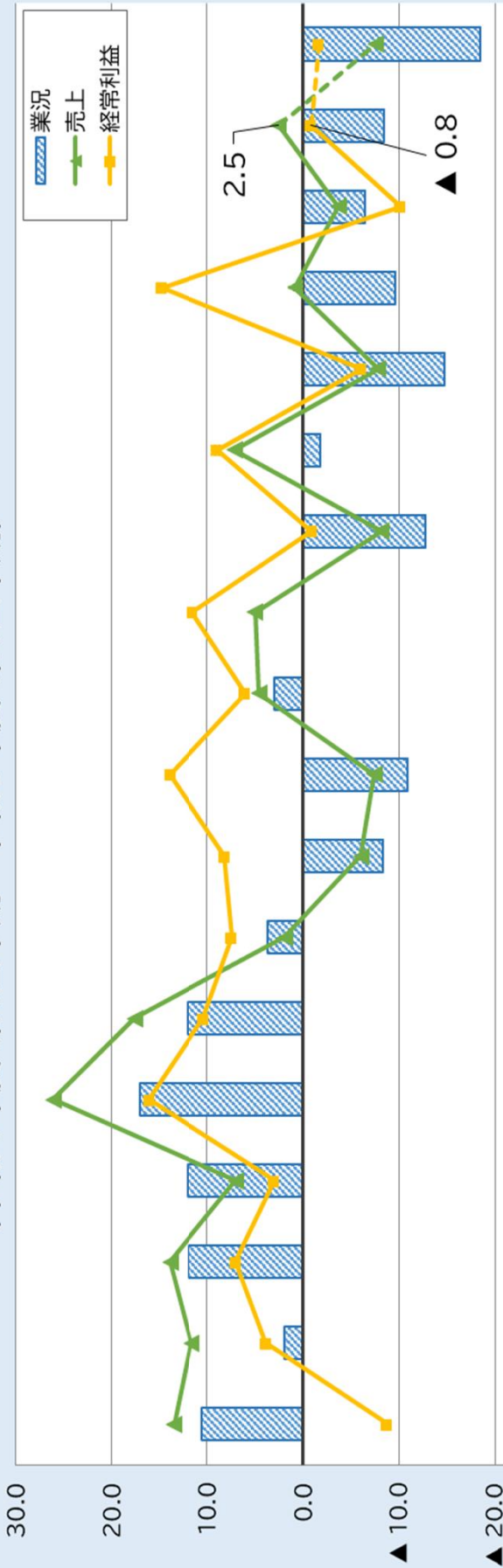


【在庫数量】	今期：▲21.6とマイナス幅が大幅に拡大した。	来期：▲32.0とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【資金繰り】	今期：▲26.8とマイナス幅が大幅に拡大した。	来期：▲36.4とマイナス幅が拡大する見通し。
【引合い】	今期：▲35.7とマイナス幅が大幅に拡大した。	来期：▲38.2とマイナス幅が拡大する見通し。

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要
2. 全体
3. 規模別
4. 業種別
5. 追加設問

【サービス業】①「業況・売上・経常利益」の動向
（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）

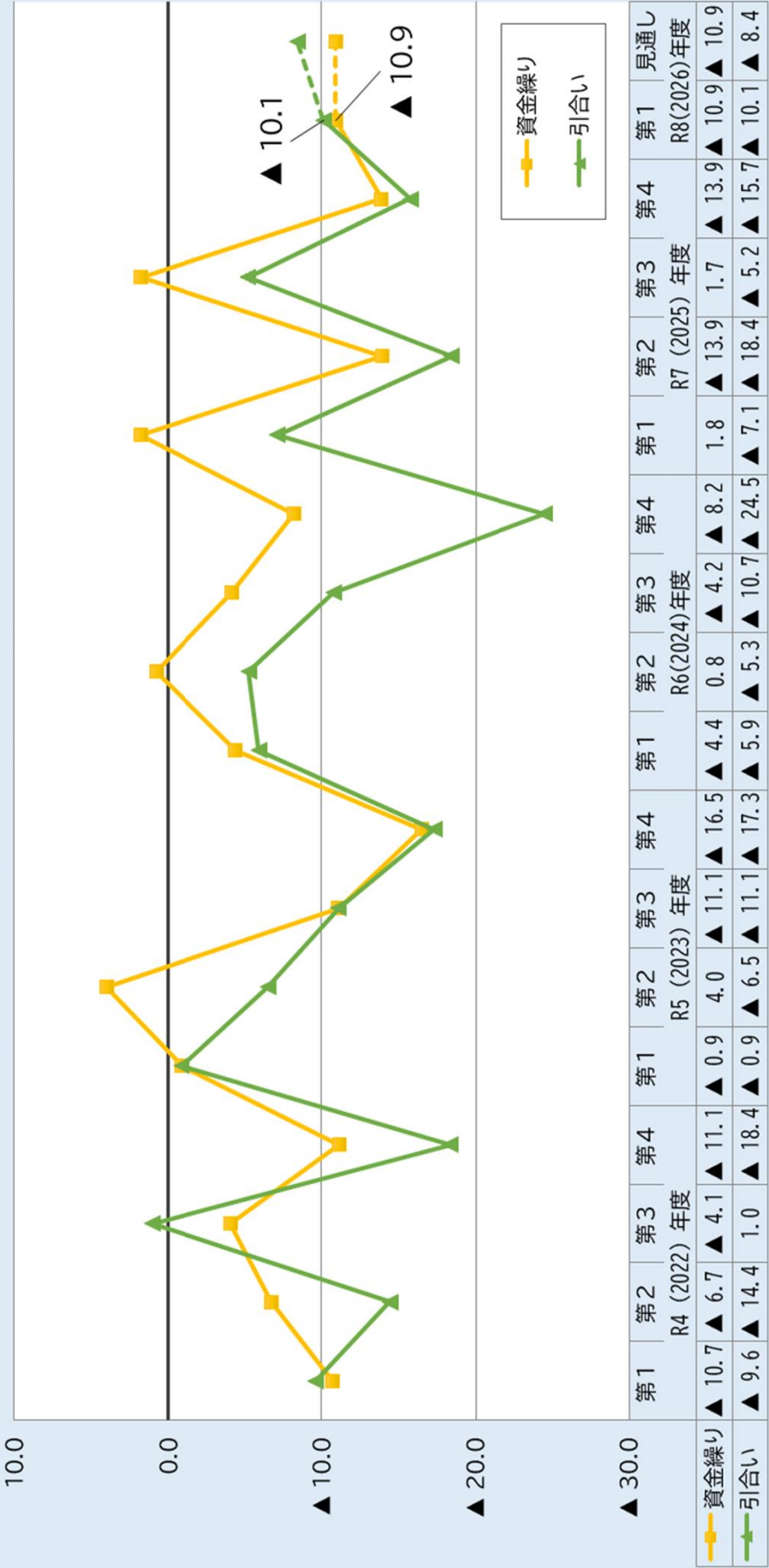


業況	10.6	1.9	11.9	12.0	17.0	12.0	3.7	8.3	10.9	3.0	0.0	12.7	1.8	14.8	9.6	6.5	18.5
売上	13.5	11.7	13.9	7.0	26.1	17.6	1.9	6.0	7.4	4.5	5.0	8.2	7.1	7.8	0.9	3.7	7.6
経常利益	▲ 8.7	3.8	7.0	3.0	16.1	10.4	7.4	8.2	13.9	6.0	11.6	0.9	8.9	6.1	14.8	10.2	1.7

【業況】	今期：▲8.4とマイナス幅が拡大した。	来期：▲18.5とマイナス幅が大幅に拡大する見通し。
【売上】	今期：+2.5とプラスに転じた。	来期：▲7.6とマイナスに転じる見通し。
【経常利益】	今期：▲0.8とマイナス幅が縮小した。	来期：▲1.7とマイナス幅がやや拡大する見通し。

【サービス業】②「資金繰り・引合い」の動向

（令和4年度 第1四半期～令和8年度 第1四半期）



【資金繰り】	今期：▲10.9とマイナス幅が縮小した。	来期：▲10.9と同程度で推移する見通し。
【引合い】	今期：▲10.1とマイナス幅が縮小した。	来期：▲8.4とマイナス幅が縮小する見通し。

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要

2. 全体

3. 規模別

4. 業種別

5. 追加設問

業況判断	企業コメント			業種
好転	中東情勢の影響で材料などの入荷に不安定さが現れ始めてはいるが、受注状況は昨年より回復している。			製造業
	過去数年間の買い控えが、少し緩んでいるのが現在の受注増につながっていると思うが、資材の高騰がひどく、景気上昇に冷水がかかることを懸念している。			建設業
	中東情勢の不安定からコストが上がっている。極力価格転嫁しているが、追いつかないところもある。			小売業
	戦争の影響で仕入れ商品の高騰で売上が好調でも利益は昨年度よりも低い。			サービス業
	生産量が落ち込んでいるが、値上げにより利益が確保できている。			製造業
不変	受注は堅調であるが、採用難などもあり慢性的に人員不足。加えて、今後は中東情勢の影響により資材高騰、仕入難も見込まれる			建設業
	現状、中東情勢悪化による影響は然程大きくないが先行き不透明。			小売業
	作業の効率化を進めることによって売上アップを狙うが、材料の価格が上昇しているのと、手に入りにくい物もあり苦戦を強いられている			サービス業
	新規事業所の開設に伴う先行投資により、一時的に利益率が低下したが、来年度には回復の見込みがある。			サービス業
	包材関係、原材料の多少の高騰はあるが、売上が取れているので不変としている。			サービス業
悪化	自動車・家電の在庫調整もあり、受注が鈍化傾向。材料費、動力費などの高騰も影響が出始める。			製造業
	中東情勢の影響により、資材価格の高騰、入荷の不安があり、営業活動に支障をきたす状況			建設業
	中東情勢の影響で商品の供給が滞っている。			卸売業
	原材料等の著しい高騰により、価格転嫁を余儀なくされ、一時的に客足は遠のいたが、それも理解されつつあり、今後は前年度水準まで持ち直す見通し。（希望的観測）			サービス業

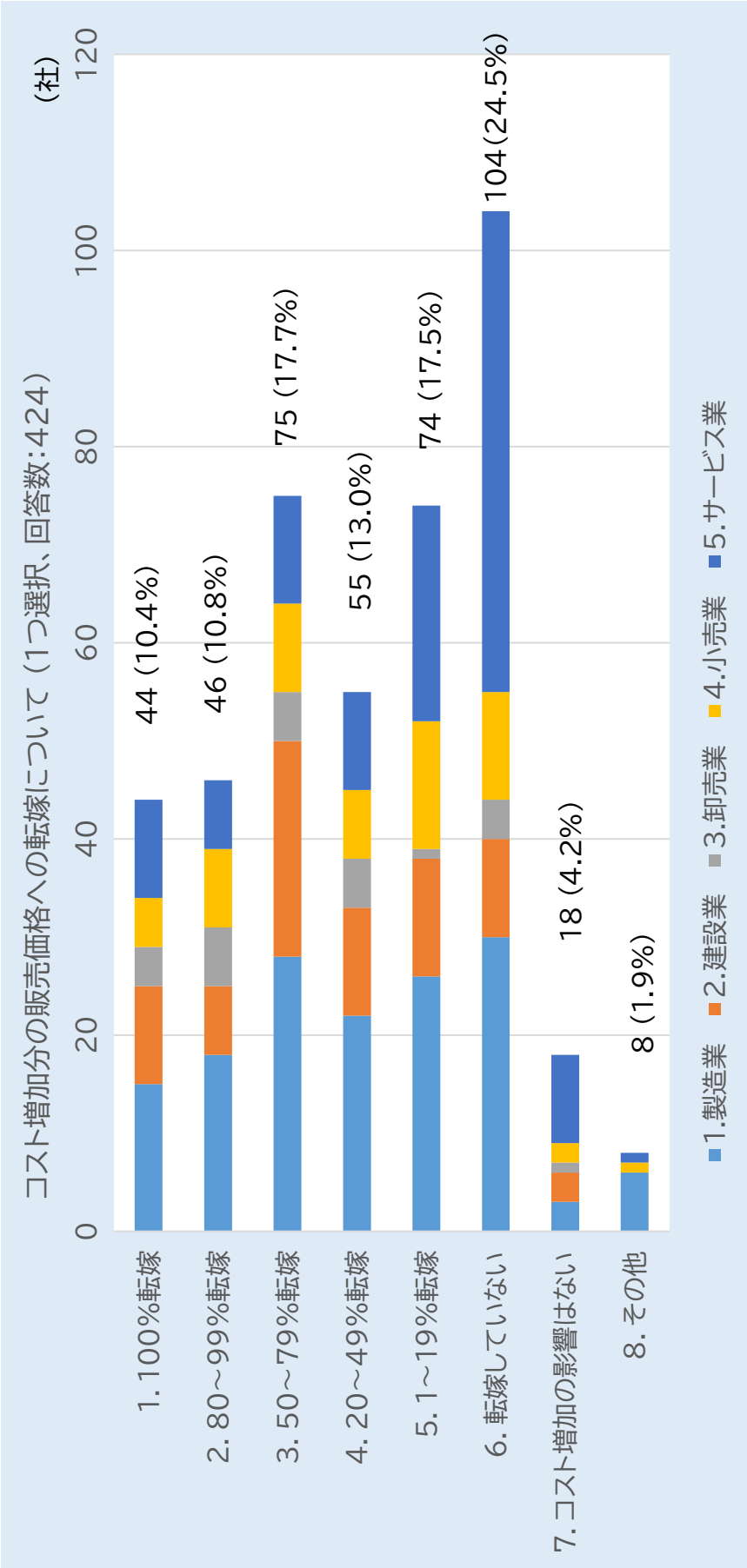
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）				
1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問



【追加設問1】

エネルギー・原材料価格の上昇による
価格転嫁の状況について

- エネルギー・原材料価格上昇による販売価格への影響について尋ねたところ、「転嫁していない」が最も多かった。次いで「50～79%転嫁」、「1～19%転嫁」の順に多かった。



※端数の四捨五入により、各項目の合計が100%とならない場合がある

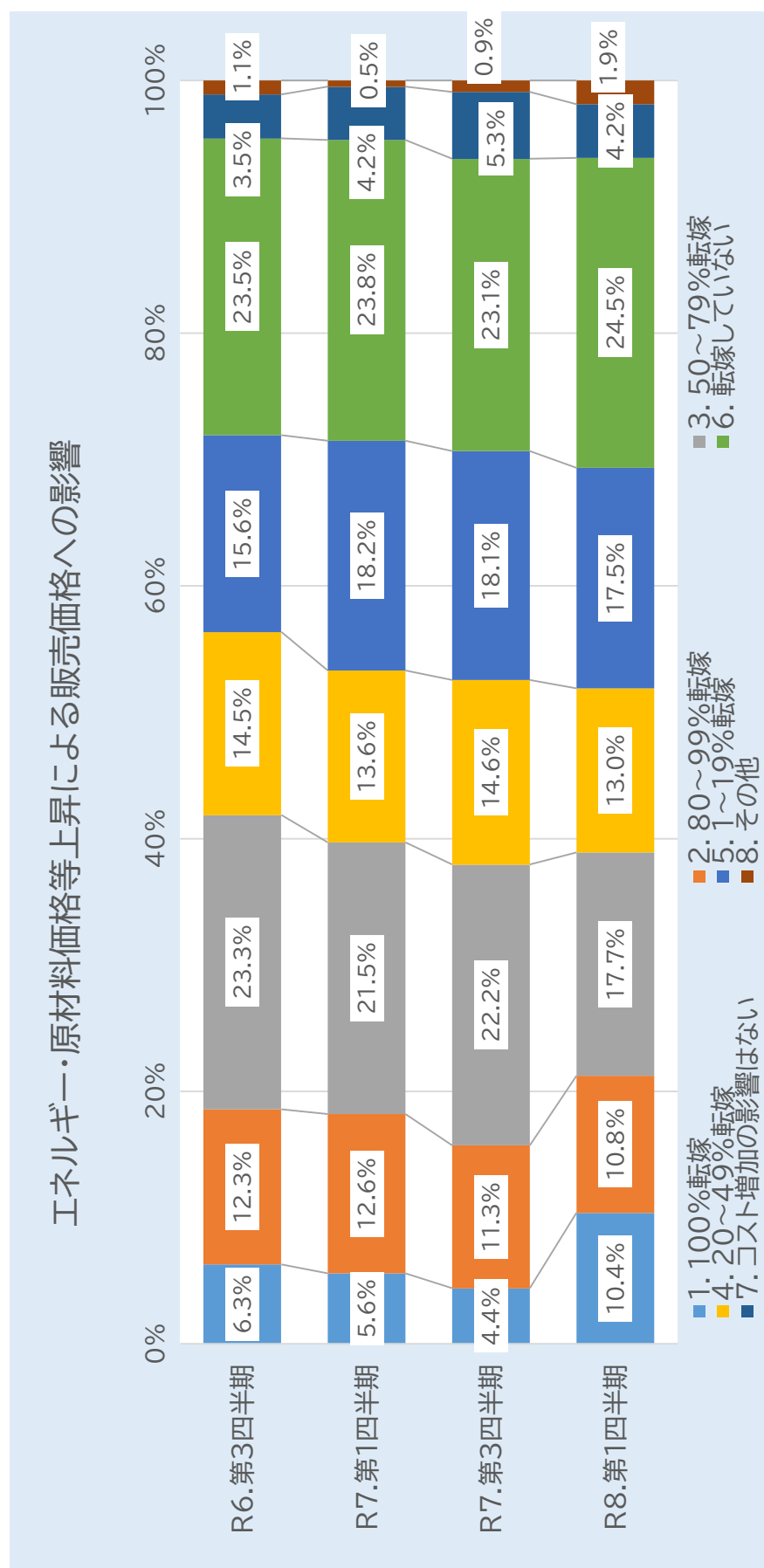
1. 調查概要

1. 調查概要

1. 調查概要

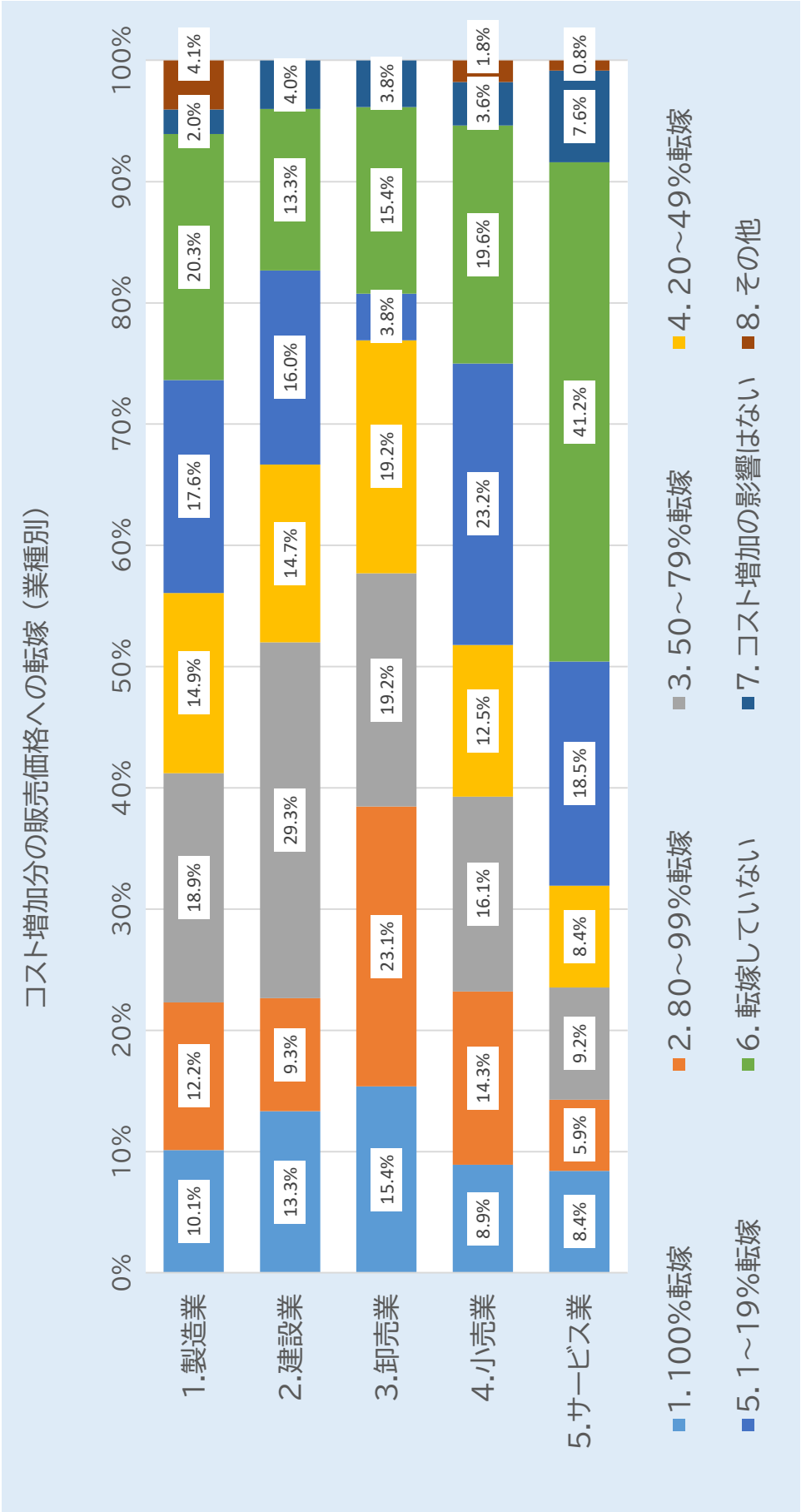
エネルギー・原材料価格の上昇による価格転嫁の状況(令和6年度第3四半期からの比較)

- ・エネルギー・原材料価格上昇による販売価格への影響について、令和6年度第3四半期から令和8年度第1四半期までを比較したところ、「転嫁していない」の割合は同水準で推移している。
- ・令和8年度第1四半期においては、「100%転嫁」が10%を超えた。



※端数の四捨五入により、各項目の合計が100%とならない場合がある

- エネルギー・原材料価格上昇による販売価格への影響について業種別にみると、サービス業は「転嫁していない」が最も多かった



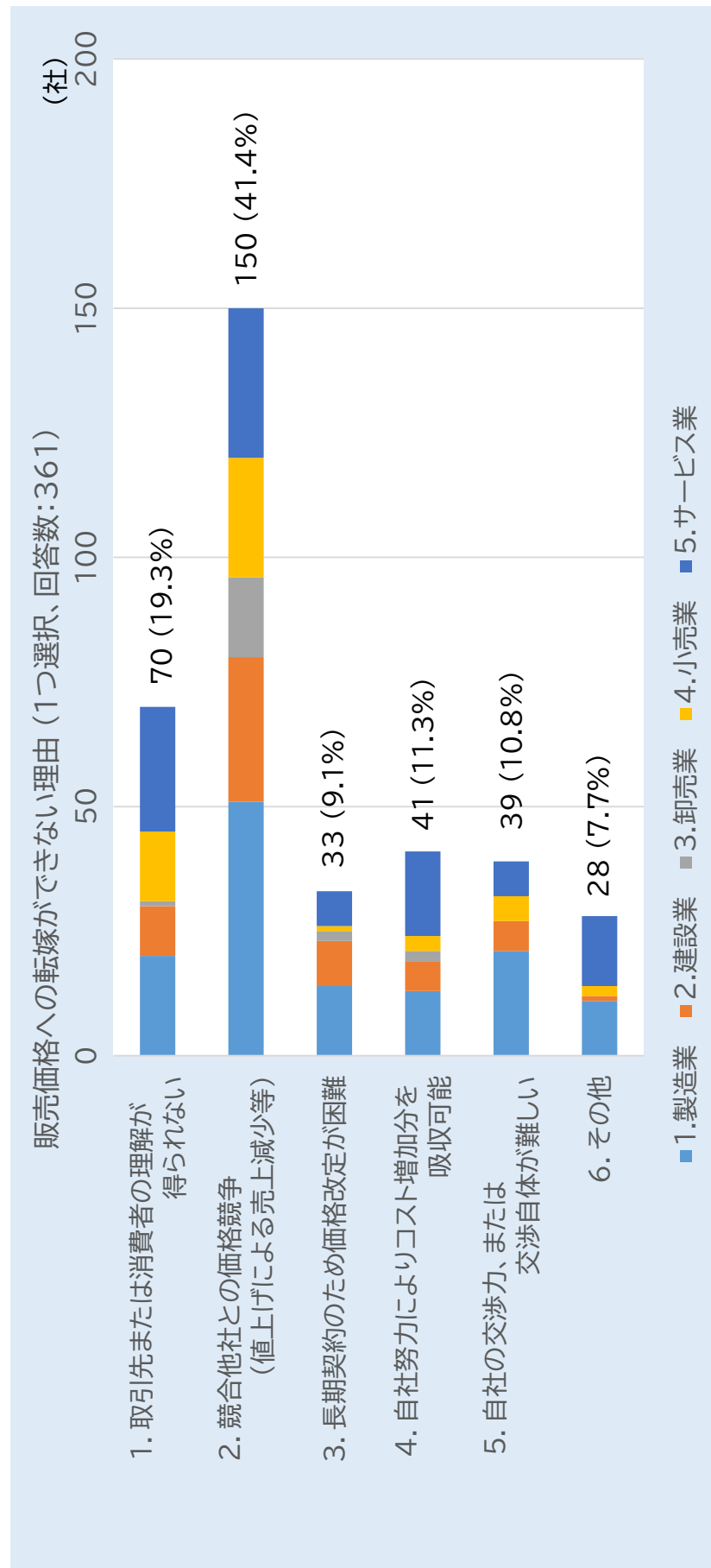
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

販売価格への転嫁ができない理由（全体）

- 販売価格への転嫁ができない理由について尋ねたところ、「競合他社との価格競争（値上げによる売上減少等）」が最も多かった。
- 次いで「取引先または消費者の理解が得られない」、「自社努力によりコスト増加分を吸収可能」の順に多かった。



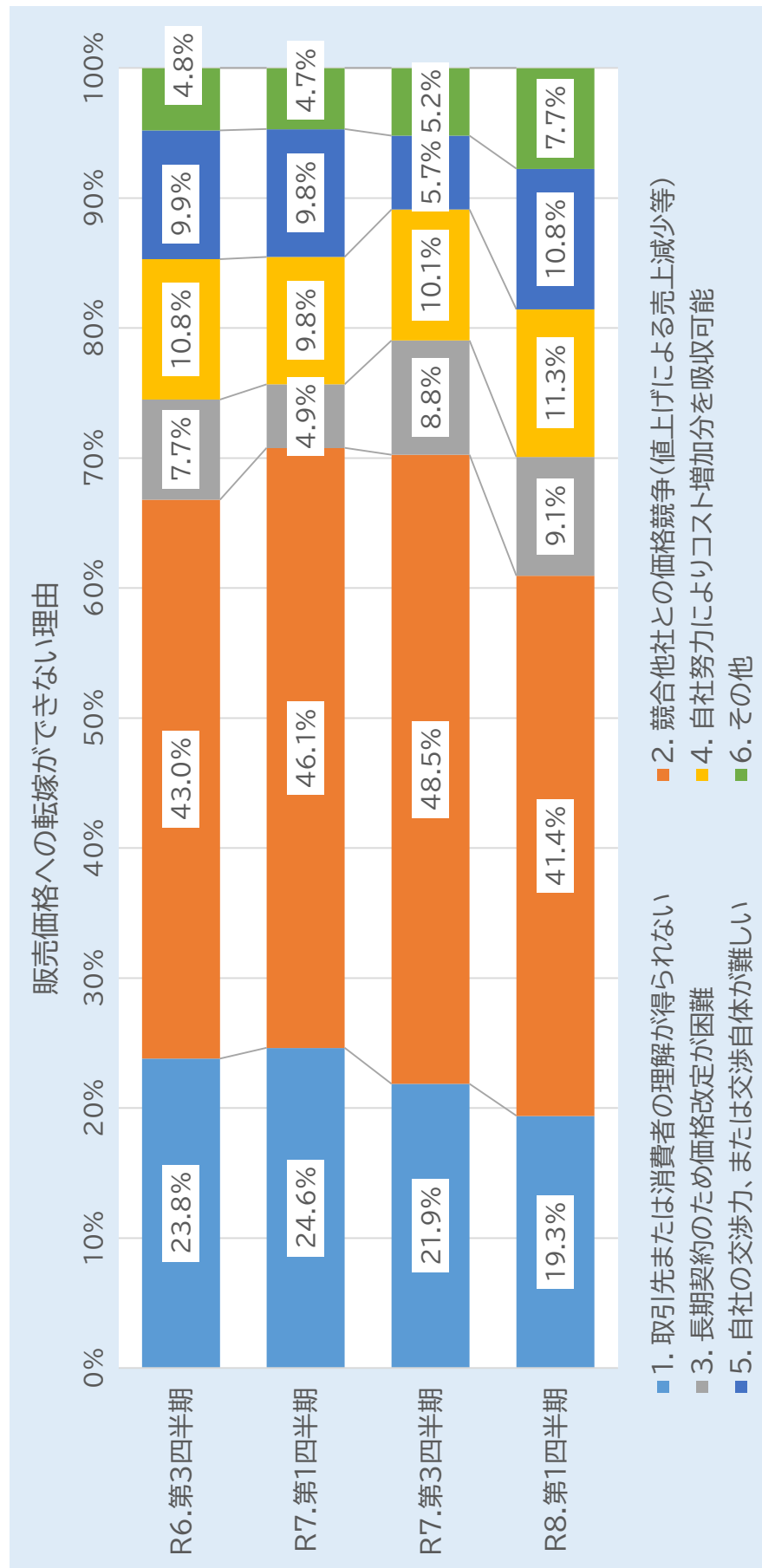
※端数の四捨五入により、各項目の合計が100%とならない場合がある

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

販売価格への転嫁ができない理由（令和6年度第3四半期からの比較）

- 販売価格への転嫁ができない理由について、令和6年度第3四半期から令和8年度第1四半期までを比較したところ、「取引先または消費者の理解が得られない」、「競合他社との価格競争（値上げによる売上減少等）」の割合は減少した。

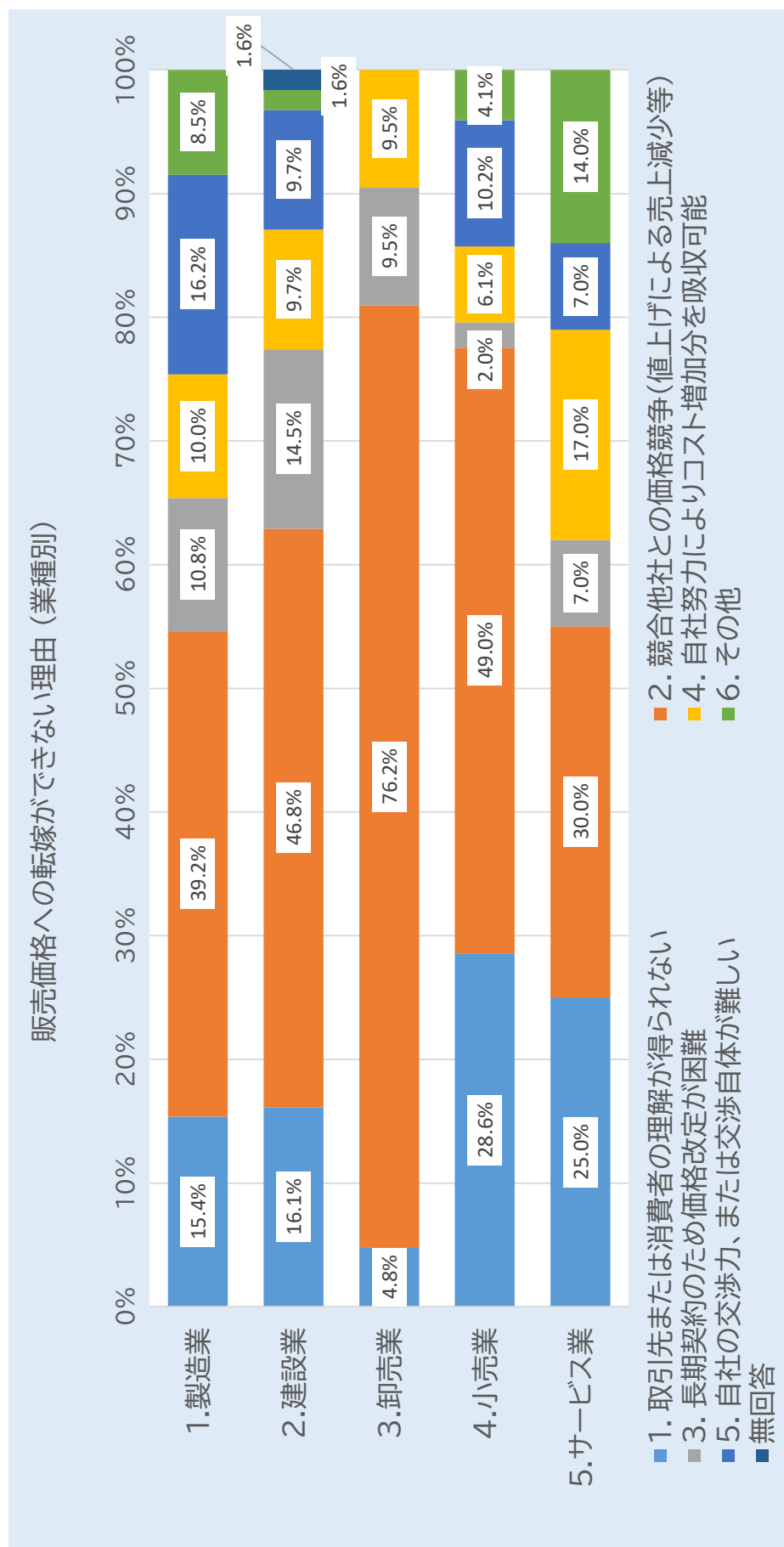


※端数の四捨五入により、各項目の合計が100%とならない場合がある

1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

販売価格への転嫁がでない理由（業種別）

- 販売価格への転嫁がでない理由について、全業種で「競合他社との価格競争（値上げによる売上減少等）」が最も多くなった。
- 特に卸売業では、75%以上が「競合他社との価格競争（値上げによる売上減少等）」となった。



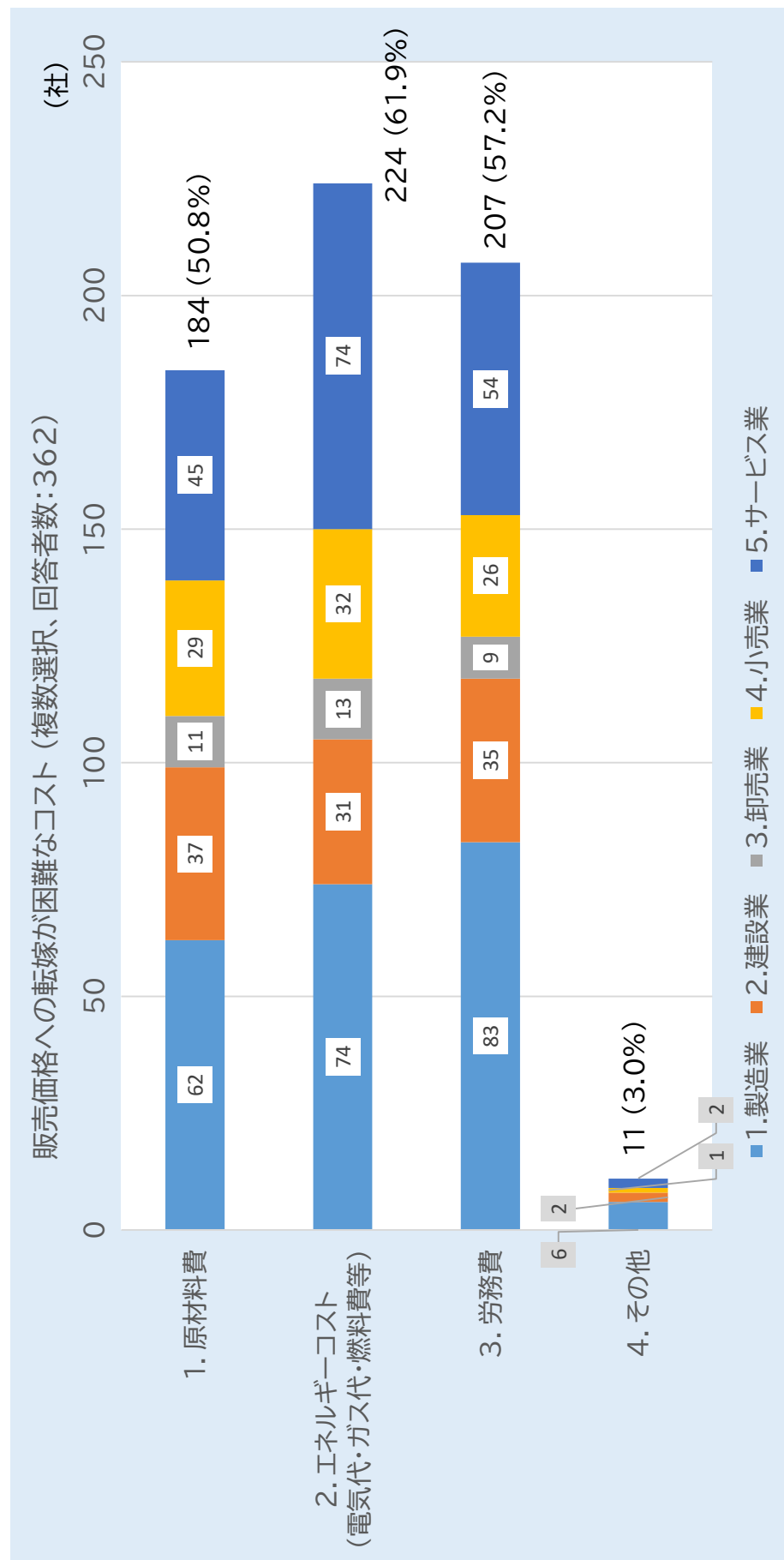
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

販売価格への転嫁が困難なコスト(全体)

- 販売価格への転嫁が困難なコストについて尋ねたところ、「エネルギーコスト(電気代、ガス代、燃料費等)」が最も多かった。次いで、「労務費」、「原材料費」の順に多かった。



※各項目の割合は、回答者数に占める割合(複数回答のため合計は100%にならない)

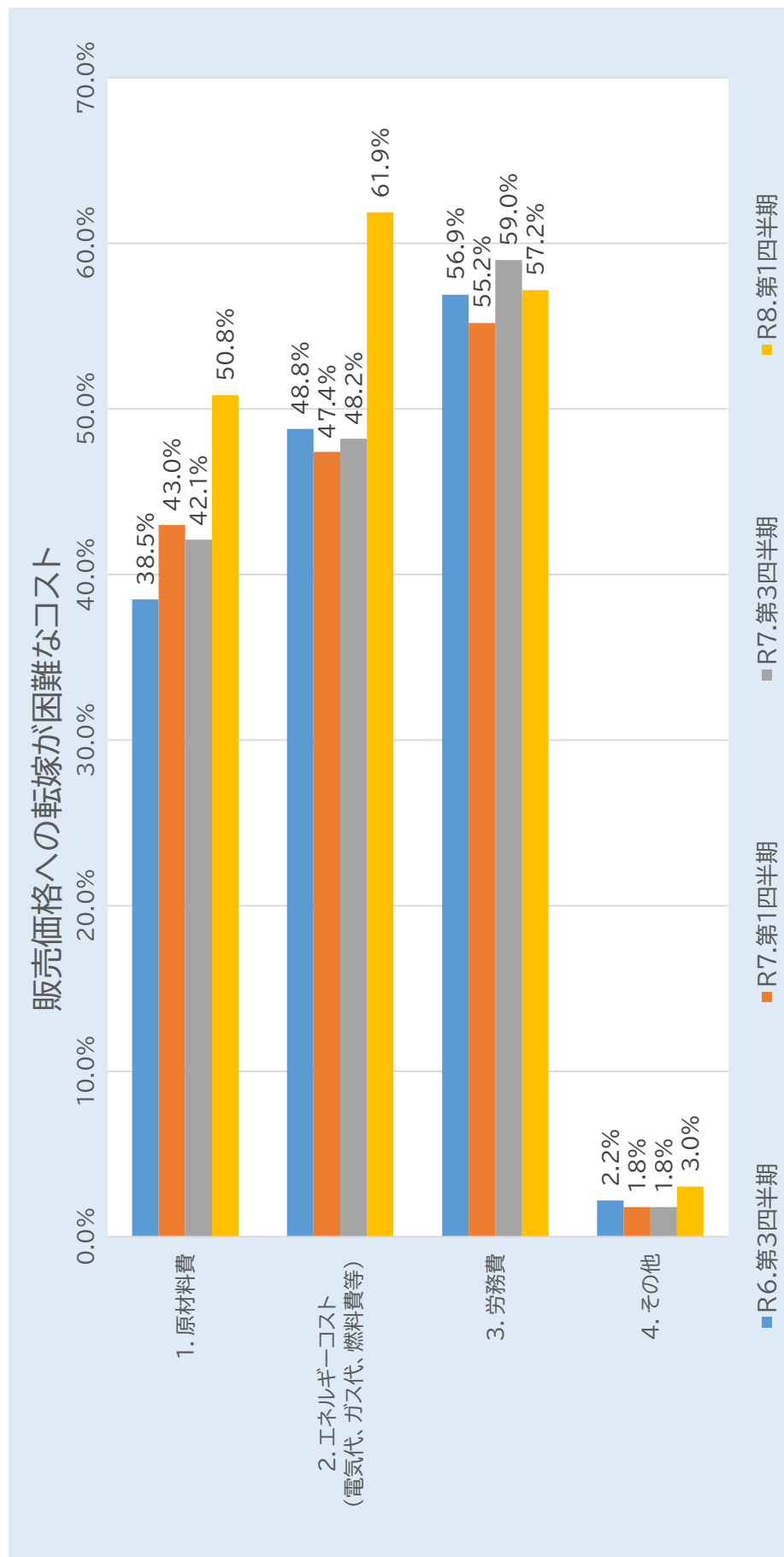
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

販売価格への転嫁が困難なコスト（令和6年度第3四半期からの比較）

- 販売価格への転嫁が困難なコストについて、令和6年度第3四半期から令和8年度第1四半期までを比較したところ、「原材料費」および「エネルギーコスト（電気代、ガス代、燃料費等）」の項目で割合が増加、「労務費」の項目が同程度の水準で推移した。



※各項目の割合は、回答者数に占める割合（複数回答のため合計は100%にならない）

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）				
1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問



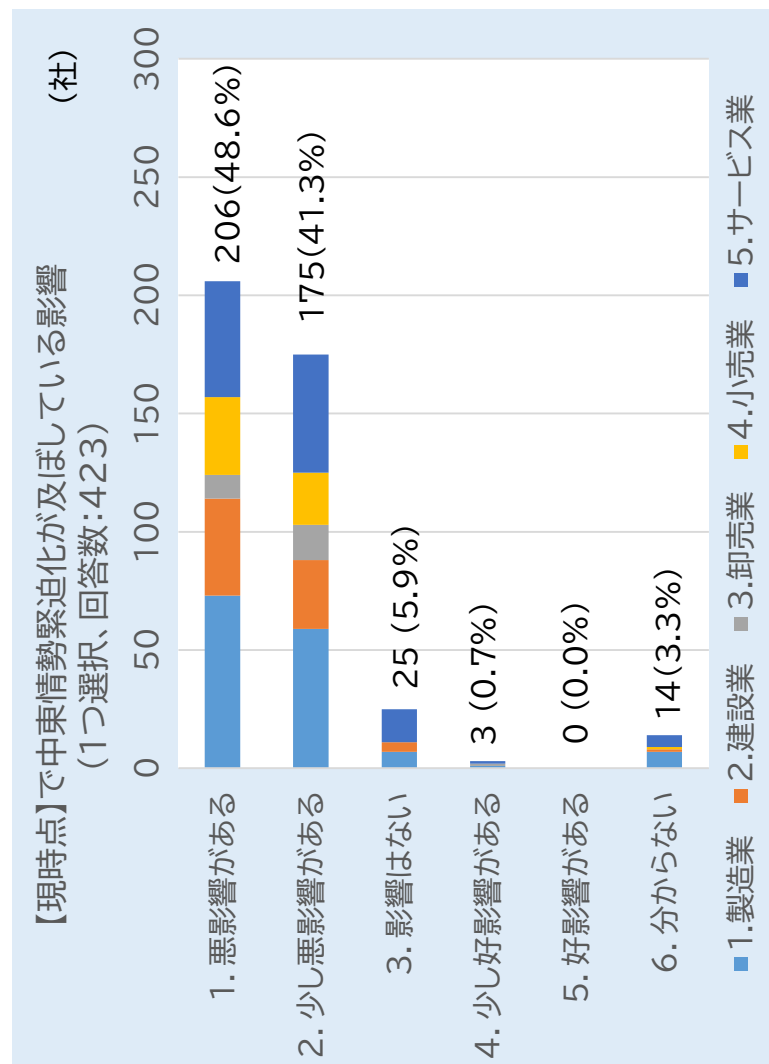
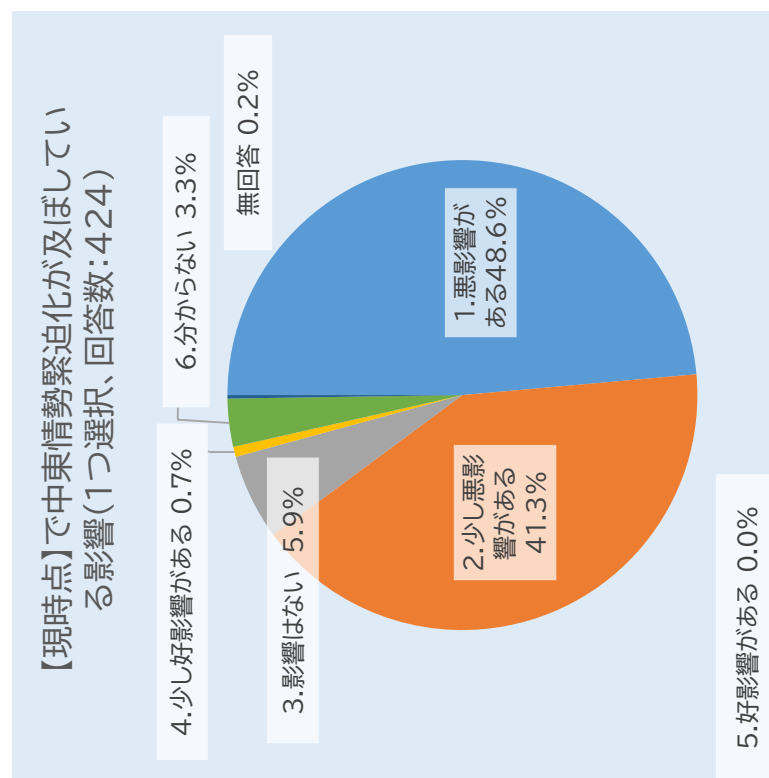
【追加設問2】

中東情勢緊迫化による影響について

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
【現時点】中東情勢緊迫化が及ぼしている影響				

- ・ 現時点で中東情勢緊迫化が及ぼしている影響について尋ねたところ、「悪影響がある」が48.6%、「少し悪影響がある」が41.3%で、全体の89.9%が悪影響を受けると回答した。
- ・ 「影響はない」が5.9%、「分からない」が3.3%であった。



【現時点】中東情勢緊迫化が及ぼしている影響（業種別）

- ・ 現時点で中東情勢緊迫化が及ぼしている影響について、「悪影響がある」と「少し悪影響がある」の合計は、製造業、サービス業以外の業種で90%を超えた。
- ・ 「影響はない」の割合がサービス業で約10%となった。

【現時点】で中東情勢緊迫化が及ぼしている影響（業種別）



■ 1. 悪影響がある ■ 2. 少し悪影響がある ■ 3. 影響はない ■ 4. 少し好影響がある ■ 5. 好影響がある ■ 6. 分からない ■ 無回答

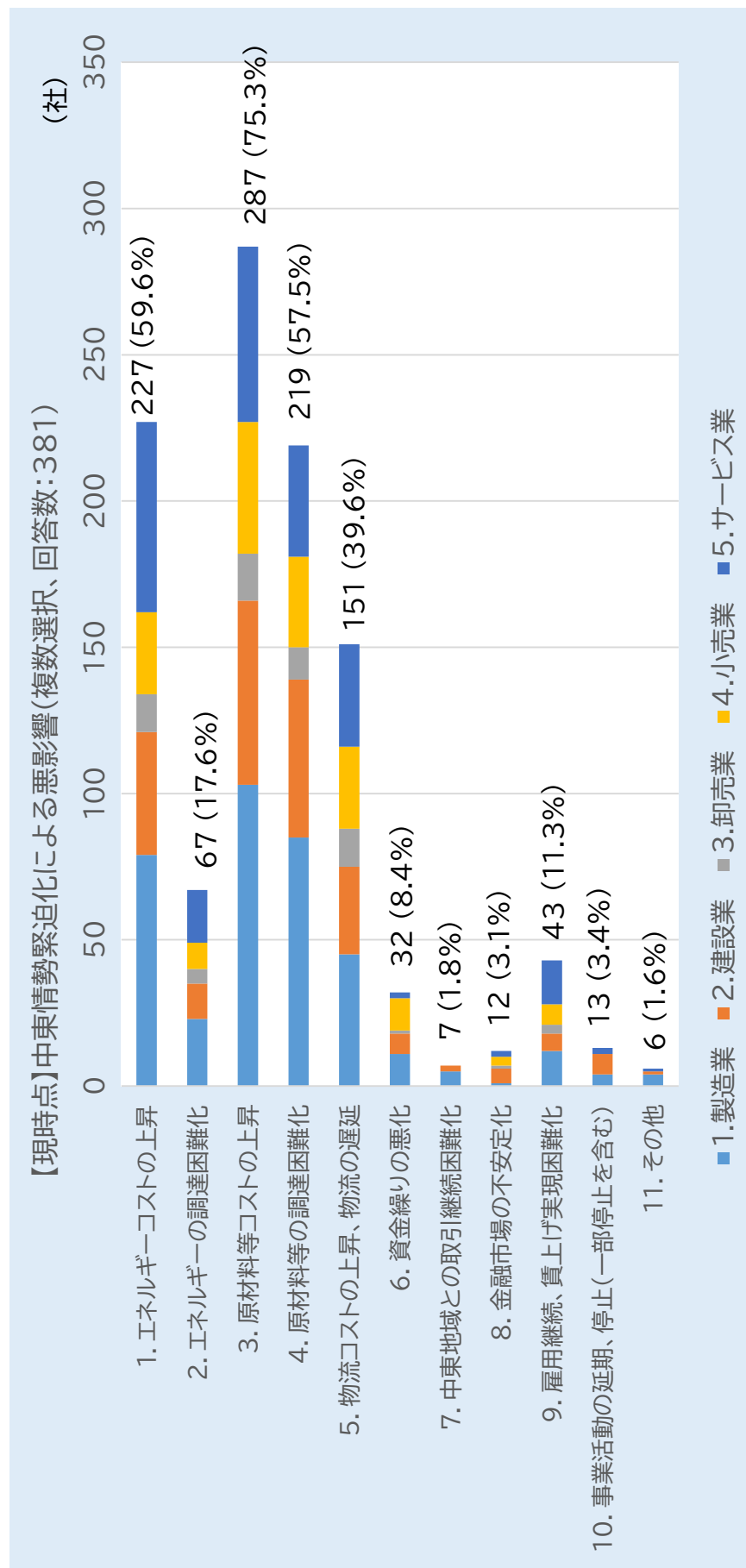
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

【現時点】中東情勢緊迫化が及ぼしている悪影響の内容

- ・ 現時点で中東情勢緊迫化が及ぼしている悪影響の内容について、「原材料コストの上昇」が75.3%で最も多かった。
- ・ 次いで「エネルギーコストの上昇」、「原材料等の調達困難化」、「物流コストの上昇、物流の遅延」の順に多かった。



※各項目の割合は、回答者数に占める割合（複数回答のため合計は100%にならない）

景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）

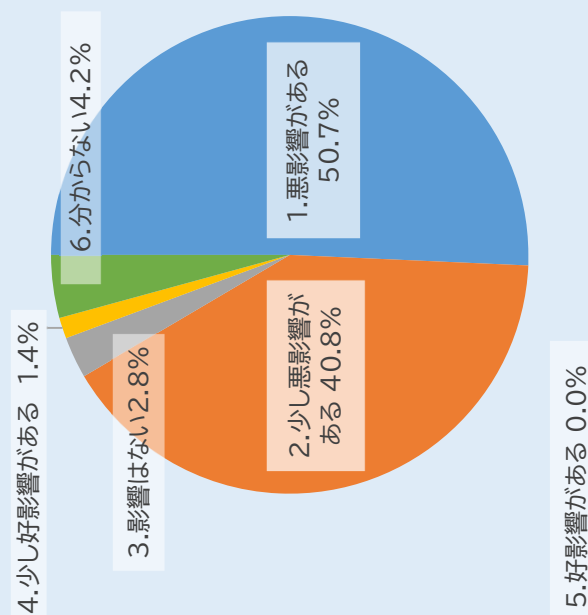


1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

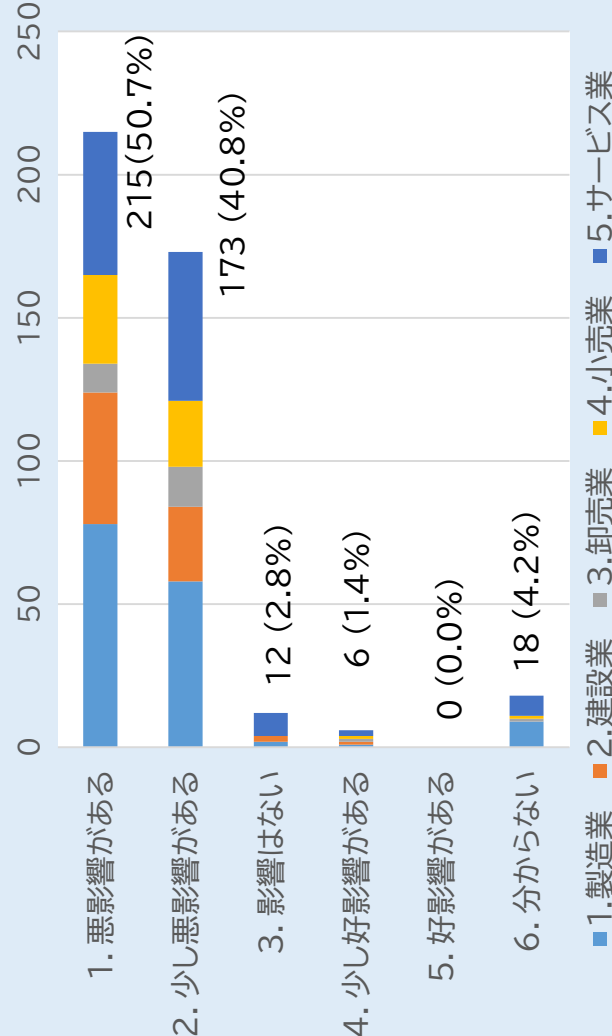
【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響

- 今後、中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響について尋ねたところ、「悪影響がある」が50.7%、「少し悪影響がある」が40.8%で、全体の91.5%が悪影響を受けると回答した。
- 「影響はない」が2.8%、「分からない」が4.2%であった。

【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響（1つ選択、回答数：424）

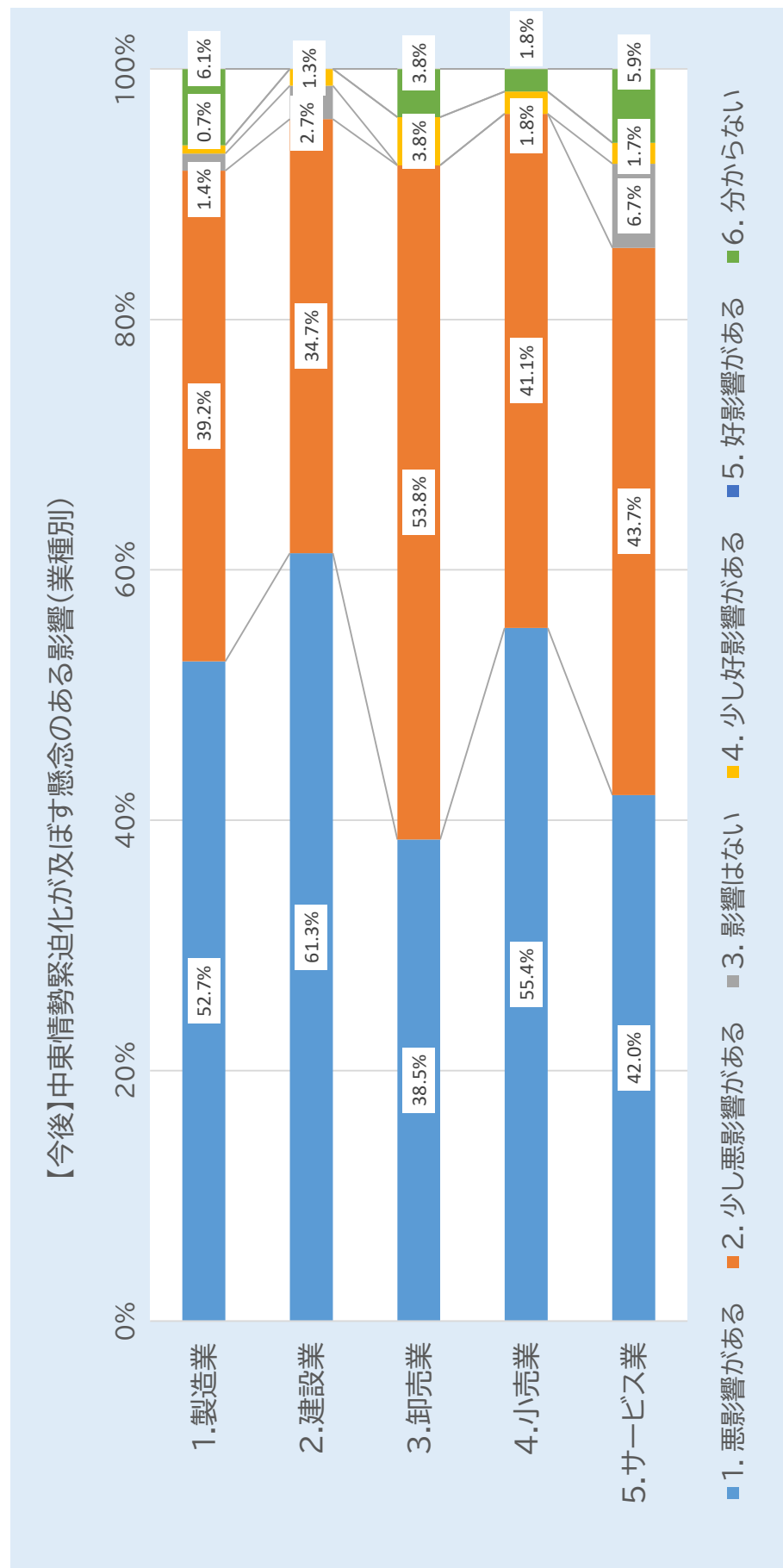


【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響（1つ選択、回答数：424）



【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響（業種別）

- 今後、中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある影響について、「悪影響がある」と「少し悪影響がある」の合計は、サービス業以外全ての業種で90%を超えた。



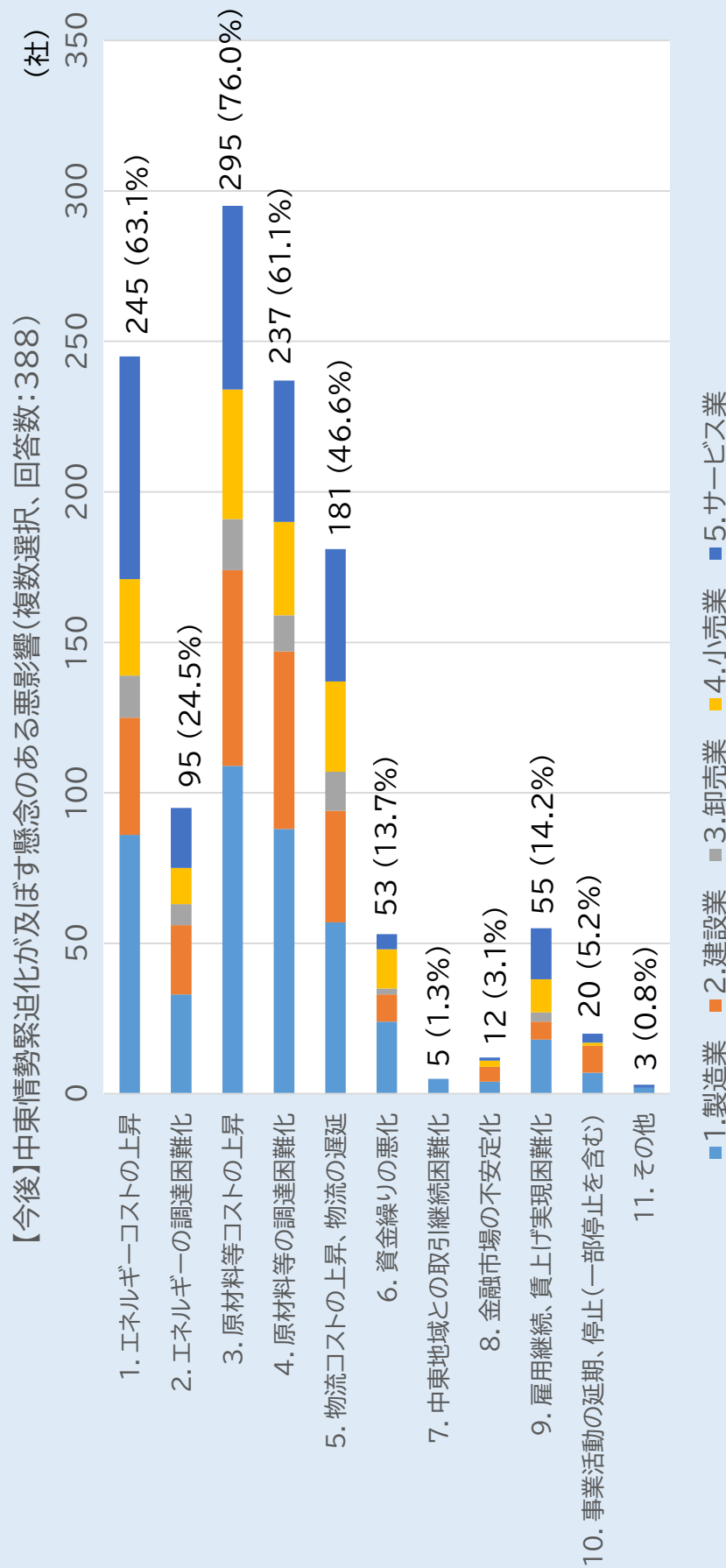
景況調査結果報告書（令和8年度 第1四半期）



1. 調査概要	2. 全体	3. 規模別	4. 業種別	5. 追加設問
---------	-------	--------	--------	---------

【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある悪影響の内容

- 今後、中東情勢緊迫化が及ぼす懸念のある悪影響の内容について尋ねたところ、「原材料コストの上昇」が全体の76.0%で最も多かった。
- 次いで「エネルギーコストの上昇」、「原材料等の調達困難化」、「物流コストの上昇、物流の遅延」の順に多かった。

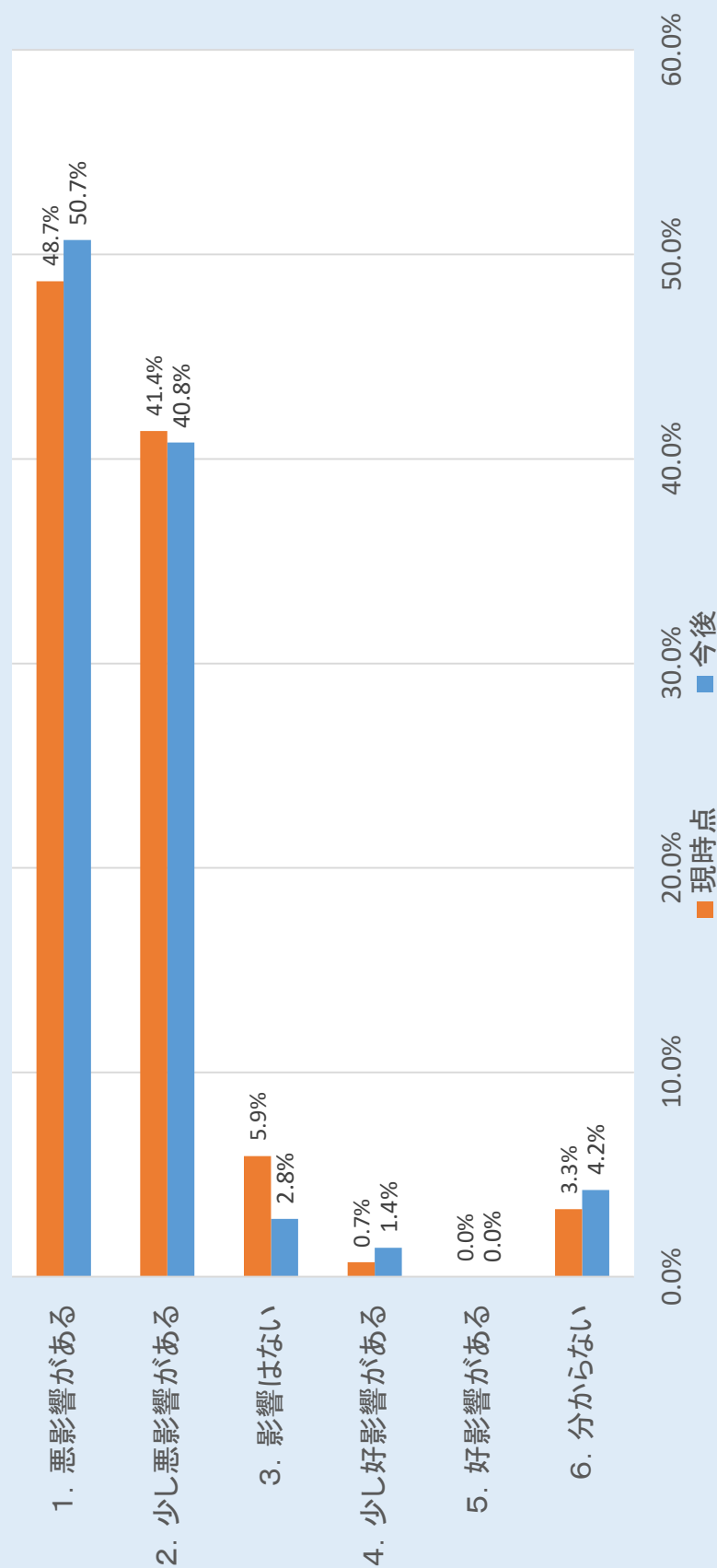


※各項目の割合は、回答者数に占める割合（複数回答のため合計は100%にならない）

【現時点と今後の比較】中東情勢緊迫化が及ぼしている影響

- ・ 中東情勢緊迫化が及ぼしている影響について、【現時点】と【今後】を比較したところ、「悪影響がある」の割合は、【現時点】から【今後】にかけて増加した。
- ・ 「影響はない」の割合は、【現時点】から【今後】にかけて減少した。

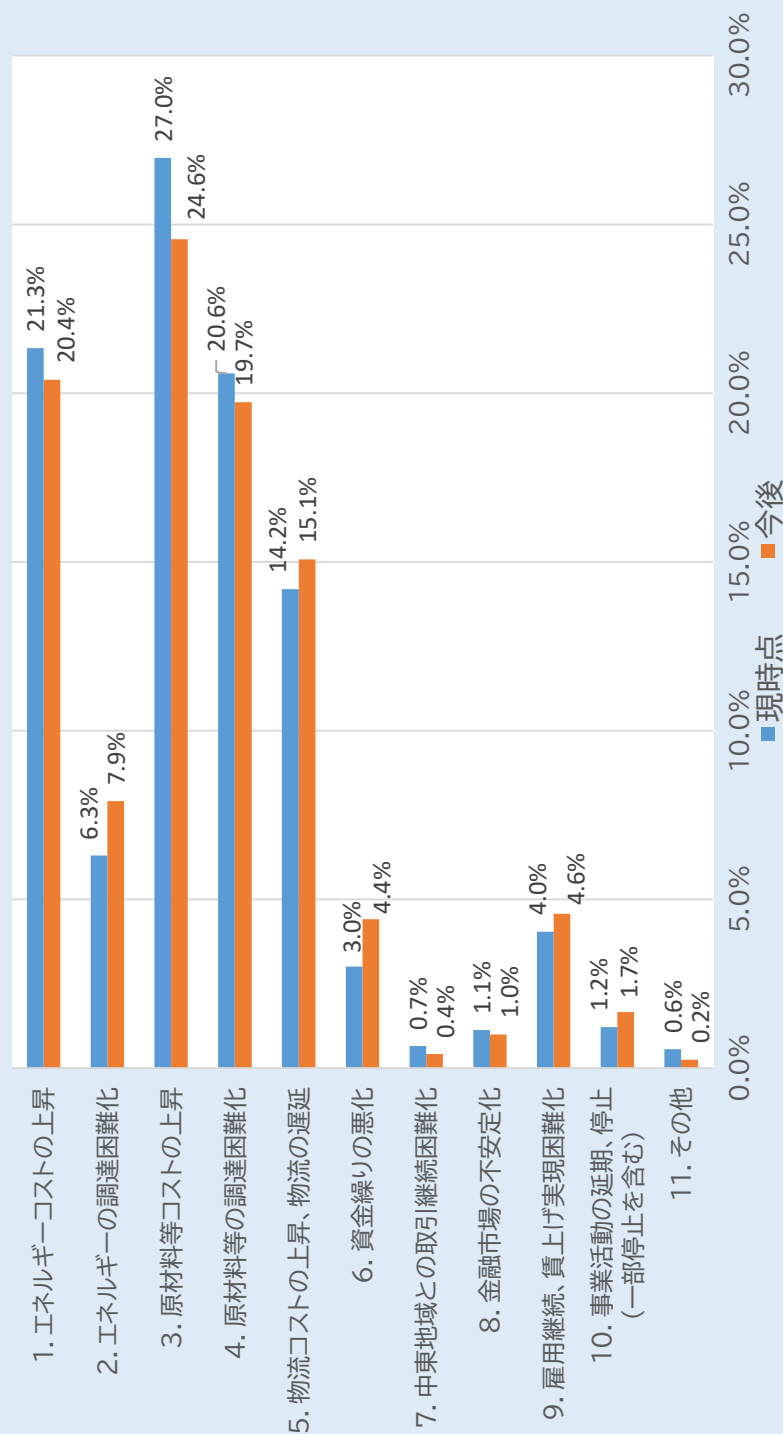
【現時点と今後の比較】中東情勢緊迫化による影響
（回答数【現時点】423、【今後】424）



【現時点と今後の比較】中東情勢緊迫化が及ぼしている悪影響の内容

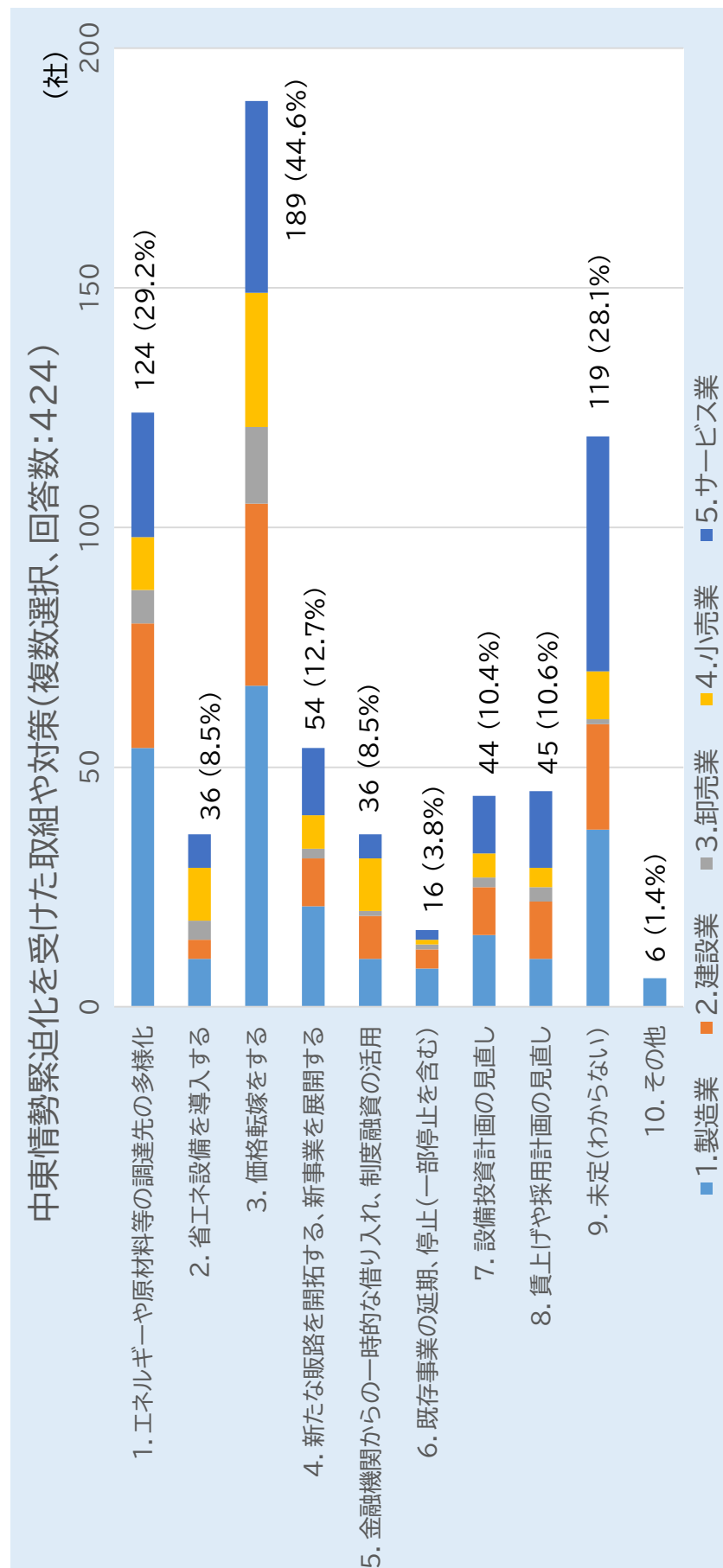
- ・ 中東情勢緊迫化が及ぼしている悪影響の内容について、【現時点】と【今後】を比較したところ、半分の項目で【現時点】よりも【今後】の方が回答割合が多かった。
- ・ 【現時点】から【今後】の増加割合は、「エネルギーの調達困難化」において最も多かった。
- ・ 次いで「資金繰りの悪化」、「物流コストの上昇、物流の遅延」の順に多かった。

【現時点】と【今後】中東情勢緊迫化が及ぼす悪影響比較
（複数選択、回答数【現時点】381、【今後】388）



中東情勢緊迫化を受けた取組や対策

- 中東情勢緊迫化を受けて実施する取組や対策について尋ねたところ、「価格転嫁をする」が全体の44.6%で最も多かった。
- 次いで「エネルギーや原材料等の調達先の多様化」、「未定(わからない)」が順に多かった。



※各項目の割合は、回答者数に占める割合(複数回答のため合計は100%にならない)

中東情勢緊迫化を受けて滋賀県に求める支援

- 中東情勢緊迫化を受けて滋賀県に求める支援について尋ねたところ、主な回答は下記のとおりであった(自由記述)。※ 回答数:37件

区分	滋賀県に求める支援			業種
設備投資	省エネ設備導入支援 / 宿泊施設の建物修繕のための支援			小売業、サービス業
資金繰り	無利子の融資や貸付金、利子補給制度の創設 / 制度融資の特別枠の拡大 / コロナ時のような金融支援策(セーフティネット資金など)			製造業、建設業、卸売業、小売業
販路開拓	販路開拓支援 / 新規事業開拓のためのビジネスマッチング支援の強化 / 外部専門人材活用のための支援			製造業
エネルギー、資材	エネルギー・原材料価格高騰にかかる支援 / 石油やナフサ、資材の安定供給 / 運送業者に向けた燃料費補助			製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業
賃上げ、人材確保	賃上げ努力に対する支援 / 雇用維持・人材確保・賃上げ支援			製造業、サービス業
その他	地域での消費促進対策 / 減税 / 価格転嫁支援 / きめ細かな情報提供 / 給付金 / 部品調達困難による工場のライン停止時の休業保障			製造業、建設業、小売業、サービス業

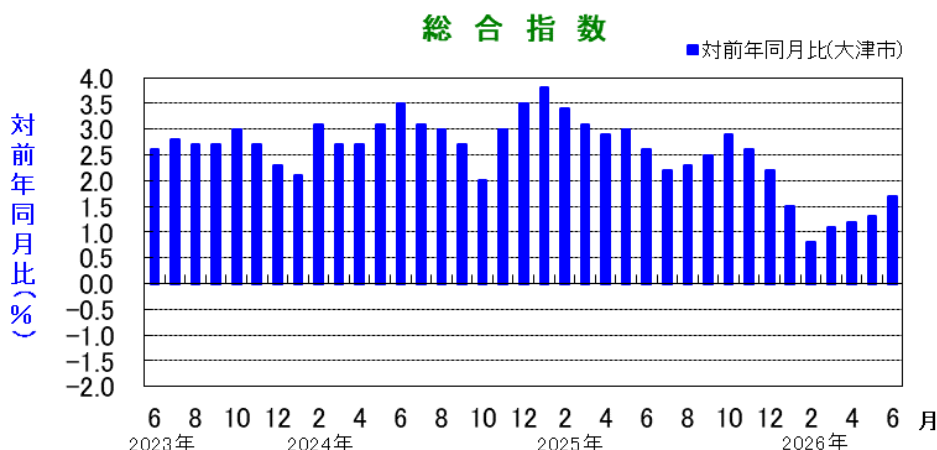
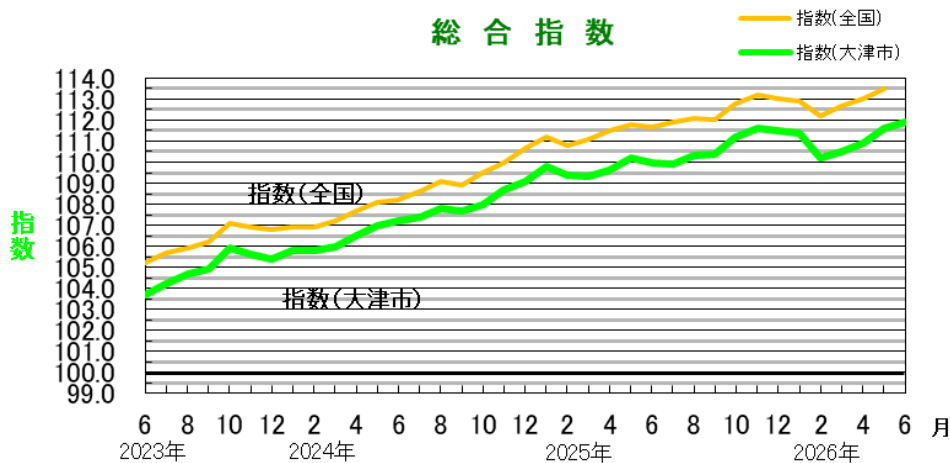
2020年基準 消費者物価指数（大津市） 2026年（令和8年）6月分

（令和8年7月24日公表）

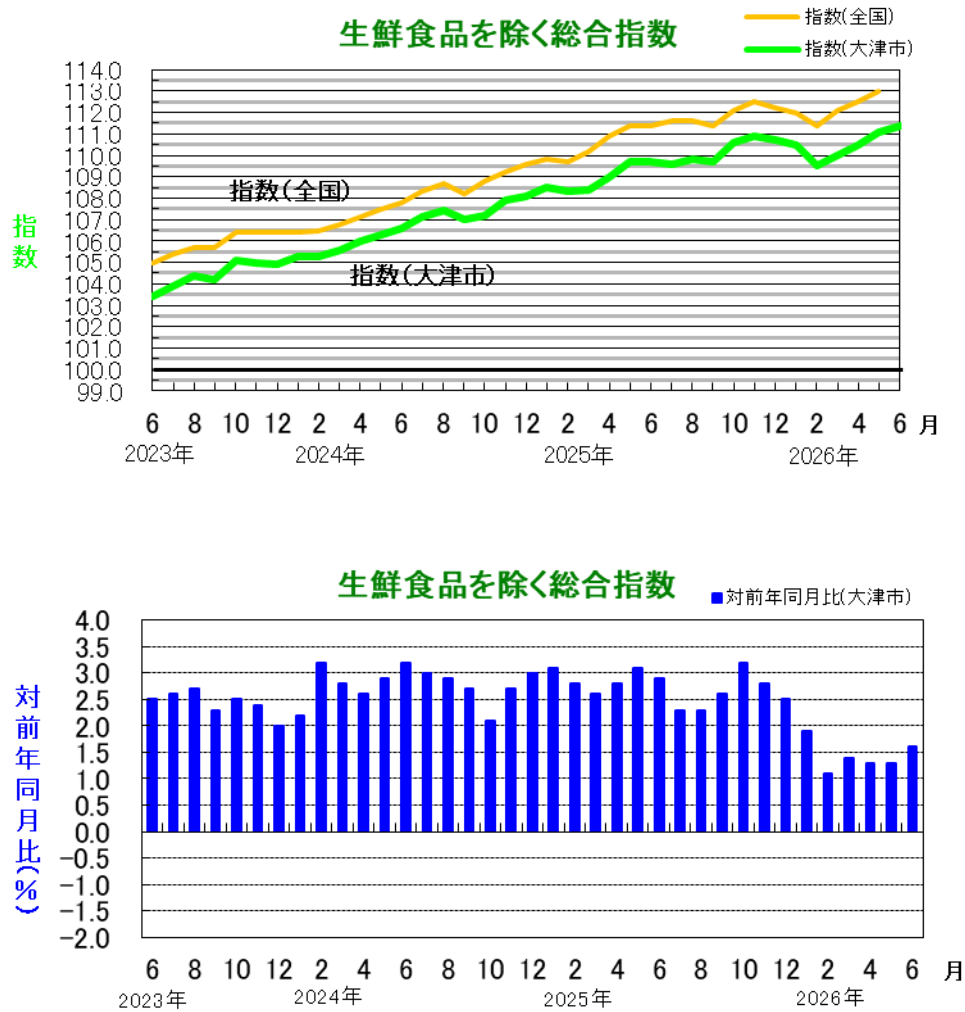
1. 2026年（令和8年）6月分消費者物価指数（大津市）概況

	指 数	前月比(%)	前年同月比(%)	概 況
総合指数	111.9	0.3	1.7	前月比は4か月連続で上昇した。 前年同月比は56か月連続で上昇した。
生鮮食品を除く 総合指数	111.4	0.2	1.6	前月比は4か月連続で上昇した。 前年同月比は56か月連続で上昇した。
生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	110.8	0.2	1.7	前月比は2か月連続で上昇した。 前年同月比は51か月連続で上昇した。

2. 総合指数と対前年同月比の推移

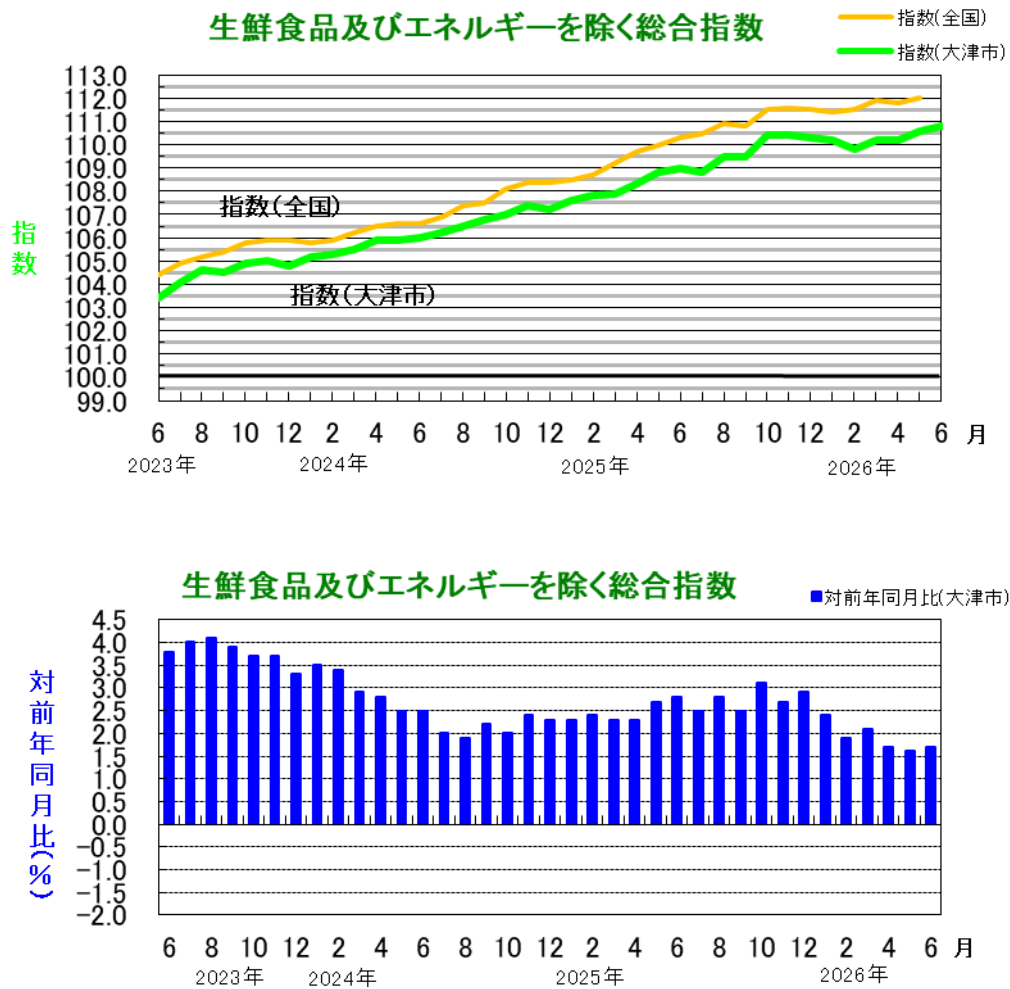


3. 生鮮食品を除く総合指数と対前年同月比の推移



※「生鮮食品」…生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物

4. 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数と対前年同月比の推移



※「エネルギー」…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

☆全国における消費者物価指数の概況は総務省統計局のHPにより公表されています。
総務省統計局消費者物価指数（全国）→ <https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

5. 10大費目指数と前月・前年同月比および寄与度

2020年=100

区 分	指 数	対前月		対前年同月	
		上昇率(%)	寄与度	上昇率(%)	寄与度
食 料	126.1	0.6	0.17	3.6	1.05
住 居	104.1	0.0	0.00	0.7	0.11
光 熱 ・ 水 道	112.3	0.1	0.01	-0.5	-0.04
家具・家事用品	116.9	1.6	0.06	0.8	0.04
被服及び履物	110.7	-0.1	0.00	-1.4	-0.05
保 健 医 療	104.4	1.5	0.06	1.1	0.05
交 通 ・ 通 信	103.3	0.6	0.09	4.4	0.65
教 育	85.8	-0.2	0.00	-9.3	-0.28
教 養 娛 楽	114.2	-1.4	-0.14	0.6	0.06
諸 雑 費	109.0	0.4	0.02	1.6	0.09

*寄与度：総合指数の上昇に対して各費目がどれだけ影響したかを示します。

6. 前月との比較

総合指数は111.9で、前月と比べて0.3%上昇しました。中分類指数の主な項目をみると、生鮮果物（10.9%）、家事用消耗品（7.4%）等が上昇し、生鮮野菜（-7.4%）、教養娯楽サービス（-1.8%）等が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は111.4で、前月と比べて0.2%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は110.8で、前月と比べて0.2%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

生鮮果物〔食料〕	(+)	10.9%
家事用消耗品〔家具・家事用品〕	(+)	7.4%
生鮮魚介〔食料〕	(+)	5.5%
肉類〔食料〕	(+)	2.2%

● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

生鮮野菜〔食料〕	(-)	7.4%
教養娯楽サービス〔教養娯楽〕	(-)	1.8%

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[] 内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品（生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物）については、小分類指数です。

7. 前年同月との比較

総合指数は、前年同月と比べて1.7%上昇しました。中分類指数の主な項目をみると、自動車等関係費（4.2%）、肉類（6.7%）等が上昇し、授業料等（-14.5%）、ガス代（-3.7%）等が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は、前年同月と比べて1.6%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、前年同月と比べて1.7%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

自動車等関係費〔交通・通信〕	(+)	4.2%
肉類〔食料〕	(+)	6.7%
菓子類〔食料〕	(+)	6.4%
生鮮魚介〔食料〕	(+)	13.5%
調理食品〔食料〕	(+)	3.6%
飲料〔食料〕	(+)	7.7%
交通〔交通・通信〕	(+)	6.3%
通信〔交通・通信〕	(+)	3.6%
教養娯楽サービス〔教養娯楽〕	(+)	1.4%
家事用消耗品〔家具・家事用品〕	(+)	6.5%
理美容用品〔諸雑費〕	(+)	3.9%
設備修繕・維持〔住居〕	(+)	1.9%
医薬品・健康保持用摂取品〔保健医療〕	(+)	4.7%

● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

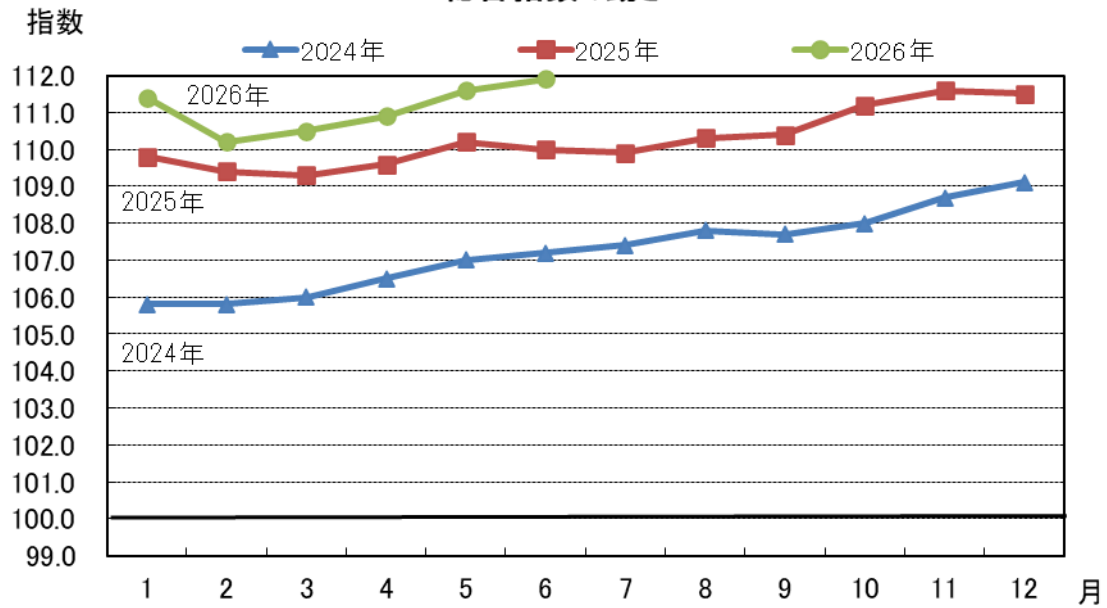
授業料等〔教育〕	(-)	14.5%
ガス代〔光熱・水道〕	(-)	3.7%
洋服〔被服及び履物〕	(-)	3.4%

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前年同月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。〔 〕内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品（生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物）については、小分類指数です。

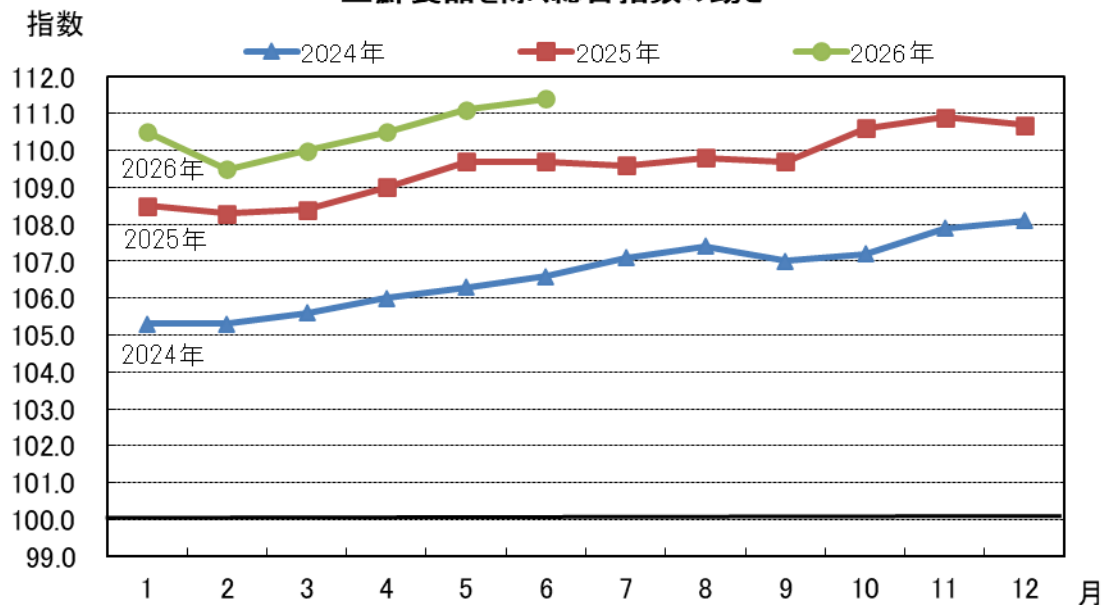
8. 総合指数別の年度比較

総合指数の動き



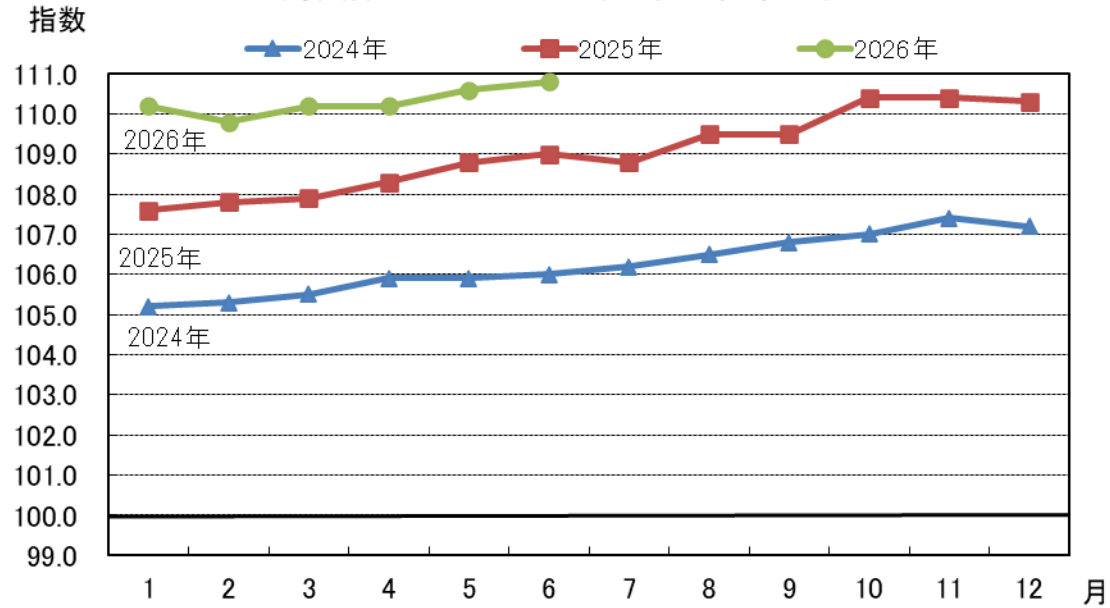
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.8	105.8	106.0	106.5	107.0	107.2	107.4	107.8	107.7	108.0	108.7	109.1
2025年	109.8	109.4	109.3	109.6	110.2	110.0	109.9	110.3	110.4	111.2	111.6	111.5
2026年	111.4	110.2	110.5	110.9	111.6	111.9						

生鮮食品を除く総合指数の動き



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.3	105.3	105.6	106.0	106.3	106.6	107.1	107.4	107.0	107.2	107.9	108.1
2025年	108.5	108.3	108.4	109.0	109.7	109.7	109.6	109.8	109.7	110.6	110.9	110.7
2026年	110.5	109.5	110.0	110.5	111.1	111.4						

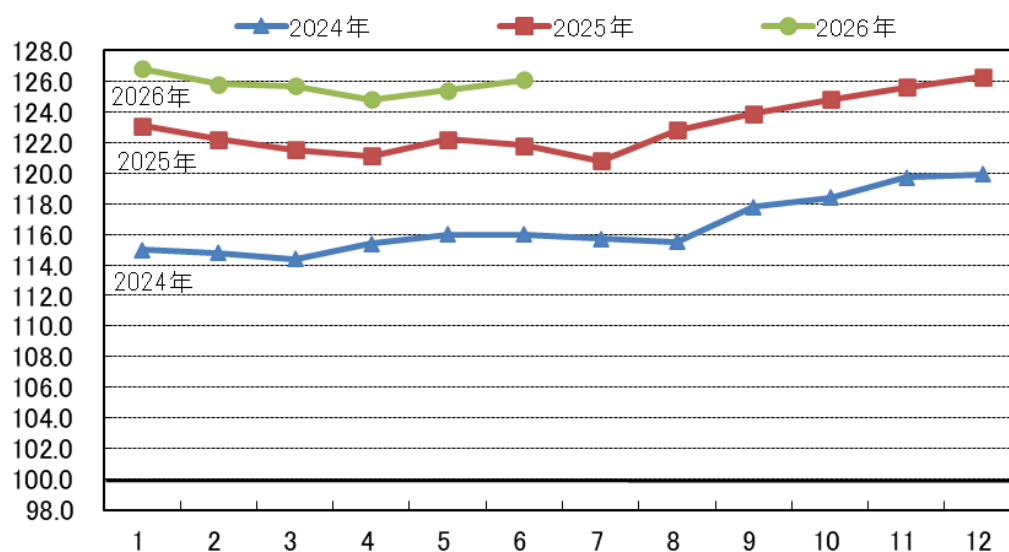
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き



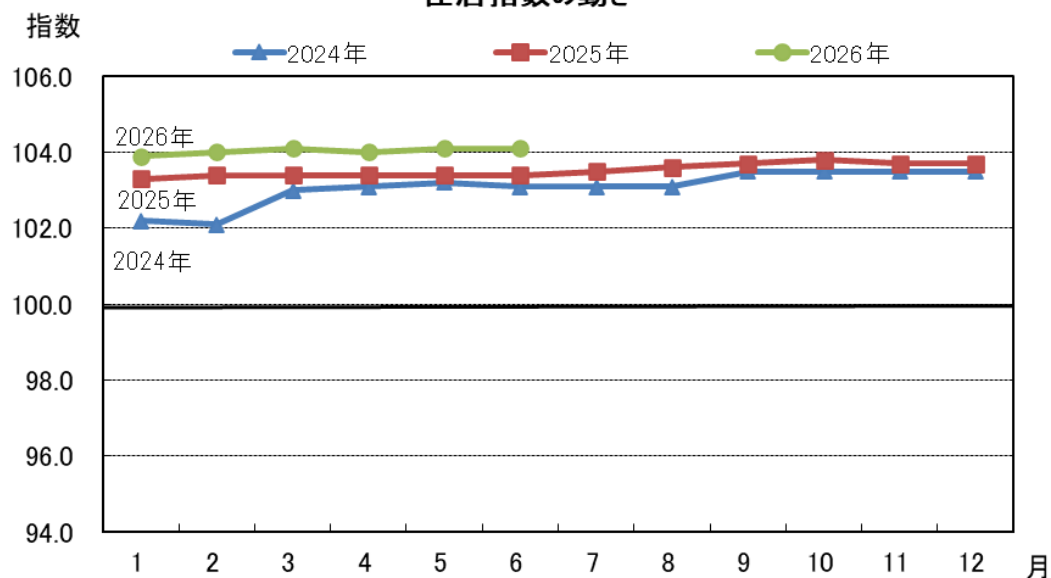
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.2	105.3	105.5	105.9	105.9	106.0	106.2	106.5	106.8	107.0	107.4	107.2
2025年	107.6	107.8	107.9	108.3	108.8	109.0	108.8	109.5	109.5	110.4	110.4	110.3
2026年	110.2	109.8	110.2	110.2	110.6	110.8						

9. 10大費目別の年度比較

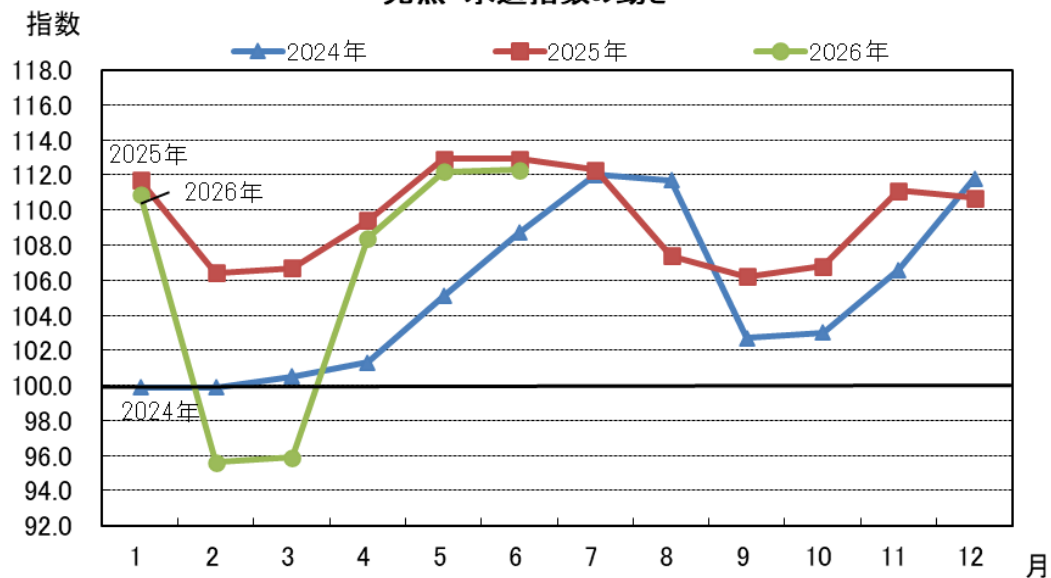
食料指数の動き



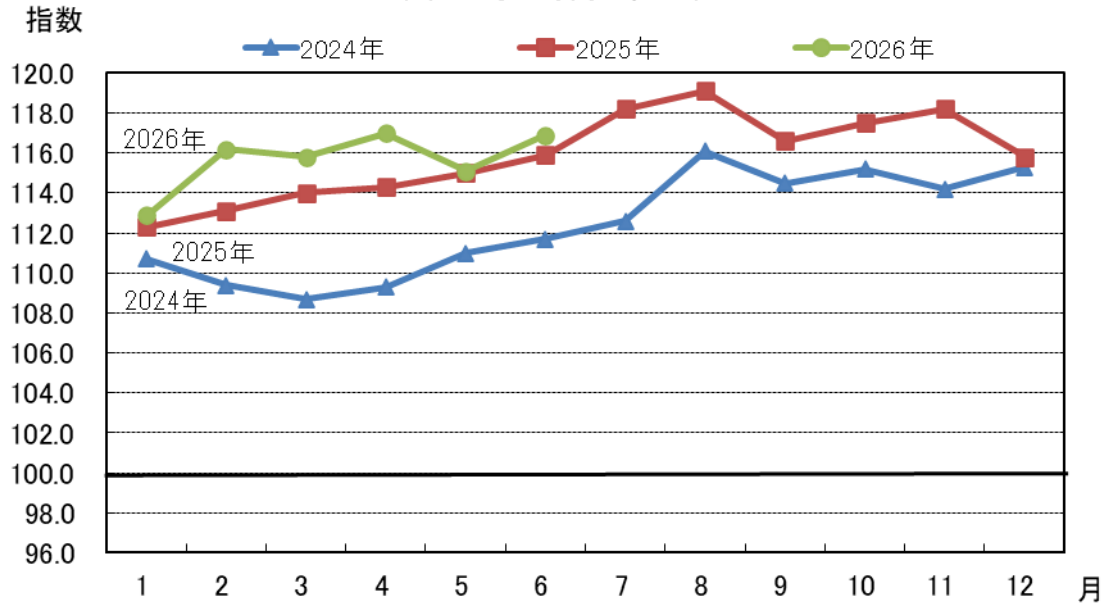
住居指数の動き



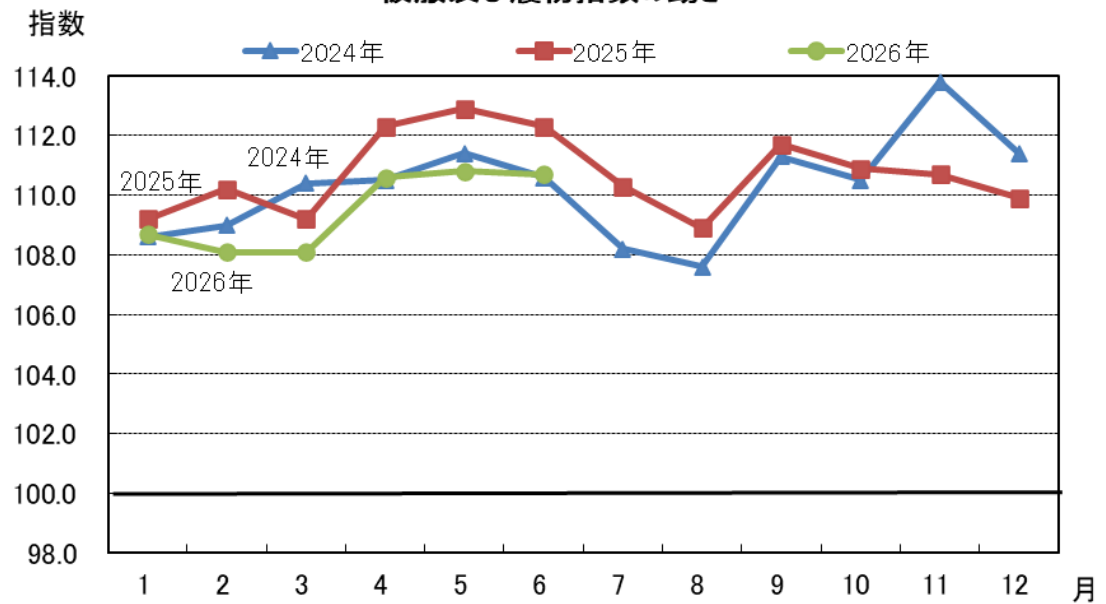
光熱・水道指数の動き



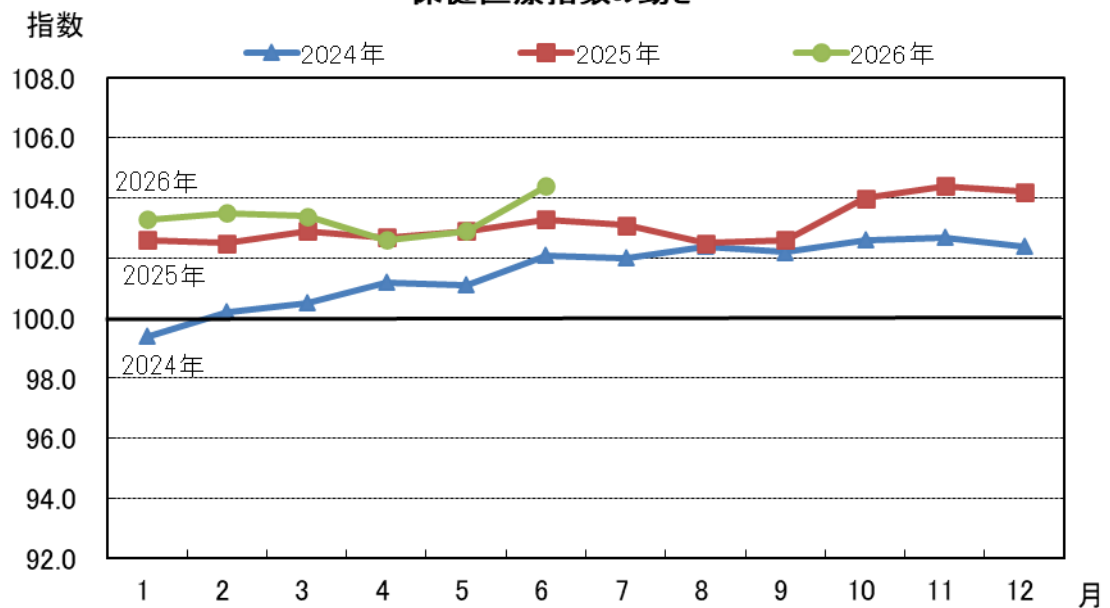
家具・家事用品指数の動き



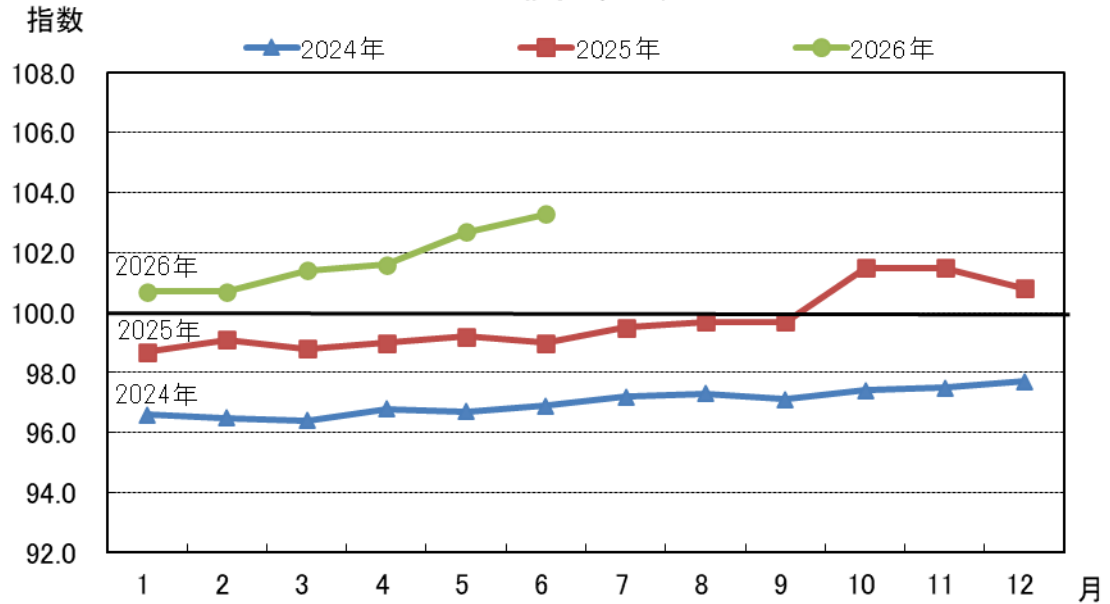
被服及び履物指数の動き



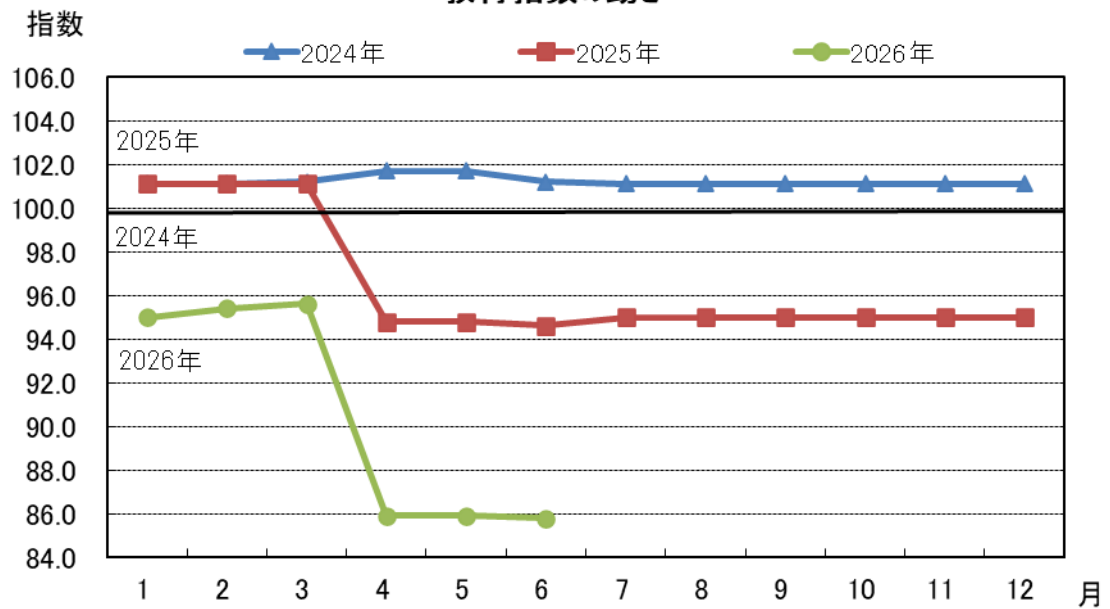
保健医療指数の動き



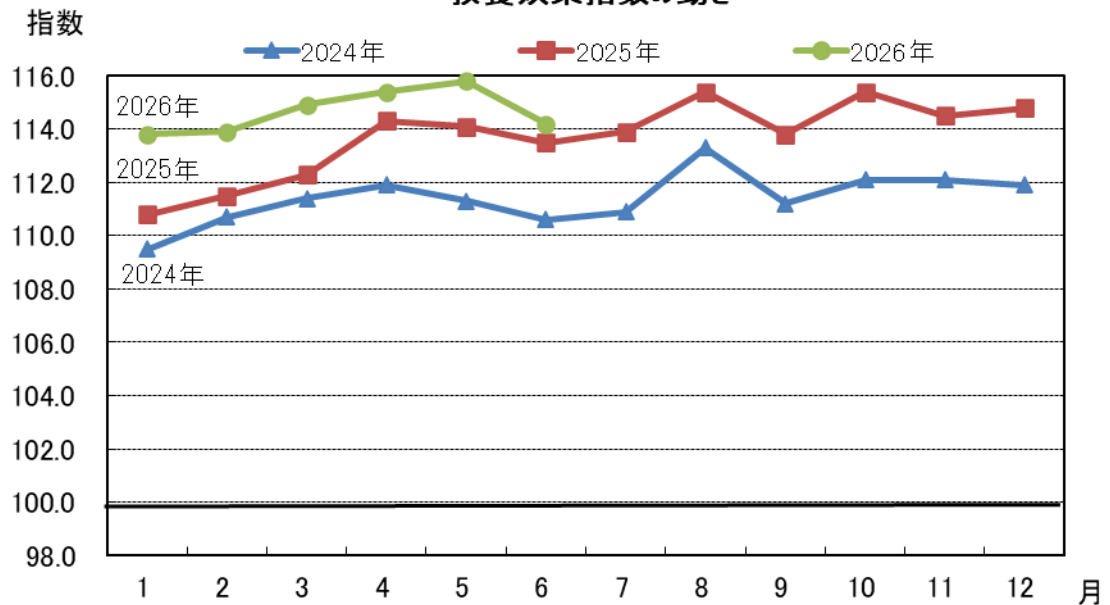
交通・通信指数の動き

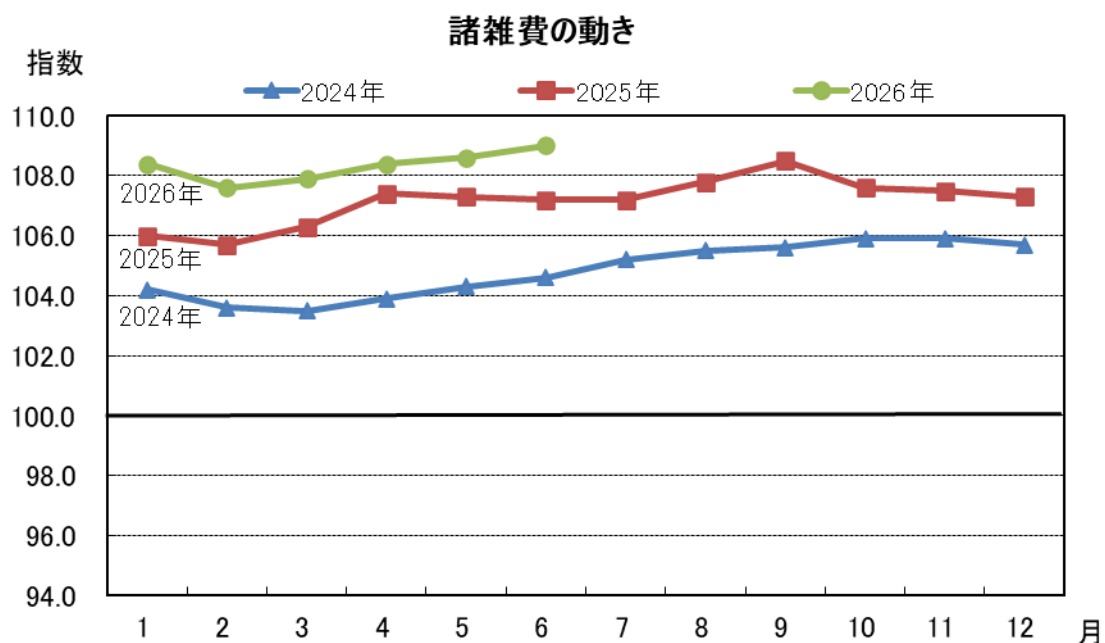


教育指数の動き



教養娯楽指数の動き





【参考】

消費者物価指数とは

消費者物価指数は、日常生活で私たち消費者が購入する各種商品（財やサービス）の価格の動きを総合し、平均的な物価の動きをみるために作られるもので、国民の消費生活にとって最も身近な指数です。日常購入する食料品、衣料品、電気製品、医薬・化粧品などの財の価格のほかに、授業料や家賃、理髪料、バス代などのようなサービスの価格の動きも含まれます。

10大費目とは

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財・サービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定された581品目に、持家の帰属家賃1品目を加えた582品目です。これらを大分類したものが10大費目です。

この資料は総務省統計局が作成、公表している全国の消費者物価指数のうち、大津市の消費者物価指数についてまとめたものです。

【次回資料提供予定】 令和8年(2026年)8月21日(金) 午前10時



資料提供

(県 政)



提 供 年 月 日 : 令和8年(2026年)7月27日
 部 局 名 : 総合企画部
 所 属 名 : 統計課
 係 名 : EBPM支援係
 担 当 者 名 : 藤井、西尾
 連絡先(内線) : 077-528-3397 (3397)

滋賀県鉱工業指数(令和 8 年(2026 年) 5 月速報)

生産は2か月ぶりの上昇、出荷は3か月ぶりの上昇、在庫は4か月連続の低下

令和8年(2026年)7月27日 滋賀県統計課

【概 要】

(1) 生産指数は2か月ぶりの上昇

生産指数(季節調整済、令和2年基準)は106.2、前月比5.6%と上昇しました。

全 13業種のうち、化学工業、生産用機械工業など9業種が上昇に寄与し、汎用・業務用機械工業、プラスチック製品工業など4業種が低下に寄与しました。

また、原指数は92.9で前年同月比5.8%と上昇しました。

(2) 出荷指数は3か月ぶりの上昇

出荷指数(季節調整済、令和2年基準)は110.4、前月比7.5%と上昇しました。

全 13業種のうち、生産用機械工業、化学工業など8業種が上昇に寄与し、汎用・業務用機械工業、窯業・土石製品工業など5業種が低下に寄与しました。

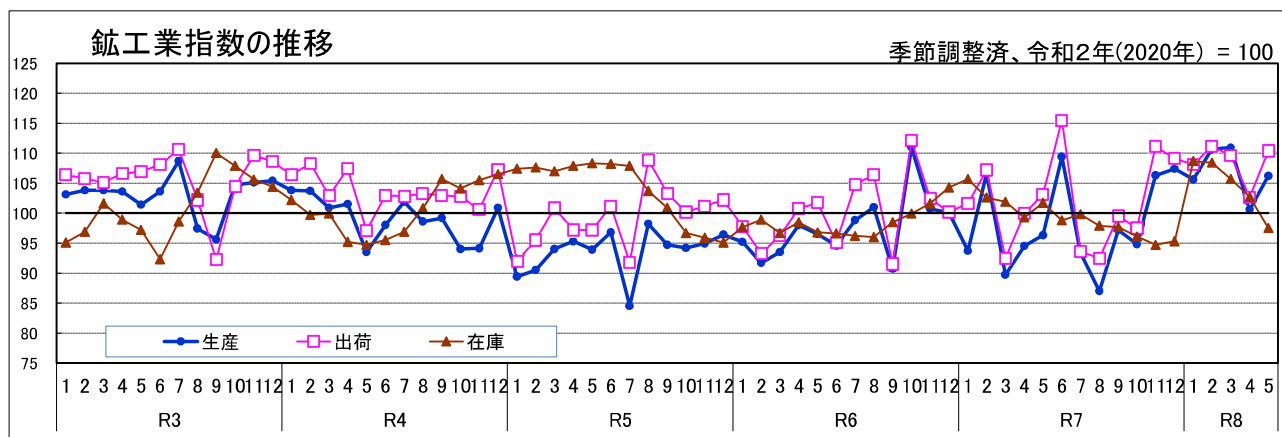
また、原指数は93.8で前年同月比2.6%と上昇しました。

(3) 在庫指数は4か月連続の低下

在庫指数(季節調整済、令和2年基準)は97.5、前月比△5.1%と低下しました。

全 12業種のうち、電気・情報通信機械工業、輸送機械工業など9業種が低下に寄与し、化学工業、その他工業など3業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は104.4で前年同月比△4.2%と低下しました。



鉱工業総合

	滋賀県 R2=100				近畿(近畿経済産業局) R2=100			
	季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数	
	前月比	前年同 月比(%)	前月比	前年同 月比(%)	前月比	前年同 月比(%)	前月比	前年同 月比(%)
	(%)		(%)		(%)		(%)	
生産	106.2	5.6	92.9	5.8	102.1	1.9	90.7	3.7
出荷	110.4	7.5	93.8	2.6	99.5	0.0	88.9	0.2
在庫	97.5	△ 5.1	104.4	△ 4.2	98.0	△ 0.6	97.8	△ 4.5
	全国(経済産業省) R2=100				注1 前月比(%)は季節調整済指数、前年同月比(%)は原指数によります。 注2 △は低下を示します。 注3 近畿は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。 注4 指数は滋賀県および近畿は速報値、全国は確報値です。			
	季節調整済指数		原 指 数					
	前月比	前年同 月比(%)	前月比	前年同 月比(%)				
	(%)		(%)					
生産	102.6	0.1	92.5	△ 2.1				
出荷	101.5	0.5	90.3	△ 2.0				
在庫	94.9	△ 1.1	95.9	△ 5.0				

業種別の動向

		主な業種	前月比(%)	前年同月比(%)
生産	上昇	化学工業	21.6	57.0
		生産用機械工業	15.5	△ 10.2
	低下	汎用・業務用機械工業	△ 18.5	2.6
		プラスチック製品工業	△ 2.9	△ 11.7
出荷	上昇	生産用機械工業	18.9	△ 12.6
		化学工業	11.7	46.6
	低下	汎用・業務用機械工業	△ 16.9	0.7
		窯業・土石製品工業	△ 17.3	△ 7.7
在庫	上昇	化学工業	2.2	△ 13.9
		その他工業	2.8	△ 0.4
	低下	電気・情報通信機械工業	△ 8.5	△ 8.5
		輸送機械工業	△ 31.7	484.8

(参考)

令和8年5月 生産指数の業種の主な変動要因

令和2年(2020年)=100

○生産指数	業種	品目分類
上昇	化学工業	化粧品
	生産用機械工業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置
低下	汎用・業務用機械工業	運搬装置
	プラスチック製品工業	－

【お知らせ】

- 令和 8 年 6 月速報は、令和 8 年 8 月下旬に公表する予定です。
- 滋賀県公式ホームページでも指数をお知らせしています。
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/koukougyou/shisuu/300389.html>)

【お問合せ先】

〒520-8577 (住所は不要です)
 滋賀県総合企画部 統計課 EBPM支援係
 TEL 077-528-3397 (直通)
 FAX 077-528-4835
 メールアドレス cv0002@pref.shiga.lg.jp

業種別生産指数（令和2年(2020年)=100）

区 分	鉱工業総合																	
	鉄 鋼 ・ 非鉄金属 工 業	鉄鋼業	非鉄金属 工 業	金 属 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎 用 ・ 業務用機械工業	汎用機械 工 業	業務用機械 工 業	電子部品 ・デバイス 工 業	電 気 ・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	自動車 工 業	除、自動車工業	窯 業 ・ 土石製品 工 業	化 学 工 業	無機・有機 化学工業	除、無機・ 有機化学工業	
ウ ェ イ ト	10,000.0	215.3	85.2	130.1	292.1	623.5	1,238.8	978.1	260.7	466.8	1,094.5	1,066.5	948.4	118.1	467.6	2,145.3	64.2	2,081.1
【原指数】																		
令和3年	103.2	109.7	116.7	105.1	95.5	137.1	107.2	106.8	108.8	114.6	101.7	96.4	94.7	109.6	113.4	87.6	113.1	86.9
令和4年	99.1	103.4	116.8	94.6	96.9	149.7	105.5	112.8	78.1	97.4	97.5	98.6	96.6	114.8	115.1	74.7	104.0	73.8
令和5年	93.6	95.7	111.4	85.3	92.2	147.2	96.6	101.4	78.7	81.0	91.1	92.2	87.3	131.8	102.3	74.5	92.4	74.0
令和6年	97.9	83.1	96.1	74.6	79.0	206.2	85.8	88.0	77.4	78.9	94.7	69.5	62.6	125.3	86.3	96.6	92.6	96.7
令和7年	98.1	88.3	99.5	81.1	74.5	209.1	83.9	85.0	80.0	83.2	94.4	86.0	82.2	116.0	79.7	93.4	87.0	93.6
令和6年5月	90.2	80.3	92.7	72.2	76.5	152.9	76.8	81.1	60.8	72.0	91.5	69.2	61.4	131.6	86.7	91.2	81.9	91.5
6月	95.5	89.1	99.7	82.2	80.7	101.2	78.9	80.1	74.3	78.7	106.4	76.3	69.5	130.9	89.8	107.5	99.5	107.7
7月	111.1	102.1	112.7	95.3	85.9	221.2	82.2	85.1	71.5	89.2	106.1	90.6	82.4	157.0	87.9	122.9	99.2	123.6
8月	93.6	71.1	83.4	63.0	67.5	314.8	78.7	79.9	74.2	74.1	80.5	68.8	64.3	105.0	79.4	75.7	81.4	75.5
9月	93.9	93.3	100.2	88.9	77.8	103.3	84.0	84.0	84.0	79.7	85.8	100.6	98.5	117.2	84.9	93.2	98.9	93.0
10月	114.4	99.2	110.7	91.7	89.7	279.0	81.7	82.1	80.3	85.7	95.7	103.2	101.9	113.6	90.8	120.6	106.6	121.0
11月	102.2	86.9	94.5	82.0	84.7	243.7	80.6	81.1	78.5	77.0	96.1	86.1	81.3	124.4	87.5	96.2	92.0	96.4
12月	102.4	77.7	87.9	71.1	80.6	244.7	85.5	87.0	79.7	75.3	90.8	82.9	79.7	108.0	78.7	103.3	97.8	103.5
令和7年1月	84.5	83.4	97.3	74.3	76.3	207.6	71.1	70.2	74.4	67.7	85.7	88.2	86.0	105.7	85.3	50.7	84.8	49.6
2月	97.3	86.1	97.2	78.8	71.5	196.0	86.6	88.1	81.0	88.5	87.5	81.5	78.7	103.6	81.2	99.2	73.7	100.0
3月	98.4	93.1	104.8	85.4	78.2	240.9	96.5	98.4	89.3	89.6	104.5	63.3	55.3	127.5	82.6	80.7	106.9	79.9
4月	95.0	85.1	101.7	74.3	80.2	196.3	80.7	82.0	75.8	78.7	100.2	76.7	73.2	105.1	84.5	80.9	91.8	80.5
5月	87.8	84.1	95.5	76.6	74.4	158.1	68.2	71.3	56.3	77.2	96.5	88.3	85.4	111.9	77.1	75.5	89.6	75.1
6月	113.2	94.8	107.4	86.6	78.5	266.4	104.0	111.7	74.9	84.6	115.2	97.5	93.7	127.9	82.8	114.5	87.0	115.4
7月	105.0	96.4	108.1	88.8	82.8	120.6	77.4	78.0	75.1	98.0	114.2	72.9	65.2	136.4	80.7	137.0	79.5	138.7
8月	78.6	67.1	80.7	58.3	62.2	175.7	70.9	69.8	74.8	72.0	71.4	76.1	71.7	111.3	73.4	60.8	58.2	60.9
9月	103.1	94.3	106.7	86.2	72.5	224.8	76.9	74.3	86.6	89.1	88.1	100.3	98.8	112.6	77.0	105.4	87.6	105.9
10月	97.7	99.9	109.6	93.6	79.5	112.8	82.0	78.7	94.4	94.6	93.6	108.5	103.2	151.4	78.9	99.6	109.1	99.4
11月	103.5	88.8	91.7	87.0	69.6	306.5	82.4	81.0	87.6	80.8	82.5	88.7	88.1	93.0	75.8	99.1	80.5	99.6
12月	112.6	87.1	93.8	82.8	68.4	303.8	110.6	116.2	89.6	77.8	92.8	89.7	87.6	106.3	77.5	117.5	94.9	118.2
令和8年1月	92.9	81.1	92.2	73.7	72.6	177.5	81.7	84.1	72.7	78.2	84.6	87.8	86.8	95.8	72.1	95.4	82.5	95.8
2月	101.0	89.7	98.3	84.2	67.0	216.3	96.0	98.3	87.4	85.5	89.7	89.8	90.1	87.9	72.5	107.8	82.4	108.6
3月	124.7	101.5	108.8	96.8	77.5	307.9	100.4	105.8	80.3	94.6	115.1	102.4	100.7	116.2	80.8	154.7	106.6	156.2
4月	101.1	91.8	105.8	82.6	76.3	121.0	86.6	86.6	86.5	64.4	102.6	90.2	89.3	97.4	78.0	123.5	108.7	123.9
5月	92.9	79.6	90.1	72.7	68.3	141.9	70.0	69.4	72.4	56.8	95.4	80.2	76.7	107.8	74.8	118.5	81.6	119.7
前年同月比(%)	5.8	△ 5.4	△ 5.7	△ 5.1	△ 8.2	△ 10.2	2.6	△ 2.7	28.6	△ 26.4	△ 1.1	△ 9.2	△ 10.2	△ 3.7	△ 3.0	57.0	△ 8.9	59.4
【季節調整済指数】																		
令和6年Ⅰ期	93.5	74.5	92.7	61.4	77.1	174.3	90.4	92.5	75.9	80.5	100.2	41.7	29.5	127.0	92.4	94.4	86.3	94.7
Ⅱ期	96.4	86.8	99.2	79.4	79.5	202.6	85.9	88.7	79.5	78.5	87.7	72.6	65.3	134.4	88.5	97.0	93.5	97.1
Ⅲ期	96.8	87.7	97.5	81.4	74.6	210.0	84.7	87.7	75.6	80.0	95.0	82.2	76.4	124.4	83.8	86.3	97.2	85.9
Ⅳ期	103.9	81.4	93.5	73.3	81.1	252.7	81.0	82.4	76.3	75.2	98.0	75.5	69.3	113.6	81.3	106.1	92.3	106.7
令和7年Ⅰ期	96.7	91.0	102.2	83.6	81.7	208.7	77.0	75.1	79.6	84.7	97.3	88.1	87.9	112.4	86.8	90.1	91.5	90.1
Ⅱ期	100.1	92.6	104.7	85.5	78.5	237.1	94.2	100.1	76.5	83.5	91.6	96.7	95.5	118.3	82.2	88.4	89.2	88.3
Ⅲ期	92.5	84.7	97.1	76.7	70.2	162.3	77.8	78.2	77.8	85.0	94.6	79.3	73.8	119.0	76.8	88.5	77.7	88.7
Ⅳ期	102.8	86.0	94.7	80.0	69.9	241.1	88.5	89.0	86.5	80.0	94.2	80.8	74.7	118.2	73.6	107.1	88.9	107.9
令和8年Ⅰ期	109.1	94.1	102.0	89.0	78.4	222.0	84.9	85.0	78.9	89.1	101.0	105.1	110.2	99.9	78.4	137.0	93.7	138.6
令和6年5月	96.5	92.9	103.4	87.1	79.1	166.0	88.4	93.4	74.2	82.9	87.7	78.0	73.2	130.2	88.8	96.3	87.5	96.4
6月	94.6	88.7	99.0	82.5	80.9	109.1	85.3	87.4	79.8	79.1	85.3	82.5	75.1	130.8	87.2	103.1	94.7	103.5
7月	98.8	89.5	101.6	82.4	75.9	224.7	85.0	87.7	76.4	81.4	89.3	85.9	78.9	141.3	85.6	93.2	88.1	93.0
8月	101.0	87.2	96.6	81.2	73.6	320.2	84.8	88.2	73.7	78.9	95.9	76.9	71.7	119.2	82.4	73.0	102.5	72.4
9月	90.7	86.4	94.4	80.6	74.4	85.2	84.2	87.1	76.6	79.8	99.9	83.9	78.5	112.6	83.4	92.6	101.0	92.3
10月	111.0	84.0	99.7	74.4	81.7	287.1	79.6	80.2	74.6	75.9	102.8	79.9	73.7	114.5	83.1	111.6	95.1	112.2
11月	100.7	79.7	89.2	72.9	80.2	238.2	82.6	85.1	74.0	75.5	98.6	72.6	65.5	120.0	82.5	101.9	90.9	102.3
12月	100.1	80.4	91.5	72.7	81.3	232.9	80.9	82.0	80.2	74.2	92.6	74.0	68.6	106.4	78.3	104.8	90.8	105.5
令和7年1月	93.7	91.7	101.3	83.4	86.2	218.0	75.9	69.8	82.4	72.0	97.0	107.5	109.8	117.7	89.6	62.1	93.1	61.0
2月	106.6	88.9	101.3	82.1	84.2	231.7	87.8	89.1	83.7	90.1	94.0	88.2	89.4	115.5	87.3	124.6	80.7	126.1
3月	89.7	92.5	103.9	85.4	74.6	176.4	67.2	66.5	72.7	92.1	100.8	68.7	64.5	104.0	83.4	83.6	100.7	83.1
4月	94.5	86.0	101.1	76.9	79.7	259.2	92.2	97.2	80.7	76.3	89.9	85.3	83.3	116.7	87.3	76.5	88.9	76.0
5月	96.3	100.7	109.2	96.0	79.1	183.2	80.1	83.7	70.1	91.3	93.2	103.0	105.5	113.3	79.6	82.9	97.5	82.4
6月	109.4	91.1	103.9	83.7	76.6	269.0	110.3	119.5	78.8	82.8	91.7	101.9	97.8	125.0	79.8	105.7	81.2	106.6
7月	93.4	84.5	97.5	76.8	73.2	122.5	80.0	80.4	80.3	89.4	96.2	69.1	62.5	121.9	78.6	103.9	70.6	104.4
8月	87.0	85.3	95.9	78.1	69.8	190.8	77.9	78.6	75.8	78.8	85.7	88.0	82.8	129.2	76.8	61.0	74.7	60.7</

令和2年(2020年)=100

										(特掲)				区 分
プラスチック 製 品 工 業	パル・紙 ・紙加工品 工 業	食 料 品 工 業			そ の 他 工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ フラット・パネル 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除、化粧品、 医薬品)	プラスチック 製パル・ シート	
1,090.7	89.0	650.5	487.4	163.1	559.4	241.9	59.2	114.0	144.3	432.9	918.3	149.5	508.6	
【原指数】														
102.9	102.5	105.2	104.5	107.6	113.6	112.6	106.3	111.1	120.0	149.1	101.1	106.9	110.2	令和3年
96.4	103.6	109.0	111.6	101.4	106.1	110.3	106.1	106.0	99.3	158.8	99.1	102.3	98.4	令和4年
88.6	98.6	106.5	109.6	97.3	104.5	102.1	107.3	108.7	103.8	161.4	90.6	94.7	88.9	令和5年
90.7	99.0	119.9	125.2	104.2	98.2	98.0	105.0	104.9	90.5	261.8	96.2	94.5	97.7	令和6年
89.7	97.4	113.6	120.0	94.4	95.9	93.9	104.3	94.2	97.0	265.6	93.6	91.8	93.6	令和7年
86.0	96.5	115.9	117.5	111.4	90.2	94.9	87.7	99.0	76.4	182.0	96.2	89.3	90.0	令和6年5月
95.1	99.4	121.1	119.5	125.9	94.7	92.6	83.4	105.5	94.4	103.2	109.1	98.4	101.7	6月
104.4	108.7	130.7	130.9	129.9	101.2	101.7	103.6	103.3	97.7	289.9	111.8	102.7	113.9	7月
76.6	78.2	109.0	113.3	96.1	89.9	91.7	93.7	96.5	80.0	415.7	82.4	81.9	78.3	8月
98.9	102.2	118.8	123.3	105.3	98.9	99.0	103.3	108.9	89.1	108.4	84.9	96.9	112.6	9月
104.5	107.6	129.5	144.9	83.5	102.5	101.4	103.8	102.6	103.5	369.7	98.2	108.2	110.1	10月
93.7	101.8	119.1	134.1	74.3	102.7	98.7	102.3	112.6	101.8	316.3	96.0	96.9	100.2	11月
92.2	102.5	123.5	130.9	101.6	95.5	96.3	104.7	108.0	80.4	295.4	89.3	95.9	95.7	12月
83.4	90.5	109.6	117.6	85.6	87.5	91.5	99.7	83.2	79.0	269.9	85.1	87.0	78.9	令和7年1月
89.3	91.5	105.3	114.9	76.4	98.4	91.1	125.7	103.4	95.3	251.7	85.2	80.7	92.2	2月
85.5	101.9	117.5	117.2	118.5	102.8	98.5	130.3	95.3	104.7	297.1	94.6	99.4	91.7	3月
93.0	104.3	121.4	127.3	103.6	97.7	94.8	99.8	96.9	102.4	252.9	101.9	101.3	98.5	4月
89.1	92.4	101.1	103.0	95.2	89.1	92.7	84.5	91.2	83.4	189.2	101.2	91.3	93.7	5月
95.1	99.8	112.2	112.8	110.2	97.3	98.8	88.7	98.2	97.5	338.1	113.9	93.8	100.5	6月
101.1	105.9	124.0	126.2	117.5	96.7	94.2	107.1	88.9	102.8	143.3	116.7	94.8	112.5	7月
73.6	74.9	99.7	105.6	82.0	82.9	84.6	86.3	83.1	78.5	225.3	70.9	67.4	73.7	8月
98.0	101.6	114.6	122.1	92.2	100.7	97.9	101.3	96.1	108.8	266.5	84.2	93.4	108.6	9月
95.0	108.3	119.5	130.2	87.5	101.3	92.0	114.0	101.2	111.6	135.1	95.3	107.8	96.5	10月
85.7	98.4	112.9	126.9	70.9	100.0	93.3	112.1	99.2	106.7	415.8	83.2	88.1	87.5	11月
87.0	98.9	125.1	136.0	92.6	96.3	97.8	102.6	94.0	92.8	402.0	91.1	96.1	88.7	12月
80.0	87.6	110.1	118.5	85.3	90.5	94.4	99.9	80.9	87.9	212.3	85.4	83.6	78.4	令和8年1月
87.4	90.3	93.6	112.1	38.3	96.7	95.5	114.7	87.7	98.4	260.3	88.8	85.5	93.2	2月
92.8	102.7	107.4	124.1	57.5	102.1	96.4	119.5	96.5	109.0	379.8	105.8	98.0	98.7	3月
91.3	105.9	126.7	130.0	116.9	98.2	93.8	103.0	100.3	102.1	131.9	107.0	106.4	97.0	4月
78.7	92.6	104.0	106.8	95.6	88.4	86.3	85.6	88.3	93.1	162.5	101.7	85.5	80.3	5月
△ 11.7	0.2	2.9	3.7	0.4	△ 0.8	△ 6.9	1.3	△ 3.2	11.6	△ 14.1	0.5	△ 6.4	△ 14.3	前年同月比(%)
【季節調整済指数】														
86.0	96.4	116.2	121.1	101.6	98.2	100.9	105.8	104.3	86.4	210.0	103.1	91.2	94.2	令和6年1期
90.6	99.1	120.2	124.4	107.0	98.5	96.7	102.8	107.8	92.5	273.9	87.8	95.6	96.3	Ⅱ期
93.6	100.7	119.5	126.0	101.9	98.8	97.3	106.1	105.1	92.7	256.3	98.0	95.9	100.2	Ⅲ期
91.4	98.0	119.8	126.2	99.0	95.6	95.6	100.0	102.1	89.1	347.3	99.7	93.5	99.0	Ⅳ期
90.5	97.9	117.6	121.9	103.7	95.9	95.0	106.8	97.3	91.1	260.1	95.4	94.2	94.3	令和7年1期
92.7	96.9	109.5	115.1	92.0	97.8	97.3	101.8	95.8	99.3	322.9	89.5	94.7	95.2	Ⅱ期
91.2	98.2	112.7	121.2	89.5	95.4	92.0	103.7	91.3	100.2	187.8	94.4	86.5	96.6	Ⅲ期
84.6	96.4	116.1	122.4	95.5	95.0	91.8	106.3	93.7	97.3	334.1	95.8	91.3	88.4	Ⅳ期
91.0	96.6	110.4	123.7	68.4	96.2	96.9	100.9	91.4	96.6	262.0	100.6	94.3	96.8	令和8年1期
91.7	96.3	121.5	125.9	107.3	97.4	97.3	102.3	104.6	89.4	202.5	88.8	93.5	95.2	令和6年5月
91.2	100.6	122.3	126.5	109.7	99.3	95.4	100.2	112.9	96.2	119.7	83.5	97.2	96.2	6月
92.4	102.7	119.0	124.7	106.2	99.6	98.7	104.0	105.5	93.3	312.8	91.9	92.7	97.1	7月
93.9	98.4	118.9	126.1	99.9	98.6	95.1	110.3	106.3	96.4	372.0	99.6	96.5	98.6	8月
94.6	100.9	120.7	127.1	100.6	98.3	98.0	104.0	103.6	88.5	84.1	102.6	98.5	104.9	9月
94.1	99.1	121.6	130.8	90.1	96.4	98.0	99.4	96.5	89.5	452.4	106.4	94.3	99.7	10月
89.8	97.0	121.2	127.7	101.3	96.6	95.0	98.5	106.2	92.1	296.0	100.4	93.4	98.2	11月
90.3	97.9	116.7	120.2	105.5	93.9	93.9	102.0	103.6	85.7	293.4	92.4	92.7	99.0	12月
89.9	95.5	121.5	127.5	100.9	93.1	91.9	104.9	96.2	86.0	276.5	96.6	95.7	87.7	令和7年1月
96.0	98.9	119.8	122.0	110.6	99.4	96.4	113.2	105.3	92.7	303.6	92.4	89.2	102.5	2月
85.5	99.2	111.6	116.1	99.7	95.1	96.7	102.4	90.4	94.5	200.3	97.2	97.8	92.6	3月
91.6	97.7	109.2	115.8	88.3	95.1	95.3	100.4	86.0	100.8	376.0	88.0	95.8	91.2	4月
96.4	93.7	109.4	114.5	93.4	97.4	96.2	101.2	97.7	98.6	223.4	94.2	98.3	99.6	5月
90.0	99.4	109.8	115.0	94.3	100.8	100.5	103.9	103.7	98.4	369.4	86.4	90.1	94.7	6月
89.5	100.1	112.9	120.2	95.2	95.2	91.4	107.5	90.8	98.2	154.6	95.9	85.6	95.9	7月
91.5	95.7	112.2	122.0	86.8	92.1	88.8	104.3	92.8	95.6	213.9	86.4	81.7	93.2	8月
92.5	98.7	112.9	121.3	86.5	98.8	95.8	99.4	90.2	106.9	194.8	100.9	92.3	100.7	9月
85.5	99.7	112.2	117.5	94.5	95.2	88.9	109.1	95.2	96.5	165.3	103.3	94.0	87.4	10月
84.3	96.6	121.4	129.4	97.5	96.2	92.1	112.4	96.9	97.6	460.7	90.7	89.7	86.5	11月
84.0	92.9	114.6	120.3	94.4	93.5	94.3	97.4	88.9	97.9	376.3	93.4	90.3	91.3	12月
87.5	94.0	125.9	133.4	102.4	97.5	96.0	107.9	94.8	96.7	230.7	97.8	94.6	87.6	令和8年1月
93.9	97.6	106.5	119.1	55.4	97.7	101.0	103.3	89.3	95.7	314.0	96.3	94.5	103.6	2月
91.5	98.3	98.8	118.5	47.5	93.3	93.6	91.5	90.2	97.4	241.3	107.8	93.8	99.2	3月
89.9	99.2	113.9	118.3	99.6	95.6	94.3	103.7	89.0	100.5	196.1	92.4	100.6	89.8	4月
87.3	96.7	118.8	127.1	94.7	98.8	91.8	106.7	98.0	111.3	227.1	98.7	97.2	86.1	5月
△ 2.9	△ 2.5	4.3	7.4	△ 4.9	3.3	△ 2.7	2.9	10.1	10.7	15.8	6.8	△ 3.4	△ 4.1	前月比(%)

業種別出荷指数（令和2年(2020年）＝100）

区 分	臨工業総合																	
	鉄 鋼・ 非鉄金属 工 業	鉄鋼業	非鉄金属 工 業	金 属 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎 用・ 業務用 機械工業			電子部品 ・デバイス 工 業	電 気・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	自動車 工 業	除、自動車工 業	窯 業・ 土石製品 工 業	化 学 工 業	無機・有機 化学工業	除、無機・ 有機化学工 業	
ウ ェ イ ト	10,000.0	351.0	136.1	214.9	404.6	686.3	1,175.2	969.8	205.4	529.8	1,164.3	1,702.1	1,555.6	146.5	396.1	1,498.7	147.6	1,351.1
【原指数】																		
令 和 3 年	105.7	112.7	115.6	110.9	94.2	140.9	109.3	110.1	105.7	140.7	102.2	95.3	94.2	107.8	107.3	90.7	112.0	88.3
令 和 4 年	103.6	108.7	116.0	104.0	95.5	155.4	110.4	115.8	85.2	137.0	93.3	97.6	96.1	113.8	109.4	80.6	101.6	78.3
令 和 5 年	99.4	105.1	110.8	101.4	90.3	157.9	100.3	103.0	87.5	123.0	94.7	93.7	90.0	132.9	99.7	79.1	94.1	77.5
令 和 6 年	100.2	95.5	96.8	94.7	76.5	238.5	88.1	88.7	85.7	112.4	93.6	69.1	63.3	129.8	83.6	96.5	95.0	96.7
令 和 7 年	102.0	98.2	99.2	97.6	72.6	239.6	87.2	87.1	87.4	110.3	90.0	88.0	84.9	120.8	77.7	93.7	92.4	93.8
令和6年5月	92.3	91.7	92.6	91.1	74.9	172.7	81.8	84.1	70.8	104.9	94.2	67.6	61.7	130.5	80.8	91.3	87.7	91.7
6月	95.6	97.0	100.5	94.8	77.3	103.5	81.9	82.8	77.8	109.9	119.9	76.0	71.2	127.6	82.1	104.6	93.8	105.8
7月	116.4	111.1	112.7	110.1	83.5	262.4	85.3	85.8	83.2	128.2	127.6	91.4	84.3	167.3	87.6	119.6	105.9	121.1
8月	100.8	83.5	85.5	82.3	68.4	363.7	78.0	79.0	73.5	109.2	83.5	70.2	66.3	111.4	81.9	77.6	82.1	77.1
9月	95.8	101.7	100.7	102.4	78.3	107.7	88.4	87.5	92.6	112.4	81.2	104.7	102.0	132.6	80.3	94.7	106.0	93.5
10月	115.7	111.5	110.7	112.0	84.4	332.3	79.5	77.9	87.3	110.0	74.6	106.1	105.1	116.0	85.9	118.5	103.0	120.2
11月	105.5	98.1	96.1	99.4	82.1	288.5	81.5	79.8	89.6	99.3	81.9	87.3	83.2	130.0	82.8	97.1	92.9	97.5
12月	105.3	91.8	88.2	94.0	81.8	273.5	90.3	88.6	98.3	96.3	89.9	82.1	80.0	105.2	81.4	102.5	96.7	103.2
令和7年1月	90.5	96.3	97.3	95.6	70.9	238.6	72.3	71.4	76.8	82.9	77.3	91.1	89.4	109.3	77.2	58.0	88.8	54.7
2月	98.9	95.3	96.8	94.4	69.2	218.5	91.0	91.2	90.5	103.4	81.7	86.0	83.6	112.4	76.8	98.0	88.1	99.1
3月	103.0	100.0	106.3	96.0	80.0	273.7	99.6	100.1	97.4	106.4	106.9	63.3	56.3	138.4	81.1	84.4	101.6	82.5
4月	96.8	97.3	100.4	95.3	75.6	231.8	85.5	85.7	84.9	92.8	79.5	77.8	75.2	105.3	81.7	84.0	88.8	83.5
5月	91.4	92.7	94.8	91.4	71.8	172.6	72.3	75.6	56.6	103.9	88.9	90.6	88.4	113.1	80.2	76.9	83.8	76.1
6月	118.9	104.2	108.0	101.7	74.0	306.4	109.6	116.3	77.9	113.1	128.2	99.6	97.0	127.2	76.5	110.9	89.5	113.3
7月	104.0	108.3	108.5	108.1	79.2	129.8	81.8	81.1	85.1	137.6	124.6	71.7	65.4	138.6	82.6	130.7	99.7	134.1
8月	85.5	78.2	79.8	77.2	63.4	199.4	72.0	70.7	78.1	99.3	77.2	78.2	73.7	125.3	68.1	64.9	81.4	63.1
9月	106.7	103.5	105.9	102.0	73.7	251.5	79.4	76.1	95.4	114.9	81.2	104.0	102.3	121.2	78.7	104.6	101.2	105.0
10月	100.7	111.5	109.6	112.6	78.6	121.6	82.3	78.2	101.3	142.9	71.9	111.0	106.3	161.5	83.4	100.5	101.5	100.4
11月	109.7	95.1	91.0	97.8	65.9	368.6	83.7	80.4	99.4	118.3	76.1	90.7	90.6	91.9	71.5	97.9	90.6	98.7
12月	117.4	96.5	92.6	99.0	68.5	362.1	116.6	118.9	105.8	107.7	86.8	92.3	91.1	105.9	75.1	113.5	93.9	115.6
令和8年1月	94.0	92.3	92.1	92.3	67.1	194.7	82.8	84.5	74.7	111.5	73.5	89.5	88.7	97.5	70.2	94.3	87.7	95.0
2月	102.6	96.0	97.4	95.1	67.5	246.4	97.3	99.0	89.6	118.4	76.3	93.3	93.7	89.5	71.2	103.3	84.6	105.3
3月	125.0	107.1	109.5	105.6	72.1	356.9	99.5	102.6	84.9	123.9	103.0	105.5	104.1	120.7	76.4	145.6	99.6	150.7
4月	99.5	102.2	103.8	101.2	69.7	122.5	90.2	89.2	95.0	98.1	89.8	88.4	87.4	99.4	96.5	122.7	112.8	123.8
5月	93.8	90.9	92.7	89.8	63.9	150.8	72.8	72.4	74.6	89.5	103.8	83.0	80.8	107.0	74.0	112.7	87.1	115.5
前年同月比(%)	2.6	△ 1.9	△ 2.2	△ 1.8	△ 11.0	△ 12.6	0.7	△ 4.2	31.8	△ 13.9	16.8	△ 8.4	△ 8.6	△ 5.4	△ 7.7	46.6	3.9	51.8
【季節調整済指数】																		
令和6年Ⅰ期	95.7	90.6	94.4	87.4	76.1	197.8	94.9	96.0	84.3	121.7	103.0	36.4	26.1	132.0	86.8	92.7	93.5	92.8
Ⅱ期	99.2	97.9	98.3	98.0	76.3	239.0	87.5	87.2	89.5	112.7	88.1	71.0	64.4	138.1	85.3	96.9	93.4	97.2
Ⅲ期	100.9	97.7	98.5	97.5	73.7	235.2	87.5	88.9	82.8	115.8	93.1	84.1	78.5	132.5	82.3	88.7	97.1	87.8
Ⅳ期	104.9	94.2	94.8	93.7	78.3	308.4	82.6	82.3	85.2	97.8	90.9	76.5	72.6	115.6	79.4	104.1	93.5	105.2
令和7年Ⅰ期	100.4	100.7	102.7	99.0	78.7	233.4	79.7	77.6	87.5	99.4	91.1	91.5	92.3	116.5	82.5	91.3	95.4	91.2
Ⅱ期	106.2	102.0	102.9	101.6	75.9	278.1	97.6	101.3	80.8	107.5	91.6	98.7	96.0	124.6	80.6	89.6	89.5	89.5
Ⅲ期	95.2	95.4	96.6	94.8	69.2	176.5	81.1	80.3	86.0	116.0	90.1	80.6	75.3	125.7	75.5	90.5	93.3	90.1
Ⅳ期	105.9	95.1	94.6	95.4	67.6	287.9	91.4	90.9	94.2	118.2	86.6	83.0	79.4	121.6	72.9	104.0	91.7	105.4
令和8年Ⅰ期	109.6	101.9	102.0	101.3	74.2	249.5	85.6	85.3	83.0	120.5	86.5	108.7	114.0	99.4	76.4	128.2	93.1	132.8
令和6年5月	101.7	103.5	100.5	105.3	78.0	184.7	93.2	94.3	89.3	119.8	96.4	77.3	71.4	130.5	84.4	96.1	92.4	96.6
6月	95.1	98.3	99.3	98.1	77.4	115.1	87.5	88.0	86.6	110.9	83.9	83.9	74.6	136.6	83.3	101.7	95.4	102.4
7月	104.7	99.8	101.7	98.9	74.6	270.2	88.4	89.0	85.7	120.3	95.1	87.2	80.5	152.7	84.4	95.9	99.3	95.1
8月	106.5	97.2	99.0	96.3	73.1	347.3	86.6	88.6	81.8	115.9	91.1	78.2	73.3	124.1	83.0	76.4	90.0	75.2
9月	91.5	96.1	94.8	97.4	73.4	88.0	87.6	89.0	80.9	111.2	93.0	86.9	81.7	120.7	79.4	93.9	102.1	93.0
10月	112.1	97.7	99.8	96.7	77.6	402.0	78.0	77.6	81.7	100.8	90.9	82.2	76.8	117.2	79.6	109.9	99.1	111.0
11月	102.4	91.4	91.7	90.8	78.3	265.1	84.9	85.3	83.6	99.0	92.6	73.3	69.6	124.0	79.1	99.5	89.0	100.6
12月	100.2	93.5	92.9	93.6	79.1	258.0	84.9	84.1	90.2	93.6	89.3	74.0	71.3	105.7	79.4	102.8	92.4	103.9
令和7年1月	101.6	102.7	102.5	101.1	79.8	232.9	76.5	72.2	87.1	91.0	90.2	112.2	117.9	117.9	80.7	68.8	93.3	66.2
2月	107.2	99.3	100.5	98.6	79.0	271.7	92.1	92.0	93.5	103.8	90.7	93.5	94.8	123.1	83.1	119.9	95.9	123.2
3月	92.5	100.2	105.0	97.4	77.4	195.7	70.5	68.7	82.0	103.3	92.3	68.7	64.2	108.5	83.7	85.3	96.9	84.1
4月	99.9	95.6	99.2	93.7	78.7	317.4	93.6	96.0	84.7	89.5	94.0	86.7	83.9	125.0	80.2	80.6	89.1	79.5
5月	103.1	108.0	105.5	109.6	77.1	195.9	83.5	85.8	72.8	120.6	90.9	107.0	105.5	115.4	84.4	83.3	89.8	82.6
6月	115.5	102.3	104.1	101.5	71.9	321.0	115.6	122.1	85.0	112.3	89.8	102.5	98.6	133.3	77.1	104.8	89.5	106.4
7月	93.6	97.3	97.9	97.1	70.8	133.6	84.7	84.1	87.7	129.1	92.9	68.4	62.4	126.5	79.6	104.8	93.4	105.4
8月	92.5	94.0	94															

令和2年(2020年)＝100

										(特掲)				区 分	
プラスチック 製 工 業	パルプ・紙 ・紙加工品 工 業	食 料 品 工 業	食料品	飲料	そ の 他 工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ フラット・パネル 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除く化粧品、 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート		
923.9	88.5	588.8	436.7	152.1	490.7	207.9	52.3	100.7	129.8	566.3	764.9	369.0	465.7	ウ エ イ ト	
【原指数】															
102.7	103.8	103.4	104.1	101.4	111.8	110.8	103.3	111.1	117.2	147.6	96.6	105.2	107.5	令和3年	
94.7	103.1	107.6	111.1	97.4	105.1	108.4	104.1	106.0	99.5	161.2	95.6	100.7	95.7	令和4年	
87.5	97.4	104.4	109.2	90.8	102.2	97.4	105.2	108.7	103.5	165.8	96.9	94.7	87.7	令和5年	
89.0	93.0	116.6	124.1	94.9	97.0	95.7	102.0	104.9	91.1	269.2	112.6	95.3	94.8	令和6年	
90.6	91.5	112.0	119.4	90.4	95.1	92.3	100.8	94.2	98.2	271.0	114.0	96.2	92.8	令和7年	
84.1	88.2	114.0	115.2	110.5	90.6	90.5	84.1	99.0	86.7	188.1	123.8	90.7	86.0	令和6年5月	
91.7	93.0	114.8	117.9	106.2	94.2	91.7	94.8	105.5	89.2	101.7	158.1	93.3	95.7	6月	
99.3	100.4	129.3	129.4	129.2	98.8	98.4	97.0	103.3	96.8	301.2	170.4	103.5	106.7	7月	
79.3	65.8	109.9	113.9	98.5	86.1	84.9	90.3	96.5	78.3	420.4	108.0	84.7	84.7	8月	
93.2	99.1	110.3	122.1	76.3	95.7	93.1	98.7	108.9	88.2	107.2	99.5	100.5	96.4	9月	
101.7	100.5	123.3	144.3	63.0	101.9	101.0	97.2	102.6	104.8	385.3	87.3	104.9	112.0	10月	
94.1	97.5	122.0	132.5	91.8	105.0	101.4	98.4	112.6	107.5	329.4	97.4	96.0	99.6	11月	
90.1	98.4	122.3	131.1	97.1	99.1	98.4	108.1	108.0	89.6	298.2	107.5	98.5	94.8	12月	
84.4	85.5	104.9	117.1	70.0	81.1	89.6	76.8	83.2	67.7	273.8	91.6	89.2	82.5	令和7年1月	
84.8	87.8	106.0	116.4	76.3	97.9	90.8	116.4	103.4	97.5	248.6	96.5	88.9	85.4	2月	
90.2	98.3	112.2	116.9	98.8	107.1	97.0	169.6	95.3	107.3	304.6	122.5	100.5	94.3	3月	
93.3	97.7	117.4	126.0	92.5	95.3	90.2	99.2	96.9	100.8	264.3	99.2	98.0	96.6	4月	
88.0	85.4	98.2	101.7	88.4	87.2	88.5	80.9	91.2	84.4	187.1	117.8	88.1	86.0	5月	
95.7	96.1	108.1	111.9	97.0	96.8	93.9	91.7	98.2	102.3	345.8	167.9	97.8	97.7	6月	
97.7	97.2	121.6	125.3	111.1	92.3	92.2	94.8	88.9	94.2	141.6	169.5	103.1	101.6	7月	
80.8	62.0	102.2	106.2	90.7	81.7	82.5	86.5	83.1	77.3	226.9	102.5	82.7	81.7	8月	
96.5	97.9	113.6	121.6	90.5	100.8	97.6	93.5	96.1	112.3	272.6	102.4	102.3	100.3	9月	
100.3	102.3	119.5	128.6	93.3	105.1	95.9	96.6	101.2	126.2	133.6	90.0	108.9	104.0	10月	
87.1	95.0	114.2	125.5	81.5	99.1	91.9	99.4	99.2	110.6	433.6	99.0	96.6	91.4	11月	
89.0	92.4	125.5	136.2	94.8	97.4	97.5	104.0	94.0	97.4	419.0	109.1	98.8	92.5	12月	
80.4	83.0	101.9	117.7	56.4	85.5	90.1	73.4	80.9	86.6	214.8	94.8	90.3	78.7	令和8年1月	
84.5	87.0	94.3	112.8	41.3	95.0	92.3	107.8	87.7	99.8	273.5	98.2	88.6	86.3	2月	
94.9	96.5	101.2	122.2	40.8	106.8	92.3	158.8	96.5	117.2	399.5	126.1	105.1	96.8	3月	
97.8	96.1	110.7	127.0	63.9	97.0	92.0	91.9	100.3	104.5	126.8	118.2	114.6	105.5	4月	
83.5	89.5	95.5	107.4	61.4	85.2	81.1	84.3	88.3	89.8	160.7	142.1	88.4	85.5	5月	
△ 5.1	4.8	△ 2.7	5.6	△ 30.5	△ 2.3	△ 8.4	4.2	△ 3.2	6.4	△ 14.1	20.6	0.3	△ 0.6	前年同月比(%)	
【季節調整済指数】															
84.0	93.3	114.3	119.9	99.7	95.6	98.0	100.9	104.4	83.9	224.0	111.5	93.7	92.6	令和6年1期	
89.8	91.8	116.8	123.8	98.3	97.7	95.3	101.2	107.7	92.1	279.7	106.9	94.6	93.0	Ⅱ期	
90.4	91.3	115.6	124.5	88.9	96.7	93.8	101.6	105.2	91.6	258.9	117.6	96.1	95.1	Ⅲ期	
90.2	91.9	116.9	125.2	90.2	96.4	93.7	100.3	102.2	95.1	352.1	119.7	94.8	97.6	Ⅳ期	
89.9	96.4	115.3	122.1	98.1	94.0	93.8	105.3	97.3	87.3	266.2	111.1	96.9	92.5	令和7年1期	
94.0	90.8	106.6	115.3	83.9	97.0	94.6	99.7	95.7	101.1	326.5	111.8	95.5	93.1	Ⅱ期	
91.6	88.2	111.6	120.1	86.3	94.6	92.3	97.7	91.3	98.4	188.7	116.6	95.8	93.6	Ⅲ期	
87.5	91.2	114.9	120.9	97.0	95.3	89.4	99.1	93.7	105.2	336.4	122.6	96.8	92.0	Ⅳ期	
89.8	94.6	106.4	122.9	57.8	94.6	92.9	98.9	91.5	97.7	278.5	114.2	98.7	92.2	令和8年1期	
91.4	90.9	119.3	125.4	102.8	99.2	95.9	101.0	104.8	96.6	204.3	116.1	95.4	94.0	令和6年5月	
91.1	96.2	117.1	125.8	94.3	99.2	95.1	102.8	112.7	94.8	118.0	94.3	95.3	93.7	6月	
92.0	97.0	118.2	123.2	99.8	98.7	100.1	102.0	105.5	91.5	318.6	113.4	97.9	98.0	7月	
88.9	79.7	117.1	125.3	94.5	95.9	88.7	103.1	106.4	93.3	373.9	118.1	92.4	93.5	8月	
90.4	97.1	111.6	125.0	72.4	95.5	92.6	99.7	103.6	90.0	84.3	121.4	98.1	93.7	9月	
92.2	92.9	116.9	130.2	70.7	95.3	94.8	99.3	96.5	91.3	475.0	121.0	97.2	102.2	10月	
90.0	90.3	120.3	126.6	102.8	97.4	92.7	98.3	106.4	96.9	295.7	120.4	91.9	97.1	11月	
88.5	92.4	113.6	118.9	97.1	96.4	93.7	103.3	103.6	97.0	285.5	117.8	95.2	93.6	12月	
93.6	96.1	118.2	125.9	98.2	88.6	91.0	97.5	96.2	73.7	270.0	113.3	95.9	95.1	令和7年1月	
89.9	97.7	116.6	123.7	99.1	98.6	95.1	109.5	105.2	96.5	313.7	109.7	96.3	91.2	2月	
86.1	95.5	111.2	116.7	96.9	94.9	95.3	109.0	90.4	91.6	215.0	110.4	98.5	91.3	3月	
91.3	85.2	107.0	115.9	83.3	93.7	92.6	102.5	85.8	101.0	385.8	124.8	94.1	89.7	4月	
97.7	89.7	105.8	114.5	83.2	96.9	94.8	98.3	97.9	96.5	215.9	110.8	94.6	95.5	5月	
93.1	97.6	107.1	115.5	85.2	100.4	96.3	98.3	103.5	105.9	377.8	99.9	97.8	94.1	6月	
90.5	93.9	111.2	119.3	85.8	92.2	93.7	99.7	90.8	89.1	149.8	112.8	97.5	93.3	7月	
92.5	76.5	112.0	120.8	88.1	92.4	87.1	99.9	92.9	94.5	214.4	112.5	92.2	91.6	8月	
91.7	94.1	111.7	120.3	84.9	99.1	96.0	93.4	90.2	111.6	201.9	124.5	97.8	96.0	9月	
91.0	94.5	113.3	116.0	104.6	98.3	90.0	98.7	95.2	110.0	164.7	124.8	100.9	94.9	10月	
85.9	94.0	118.0	127.2	92.6	94.4	86.3	100.4	96.8	103.0	466.8	124.0	95.9	91.1	11月	
85.6	85.2	113.3	119.5	93.7	93.3	91.8	98.2	89.0	102.7	377.6	119.1	93.5	89.9	12月	
91.1	95.0	118.1	130.9	80.1	94.9	92.5	94.3	94.9	96.8	225.0	117.7	99.2	92.2	令和8年1月	
89.6	96.8	103.7	119.9	53.6	95.7	96.6	101.4	89.2	98.8	345.1	111.6	96.0	92.2	2月	
88.7	91.9	97.5	118.0	39.6	93.1	89.7	100.9	90.3	97.5	265.5	113.3	100.9	92.3	3月	
95.7	83.8	100.9	116.8	57.5	95.4	94.4	95.0	88.9	104.7	185.1	148.7	110.0	97.9	4月	
95.6	100.5	107.8	128.4	58.6	97.2	89.2	103.5	97.9	106.0	222.3	135.4	98.5	97.0	5月	
△ 0.1	19.9	6.8	9.9	1.9	1.9	△ 5.5	8.9	10.1	1.2	20.1	△ 8.9	△ 10.5	△ 0.9	前月比(%)	

業種別在庫指数（令和2年(2020年）＝100）

区 分	臨工業総合																窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業	化 学 工 業	無 機 ・ 有 機 化 学 工 業	除 無 機 ・ 有 機 化 学 工 業		
	ウ ェ イ ト	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 工 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 工 業	金 属 製 品 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎 用 ・ 業 務 用 機 械 工 業	汎 用 機 械 工 業	業 務 用 機 械 工 業	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	電 気 ・ 情 報 通 信 機 械 工 業	輸 送 機 械 工 業	自 動 車 工 業	除 自 動 車 工 業								
ウ ェ イ ト	10,000.0	368.4	87.4	281.0	245.2	122.2	1,084.9	871.1	213.8	293.9	3,186.7	143.7	101.8	41.9			710.0	1,293.2	532.5	760.7		
【原指数】																						
令 和 3 年	104.0	114.8	148.2	104.4	100.9	107.1	119.4	111.2	153.0	88.9	116.1	105.1	x	x			86.1	95.7	97.8	94.2		
令 和 4 年	106.2	122.0	138.6	116.9	113.0	110.3	95.1	104.6	56.4	66.4	125.1	111.8	x	x			95.9	108.4	133.0	91.1		
令 和 5 年	94.9	111.9	139.1	103.4	85.3	92.3	98.0	110.4	47.2	73.5	94.5	100.7	x	x			91.1	111.9	133.0	97.0		
令 和 6 年	103.8	104.6	127.6	97.4	85.1	80.8	103.2	113.1	62.7	71.1	100.5	559.4	x	x			77.1	112.0	132.6	97.6		
令 和 7 年	94.8	120.9	151.7	111.3	88.6	78.3	82.9	88.4	60.3	85.6	103.0	57.7	x	x			75.6	105.2	116.5	97.3		
令和6年5月	103.7	102.3	134.5	92.3	92.9	88.4	91.2	98.2	62.4	83.0	126.0	109.7	x	x			84.1	106.8	124.5	92.6		
6月	104.5	105.6	126.2	99.2	94.4	88.1	90.1	95.4	68.2	74.6	124.0	121.6	x	x			85.9	110.9	129.8	97.6		
7月	97.8	109.1	126.3	103.7	94.5	86.7	90.6	96.7	65.4	64.2	103.5	109.9	x	x			85.7	111.4	126.4	100.9		
8月	94.4	107.0	135.6	98.1	90.8	86.0	93.1	98.9	69.7	67.9	95.1	120.7	x	x			81.3	109.5	126.7	97.4		
9月	93.5	108.1	136.1	99.3	87.1	84.9	85.5	89.6	68.6	61.9	90.4	153.9	x	x			80.6	108.2	123.3	97.7		
10月	97.8	105.1	143.6	93.1	92.0	83.9	93.8	99.7	69.6	65.9	98.8	142.2	x	x			80.7	110.5	128.3	98.0		
11月	100.7	105.3	126.2	98.8	91.4	81.9	99.9	107.4	69.5	63.6	103.8	257.5	x	x			80.6	112.5	129.4	100.6		
12月	103.8	104.6	127.6	97.4	85.1	80.8	103.2	113.1	62.7	71.1	100.5	559.4	x	x			77.1	112.0	132.6	97.6		
令和7年1月	105.4	105.4	133.6	96.7	92.9	76.0	100.7	109.3	65.7	69.5	109.6	421.7	x	x			82.1	110.7	130.5	96.9		
2月	100.7	105.1	142.8	93.4	93.6	79.0	89.3	95.6	63.4	67.2	112.8	202.0	x	x			81.2	103.3	120.8	91.1		
3月	92.9	107.0	130.8	99.6	85.0	77.7	78.3	81.7	64.5	71.2	101.4	66.9	x	x			81.4	101.9	127.5	84.0		
4月	102.8	114.6	142.0	106.1	90.6	78.8	74.9	78.3	61.2	x	127.2	50.5	x	x			80.7	106.8	132.6	88.7		
5月	109.0	111.5	145.7	100.9	91.6	77.1	75.7	78.7	63.4	x	146.4	69.9	x	x			77.0	109.8	138.8	89.6		
6月	106.8	112.4	133.3	105.9	94.7	76.9	77.7	80.9	64.9	x	135.8	74.6	x	x			78.4	110.4	139.5	90.1		
7月	101.5	116.2	128.3	112.4	95.1	76.5	76.2	79.6	62.5	x	120.7	57.7	x	x			77.0	109.3	128.7	95.7		
8月	96.3	118.3	139.6	111.7	91.4	76.2	78.6	81.6	66.4	x	105.9	72.4	x	x			78.9	102.7	115.6	93.8		
9月	92.8	120.1	147.8	111.4	87.2	77.7	72.0	73.6	65.3	x	95.9	59.5	x	x			77.9	100.6	109.5	94.5		
10月	94.1	112.9	139.9	104.4	87.6	79.1	79.0	81.7	67.8	x	101.7	60.7	x	x			74.3	103.1	116.7	93.6		
11月	93.9	117.3	139.4	110.5	92.6	78.8	82.5	86.8	65.1	x	101.2	59.9	x	x			74.9	102.6	113.4	95.0		
12月	94.8	120.9	151.7	111.3	88.6	78.3	82.9	88.4	60.3	x	103.0	57.7	x	x			75.6	105.2	116.5	97.3		
令和8年1月	108.4	114.4	145.0	104.9	92.9	76.9	79.4	83.4	62.8	x	110.1	38.1	x	x			73.8	102.8	113.8	95.1		
2月	106.4	111.3	144.9	100.9	89.3	77.2	80.8	84.9	64.1	x	124.5	38.9	x	x			72.6	101.5	113.3	93.2		
3月	96.4	116.6	133.5	111.3	90.8	77.4	82.0	87.9	57.9	x	115.3	67.9	x	x			74.7	96.7	120.0	80.4		
4月	106.3	123.9	147.4	116.6	94.4	76.4	90.7	96.1	68.7	x	132.1	511.4	x	x			64.2	93.5	118.1	76.3		
5月	104.4	111.0	122.3	107.5	95.8	74.7	91.0	96.0	70.9	x	134.0	408.8	x	x			63.1	94.5	115.2	80.1		
前年同月比(%)	△ 4.2	△ 0.4	△ 16.1	6.5	4.6	△ 3.1	20.2	22.0	11.8	x	△ 8.5	484.8	x	x			△ 18.1	△ 13.9	△ 17.0	△ 10.6		
【季節調整済指数】																						
令和6年Ⅰ期	96.7	107.4	135.4	98.6	91.8	90.4	87.5	95.7	59.1	87.0	102.8	108.6	x	x			87.1	106.6	120.6	95.6		
Ⅱ期	96.6	107.9	134.4	100.0	93.6	88.3	90.6	97.1	65.6	77.4	102.5	116.6	x	x			84.0	109.4	127.5	96.9		
Ⅲ期	98.5	103.8	131.3	95.4	90.0	84.2	89.8	96.3	64.9	53.1	101.0	150.9	x	x			80.6	110.0	128.8	97.3		
Ⅳ期	104.3	102.2	128.4	94.0	88.7	81.1	95.4	102.7	68.6	74.9	108.2	445.5	x	x			77.3	109.4	128.0	96.1		
令和7年Ⅰ期	101.9	109.9	134.8	102.1	91.8	77.7	85.8	91.4	67.0	67.0	123.5	82.1	x	x			81.0	105.6	129.0	87.9		
Ⅱ期	98.8	114.9	142.0	106.7	93.9	77.0	78.2	82.4	62.4	x	112.3	71.5	x	x			76.6	108.9	137.1	89.5		
Ⅲ期	97.7	115.3	142.6	107.0	90.1	77.1	75.6	79.1	61.7	x	107.2	58.3	x	x			77.9	102.2	114.4	94.1		
Ⅳ期	95.3	118.1	152.6	107.4	92.4	78.6	76.6	80.2	66.0	x	110.9	46.0	x	x			75.8	102.7	112.5	95.8		
令和8年Ⅰ期	105.7	119.7	137.6	114.0	98.0	77.4	89.8	98.3	60.2	x	140.5	83.3	x	x			74.4	100.2	121.4	84.1		
令和6年5月	96.8	108.9	137.2	100.0	91.7	89.0	92.4	100.2	63.0	82.4	103.0	114.2	x	x			84.7	108.0	126.6	96.0		
6月	96.6	107.9	134.4	100.0	93.6	88.3	90.6	97.1	65.6	77.4	102.5	116.6	x	x			84.0	109.4	127.5	96.9		
7月	96.2	105.2	131.9	97.2	92.3	86.7	90.9	97.5	65.1	71.3	100.3	108.8	x	x			83.4	108.3	122.6	98.0		
8月	96.0	105.4	133.5	96.6	91.0	85.6	90.5	97.1	64.8	69.6	100.0	113.4	x	x			81.9	109.9	126.4	96.9		
9月	98.5	103.8	131.3	95.4	90.0	84.2	89.8	96.3	64.9	53.1	101.0	150.9	x	x			80.6	110.0	128.8	97.3		
10月	99.9	102.7	136.9	91.8	87.5	82.7	91.4	99.4	65.4	68.5	104.7	132.6	x	x			80.1	110.1	128.5	97.0		
11月	101.6	101.0	130.2	92.0	88.4	81.3	93.2	101.4	67.9	68.6	107.4	258.7	x	x			79.5	111.2	130.2	98.1		
12月	104.3	102.2	128.4	94.0	88.7	81.1	95.4	102.7	68.6	74.9	108.2	445.5	x	x			77.3	109.4	128.0	96.1		
令和7年1月	105.7	107.8	130.3	101.8	90.7	76.4	100.0	107.6	69.6	72.4	113.3	403.4	x	x			83.8	109.3	130.6	94.8		
2月	102.6	108.4	130.8	99.8	96.1	79.3	91.3	95.4	69.3	69.2	119.0	225.4	x	x			82.0	104.1	122.9	91.7		
3月	101.9	109.9	134.8	102.1	91.8	77.7	85.8	91.4	67.0	67.0	123.5	82.1	x	x			81.0	105.6	129.0	87.9		
4月	99.3	116.6	146.6	107.7	89.3	79.8	77.8	76.8	61.6	x	115.3	61.5	x	x			83.0	107.8	130.6	91.4		
5月	101.7	118.7	148.6	109.3	90.5	77.6	76.7	80.3	64.0	x	119.7	72.8	x	x			77.5	112.1	141.2	92.9		
6月	98.8	114.9	142.0	106.7	93.9	77.0	78.2	82.4	62.4	x	112.3	71.5	x	x			76.6	108.9	137.1	89.5		
7月	99.8	112.1	134.0	105.4	92.8	76.5	76.4	80.3	62.2	x	116.9	57.1	x	x			74.9	106.2	124.8	92.9		
8月	97.9	116.5	137.4	110.0	91.6	75.8	76.4</															

令和2年(2020年)＝100

										(特掲)						区 分
プラスチック 製 工 業	パルプ・紙 ・紙加工工 業	食 料 品 工 業	食 料 品	飲 料	そ の 他 工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ フラット・パネル 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除く化粧品、 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート			
1,660.4	60.4	354.8	151.5	203.3	476.2	262.6	111.2	-	102.4	-	2,175.5	1,293.2	881.0	ウ エ イ ト		
【原指数】																
85.9	76.5	96.5	105.6	89.7	110.4	106.2	108.9	-	122.9	-	136.3	95.7	92.3	令和3年		
84.8	88.3	86.0	116.1	63.5	112.1	117.4	110.7	-	100.0	-	143.1	108.4	94.2	令和4年		
82.7	3.5	82.8	117.1	57.2	117.1	124.5	119.3	-	95.9	-	117.9	111.9	85.6	令和5年		
90.5	4.1	86.3	121.5	60.1	115.0	120.7	127.9	-	86.6	-	122.9	112.0	99.1	令和6年		
86.3	4.5	79.0	113.6	53.3	125.6	126.1	147.4	-	100.5	-	142.6	105.2	102.2	令和7年		
80.4	5.2	108.2	132.7	89.9	118.6	123.5	125.5	-	98.7	-	164.2	105.8	86.6	令和6年5月		
84.0	5.0	112.1	136.9	93.6	117.7	120.1	116.6	-	112.7	-	159.5	110.9	90.3	6月		
86.5	6.1	98.7	132.8	73.2	120.0	120.7	121.6	-	116.2	-	130.4	111.4	93.6	7月		
84.8	5.3	88.2	119.4	64.9	123.5	123.9	123.7	-	122.1	-	115.5	109.5	89.2	8月		
87.8	5.1	111.7	130.7	97.6	125.5	125.5	126.5	-	124.7	-	108.0	108.2	98.0	9月		
90.1	6.0	112.5	132.1	97.9	125.4	124.6	131.3	-	120.9	-	120.2	110.5	98.5	10月		
90.2	5.5	85.7	143.3	42.7	121.8	122.3	132.6	-	108.6	-	127.8	112.5	100.2	11月		
90.5	4.1	86.3	121.5	60.1	115.0	120.7	127.9	-	86.6	-	122.9	112.0	99.1	12月		
88.7	5.7	96.4	126.5	73.9	125.8	123.1	141.8	-	115.0	-	138.2	110.7	96.0	令和7年1月		
91.1	5.7	84.6	107.9	67.2	121.9	114.8	146.0	-	113.9	-	142.7	103.3	100.4	2月		
87.0	5.7	89.2	98.1	82.6	114.2	115.3	117.1	-	108.5	-	126.5	101.9	98.6	3月		
92.2	5.4	89.3	98.1	82.7	116.9	117.5	116.3	-	116.1	-	179.7	106.8	106.4	4月		
92.6	5.1	89.6	108.1	75.9	118.1	118.3	118.9	-	116.9	-	207.3	109.8	109.0	5月		
93.7	5.3	91.5	116.1	73.2	117.2	120.2	116.1	-	110.4	-	191.6	110.4	111.3	6月		
95.9	6.0	86.5	109.5	69.3	125.3	121.9	124.0	-	135.5	-	168.6	109.3	114.1	7月		
93.2	5.0	79.6	105.6	60.2	128.7	125.0	124.0	-	143.3	-	146.3	102.7	110.2	8月		
95.1	4.9	83.1	112.0	61.6	129.2	125.2	129.0	-	139.6	-	130.7	100.6	113.4	9月		
93.6	4.9	86.8	126.3	57.4	123.4	121.9	140.8	-	108.6	-	139.7	103.1	109.5	10月		
89.0	4.8	84.3	132.6	48.3	125.7	124.5	148.7	-	103.9	-	139.0	102.6	106.5	11月		
86.3	4.5	79.0	113.6	53.3	125.6	126.1	147.4	-	100.5	-	142.6	105.2	102.2	12月		
85.9	4.8	434.8	126.9	664.3	132.1	128.0	163.8	-	108.3	-	152.9	102.8	102.5	令和8年1月		
88.1	4.7	253.0	112.1	358.0	132.7	127.3	165.7	-	110.8	-	173.2	101.5	107.5	2月		
87.3	4.5	75.1	109.5	49.5	112.9	109.0	136.8	-	96.8	-	159.6	96.7	109.5	3月		
83.0	3.9	94.8	122.8	73.9	112.9	107.6	142.5	-	94.5	-	183.9	93.5	103.1	4月		
79.4	3.7	88.6	107.0	75.0	117.6	110.3	143.3	-	108.1	-	186.8	94.5	98.5	5月		
△ 14.3	△ 27.5	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.4	△ 6.8	20.5	-	△ 7.5	-	△ 9.9	△ 13.9	△ 9.6	前年同月比(%)		
【季節調整済指数】																
81.2	4.4	96.5	118.7	79.5	121.5	125.5	124.0	-	107.5	-	130.9	106.6	85.7	令和6年1期		
83.2	6.0	97.6	123.9	77.6	120.6	122.3	127.0	-	112.2	-	127.3	109.4	89.9	Ⅱ期		
87.6	7.2	116.4	132.6	99.7	125.3	123.1	131.1	-	121.9	-	127.9	110.0	95.1	Ⅲ期		
89.2	4.5	98.9	126.0	77.7	116.1	121.7	125.4	-	99.3	-	134.7	109.4	97.8	Ⅳ期		
90.5	5.2	87.8	108.2	72.2	117.8	117.2	121.3	-	115.6	-	155.9	105.6	105.0	令和7年1期		
92.8	6.3	79.7	105.1	60.7	120.0	122.4	126.5	-	109.9	-	152.9	108.9	110.9	Ⅱ期		
94.9	6.9	86.6	113.6	62.9	129.0	122.8	133.7	-	136.4	-	154.8	102.2	110.0	Ⅲ期		
85.1	5.0	90.5	117.8	68.9	126.8	127.1	144.5	-	115.3	-	156.3	102.7	100.9	Ⅳ期		
90.9	4.1	73.9	120.8	43.2	116.5	110.8	141.7	-	103.2	-	196.7	100.2	116.6	令和8年1期		
82.1	5.1	97.6	125.2	77.0	119.9	123.8	128.4	-	103.4	-	127.5	108.0	88.1	令和6年5月		
83.2	6.0	97.6	123.9	77.6	120.6	122.3	127.0	-	112.2	-	127.3	109.4	89.9	6月		
83.6	6.4	95.6	128.7	73.0	121.1	121.5	129.3	-	112.6	-	126.4	108.3	89.9	7月		
85.9	7.5	95.8	129.7	69.4	123.2	122.2	129.7	-	118.0	-	123.4	109.9	92.6	8月		
87.6	7.2	116.4	132.6	99.7	125.3	123.1	131.1	-	121.9	-	127.9	110.0	95.1	9月		
89.1	6.6	107.4	127.2	101.5	123.8	121.9	131.8	-	116.9	-	131.2	110.1	97.4	10月		
89.1	5.1	90.1	126.8	54.4	123.1	122.6	130.7	-	112.6	-	135.0	111.2	97.3	11月		
89.2	4.5	98.9	126.0	77.7	116.1	121.7	125.4	-	99.3	-	134.7	109.4	97.8	12月		
87.3	4.2	100.4	131.3	77.5	120.0	123.1	125.5	-	104.7	-	143.8	109.3	94.2	令和7年1月		
90.6	4.0	92.9	117.0	73.9	116.0	115.0	126.3	-	104.6	-	151.4	104.1	99.7	2月		
90.5	5.2	87.8	108.2	72.2	117.8	117.2	121.3	-	115.6	-	155.9	105.6	105.0	3月		
95.2	5.6	83.4	99.6	71.1	119.8	117.9	120.9	-	122.6	-	156.4	107.8	110.6	4月		
94.6	5.0	80.8	102.0	65.0	119.4	118.6	121.6	-	122.5	-	161.0	112.1	110.9	5月		
92.8	6.3	79.7	105.1	60.7	120.0	122.4	126.5	-	109.9	-	152.9	108.9	110.9	6月		
92.7	6.3	83.8	106.2	69.1	126.5	122.7	131.9	-	131.3	-	163.5	106.2	109.6	7月		
94.4	7.1	86.5	114.7	64.4	128.4	123.3	130.0	-	138.5	-	156.3	103.0	114.3	8月		
94.9	6.9	86.6	113.6	62.9	129.0	122.8	133.7	-	136.4	-	154.8	102.2	110.0	9月		
92.5	5.4	82.9	121.6	59.5	121.8	119.2	141.3	-	105.0	-	152.5	102.7	108.2	10月		
87.9	4.5	88.6	117.3	61.5	127.1	124.8	146.6	-	107.7	-	146.8	101.4	103.4	11月		
85.1	5.0	90.5	117.8	68.9	126.8	127.1	144.5	-	115.3	-	156.3	102.7	100.9	12月		
84.6	3.5	452.8	131.7	696.6	126.0	128.1	145.0	-	96.6	-	159.1	101.5	100.6	令和8年1月		
87.6	3.3	277.8	121.5	393.8	126.2	127.5	143.4	-	101.7	-	183.8	102.3	106.8	2月		
90.9	4.1	73.9	120.8	43.2	116.5	110.8	141.7	-	103.2	-	196.7	100.2	116.6	3月		
85.7	4.1	88.6	124.7	63.5	115.7	108.0	148.1	-	99.8	-	160.1	94.4	107.1	4月		
81.1	3.6	79.9	101.0	64.2	118.9	110.5	146.6	-	113.3	-	145.1	96.5	100.2	5月		
△ 5.4	△ 12.2	△ 9.8	△ 19.0	1.1	2.8	2.3	△ 1.0	-	13.5	-	△ 9.4	2.2	△ 6.4	前月比(%)		

賃 金 動 向

毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較

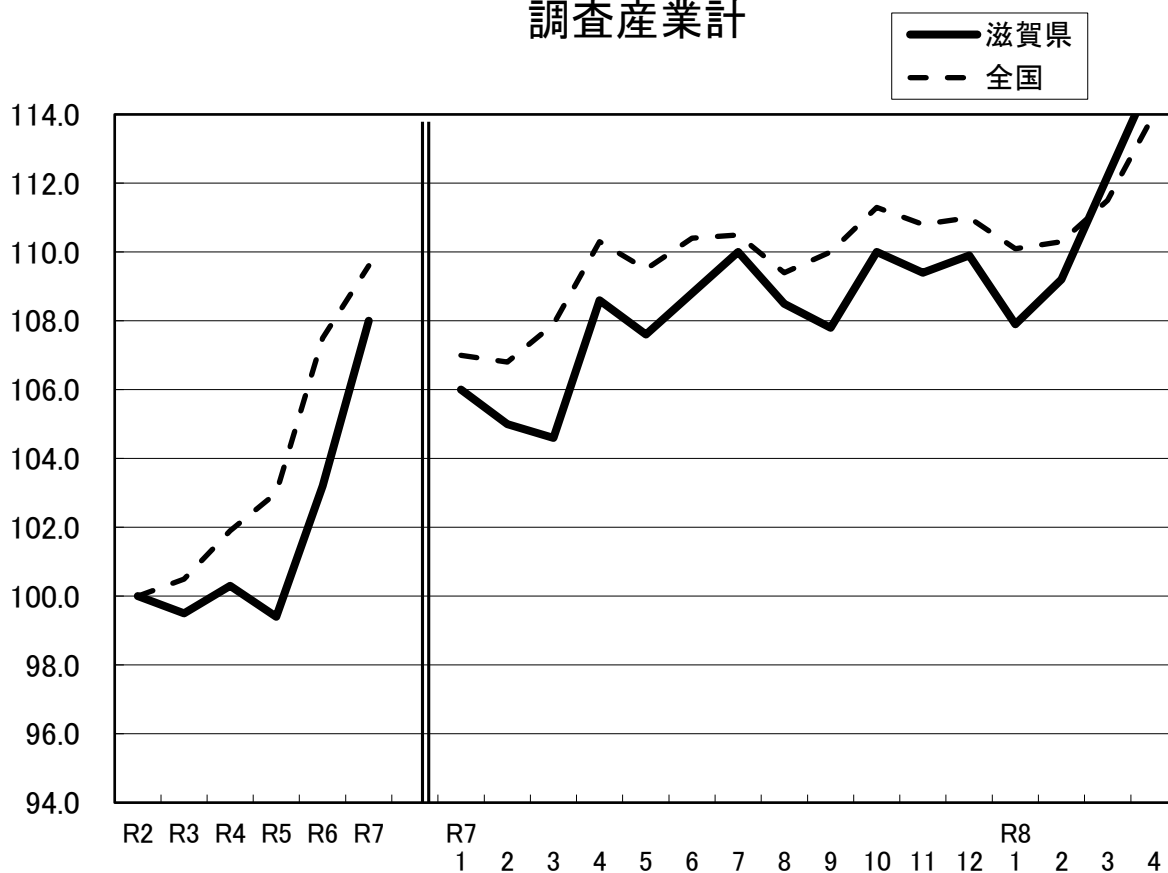
きまって支給する給与（事業所規模5人以上）

令和2年平均＝100

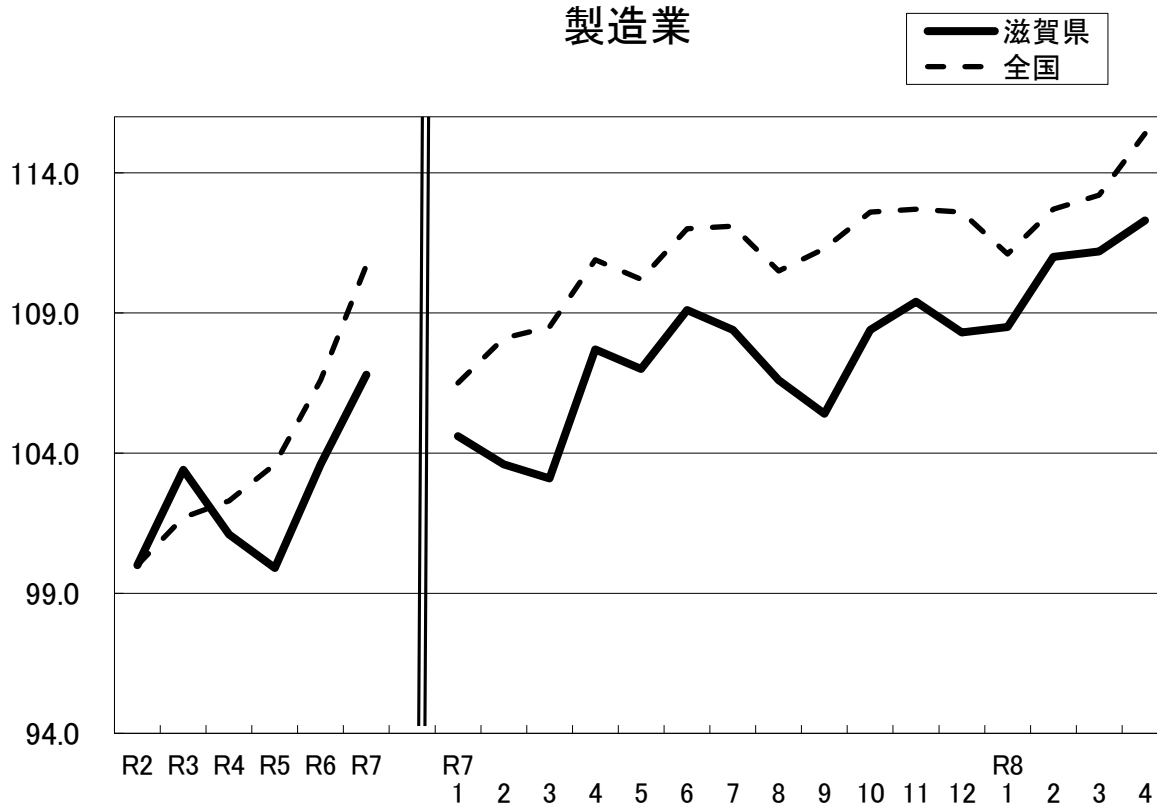
年月	調 査 産 業 計		製 造 業	
	滋 賀 県	全 国	滋 賀 県	全 国
R1	104.0	100.7	101.3	102.2
R2	100.0	100.0	100.0	100.0
R3	99.5	100.5	103.4	101.7
R4	100.3	101.9	101.1	102.3
R5	99.4	103.0	99.9	103.6
R6	103.2	107.5	103.6	106.6
R7	108.0	109.6	106.8	110.7
R7/1	106.0	107.0	104.6	106.5
R7/2	105.0	106.8	103.6	108.1
R7/3	104.6	107.9	103.1	108.5
R7/4	108.6	110.3	107.7	110.9
R7/5	107.6	109.5	107.0	110.2
R7/6	108.8	110.4	109.1	112.0
R7/7	110.0	110.5	108.4	112.1
R7/8	108.5	109.4	106.6	110.5
R7/9	107.8	110.0	105.4	111.3
R7/10	110.0	111.3	108.4	112.6
R7/11	109.4	110.8	109.4	112.7
R7/12	109.9	111.0	108.3	112.6
R8/1	107.9	110.1	108.5	111.1
R8/2	109.2	110.3	111.0	112.7
R8/3	112.2	111.5	111.2	113.2
R8/4	115.2	114.0	112.3	115.4

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

調査産業計



製造業



生活保護費と最低賃金額の比較(令和8年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準 （第1類費＋第2類費（冬 期加算を除く）＋特例加算 ＋経過加算＋冬期加算＋ 期末一時扶助費）＋住宅扶 助）（注2）	最低賃金（令和6年度） ×173.8×0.824	最低賃金（令和7年度） ×173.8×0.824
北海道	106,748	144,643	153,952
青森	98,500	136,480	147,364
岩手	96,372	136,337	147,651
宮城	102,092	139,344	148,653
秋田	96,617	136,194	147,651
山形	97,883	136,767	147,794
福島	96,194	136,767	147,937
茨城	95,043	143,927	153,809
栃木	99,049	143,784	152,950
群馬	97,745	141,063	152,234
埼玉	112,678	154,382	163,404
千葉	109,528	154,095	163,261
東京	123,302	166,555	175,577
神奈川	118,968	166,411	175,434
新潟	99,511	141,063	150,372
富山	95,915	142,925	152,090
石川	98,292	140,920	150,945
福井	95,758	140,920	150,801
山梨	92,936	141,493	150,658
長野	96,335	142,925	151,947
岐阜	97,806	143,354	152,520
静岡	103,069	148,080	157,103
愛知	104,423	154,238	163,261
三重	96,028	146,505	155,671
滋賀	99,991	145,646	154,668
京都	109,808	151,517	160,683
大阪	111,922	159,537	168,560
兵庫	108,691	150,658	159,824
奈良	98,849	141,206	150,515
和歌山	95,935	140,347	149,656
鳥取	94,995	137,053	147,508
島根	92,880	137,769	147,937
岡山	100,989	140,633	149,942
広島	103,909	146,075	155,384
山口	92,182	140,204	149,369
徳島	89,651	140,347	149,799
香川	96,583	138,915	148,367
愛媛	97,475	136,910	147,937
高知	93,169	136,337	146,505
福岡	99,484	142,066	151,374
佐賀	92,137	136,910	147,508
長崎	94,540	136,480	147,651
熊本	93,792	136,337	148,080
大分	92,701	136,623	148,224
宮崎	92,963	136,337	146,505
鹿児島	92,606	136,480	146,935
沖縄	95,872	136,337	146,505

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

滋賀県最低賃金改正状況一覧(年度別推移)

区分 年度別	時間額	引上げ額	目安額	引上げ率	発効日	備考
平成23年度	709	3	1	0.42	H23.10.20	
平成24年度	716	7	4	0.99	H24.10.6	
平成25年度	730	14	12	1.96	H25.10.25	
平成26年度	746	16	15	2.19	H26.10.9	
平成27年度	764	18	18	2.41	H27.10.8	
平成28年度	788	24	24	3.14	H28.10.6	
平成29年度	813	25	25	3.17	H29.10.5	
平成30年度	839	26	26	3.20	H30.10.1	
令和元年度	866	27	27	3.22	R1.10.3	
令和2年度	868	2	示さず	0.23	R2.10.1	
令和3年度	896	28	28	3.23	R3.10.1	
令和4年度	927	31	31	3.46	R4.10.6	
令和5年度	967	40	40	4.31	R5.10.1	
令和6年度	1,017	50	50	5.17	R6.10.1	
令和7年度	1,080	63	63	6.19	R7.10.5	

